附属書一(第三章関係) 第十四条に関する表

第一部 一般的注釈

1 第十四条の規定 の適用に当たっては、 第二部第二節及び第三部第二節の各締約国 一の表の 2欄に掲げる品

それぞれの表の4欄に掲げる次の区分及びそれぞれの表の5

欄

の注釈に定める条件を適

用

す

る。

目に

ついて、

(a) 表の 4 欄 に A を掲げた品目に分類される原産品 の関税に うい ては、 この協定 の効力発生の 日 に 撤

廃する。

- (b) 5 行わ 表の れ 4 る基準が 欄 に . В 税率から無税までの六回 5 を掲げた品 目に分類される原産 0 毎年 均等な引下げにより、 品 の関税については、 撤廃する。 この 協 定の 効力発生 0 日 カ
- (c) 5 行われ 表 \mathcal{O} れ 4 欄 る基準税率か に $ar{ ext{B}}_{7}$ を掲げた品目に分類される原産品 ら無税までの八回 の毎年均等な引下げにより、 の関税については、 撤廃する。 この協定の効力発生 $\overline{\mathcal{O}}$ 日 カ
- (d) 表の 4欄に 「B10」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日か

ら行われる基準税率から無税までの十一回の毎年均等な引下げにより、 撤廃する。

- (e) ら行われる基準税率から無税までの十三回の毎年均等な引下げにより、 表の4欄に 「B12」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日か 撤廃する。
- (f) 釈に定める条件に従って、 日本国の表の4欄に 「B12*」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、 撤廃する。 同表の5欄の注
- (g) ら行わ 表の 4欄に れ る基準税率 $\vec{\mathrm{B}}$ <u>1</u>5 から無税までの十六回 を掲げた品目に分類される原産品 の毎年均等な引下げにより、 の関税については、この協定の効力発生 撤 廃する。 \mathcal{O} 日 カ
- (h) に従って、 表 0 4 欄 引き下げる。 に $\bar{\mathrm{P}}$ を掲げた品目に分類される原産品 の関税に うい て は、 表 \mathcal{O} 5 欄 の注釈に定める条件
- (i) に従う。 表の4 欄に「Q」 を掲げた品目に分類される原産品の関税については、 表の5欄の注釈に定める条件
- (j) 表の4欄に . R を掲げた品目に分類される原産品の関税については、 表の5欄の注釈に定める条件

に従って交渉する。

- (k) 表の4欄に「X」を掲げた品目に分類される原産品は、 いかなる約束 (関税の撤廃、 引下げ等) の 対
- 象 からも除外される。
- 2 この附属書の規定に従って行われる関税の撤廃又は引下げについては、 従価税の場合には、○・一パー
- セント未満 の端数は、これを四捨五入し(○・○五パーセントは、○・一パーセントとする。)、従量税
- の場合には、 各締約国の公式貨幣単位の〇・〇一未満の端数は、これを四捨五入する(〇・〇〇五 は
- ・〇一とする。)。ただし、この2の規定は、 統一システムの第〇二〇三・一九号、第〇二〇三・二二
- 号、 第〇二〇三・二九号、第〇二〇六・四九号、 第○七○三・一○号、第一六○二・四一号、第一六○
- 二・四二号、第一六〇二・四九号、第七四〇三・一一号、 第七四〇三・一三号及び第七四〇三・一九号に
- 分類される原産品について課される関税であって、 第二部第一節の注釈26又は第二部第二節の 日 本 国 \mathcal{O}
- 表の3欄に規定する特定の額と課税価格との差額を用いて算定されるものについては、 この附属書における記載は、二千二年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。 適用 しない。

3

- 4 この附 属書の規定の適用上、 「基準税率」とは、第二部第二節及び第三部第二節の各締約国の表の3欄
- に定める税率であって、 専ら関税の撤廃又は引下げの開始点となるものをいう。

- 5 関税の毎年均等な引下げの実施に当たっては、 次の規定を適用する。
- (a) 一年目の引下げは、この協定の効力発生の日に行う。
- (b) その後の毎年の引下げは、 この部及び第二部については毎年四月一日に行い、 この部及び第三部につ

いては毎年一月一日に行う。

6 この部及び第二部 \mathcal{O} 規定の適 開上、 「年」とは、 一年目については、 この協定の効力発生 の日からその

の期間をいう。

後

の最

初の三月三十

日までをいい、

その後の各年につい

ては、

当該

各年の

兀

月一

日に開

始する十二箇

7 後の最初の十二月三十一日までをい の部 及び第三部 の規定 の適用上、 V) 「年」とは、 その後の各年については、 一年目については、 当該各年の一 この協定 月 の効力発生 日 に開始する十二箇 0 日 からその

月の期間をいう。

8 規定する一 関税割当ての実施に当たっては、 年目の合計割当数量は、 一年目が十二箇月未満の場合には、 残余の完全な月数に比例する数量に減ずる。 第二部第一節及び第三部第一 この8の規定の適用 節に 上、

第二部第一節及び第三部第一節の関連する規定に特定する単位が適用されることを条件として、一・○未

満の端数は、これを四捨五入する(○・五は、一・○とする。)。

第二部

第一節 日本国の表についての注釈

次の 1から11までの規定に定める条件は、チリから輸入されるチリの原産品であって、 次節の日本国 一の表

の5欄にこれらの番号を掲げた品目に分類されるものについて適用する。

1 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a)

年目、

から五年目までの合計割当数量は、

それぞれ次のとおりとする。

- (i) 一年目については、千三百メートル・トン
- (ii) 二年目については、千九百五十メートル・トン
- (iv) 四年目については、三千二百五十メートル・トン
- (ツ) 五年目については、四千メートル・トン
- (b) 年目から五年目までの枠内税率は、それぞれ次のとおりとする。

- (i) 一年目及び二年目については、三十四・六パーセント
- 三年目、四年目及び五年目については、三十・八パーセント
- (c) づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。 (a) 及び(b) の規定の適用上、 関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基
- (d) 税率 両締: について交渉する。 約 玉 は、 五年目において、第十四条3の規定に従って、 交渉の結果、 両締約日 国間で合意が得られない場合には、 五年目の終了後の合計割当数量及び枠内 合意が得られるまでの

間、

五年目

の合計割当数量及び枠内税率を適用する。

- (e) 昭 この 和三十五年法律第三十六号)第七条の五に規定する牛肉に係る関税の緊急措置を適用しない。 1 の規定に従って行われる関税割当てに基づいて輸入される原産品については、 関税暫定措置法
- 2 (a) 関税割当ては、 年目から五年目までの合計割当数量は、 次 の規定に従って行う。 それぞれ次のとおりとする。
- (i) 一年目については、三万二千メートル・トン
- (ii) 二年目については、三万八千七百五十メートル・トン

- 三年目については、四万五千五百メートル・トン
- (i) 四年目については、五万二千二百五十メートル・トン
- (v) 五年目については、六万メートル・トン

年目から五年目までの枠内税率は、

次のとおりとする。

(b)

- (i) 三円を超え、 個 につき五百三十五 つき五十三・五三円以下のものについては、 の星印 表の2欄に一 (*)を付した品目に分類される原産品のうち、 五百三十五 個 この星印 ・五三円と課税価格との差額とする。 ・五三円を一・○二二で除して得た額以下のものについては、 (*)を付した品目に分類される原産品のうち、 キログラムにつき四百八十二円とする。 表の2欄に一 課税価格が一 個の星印 キログラムにつき五十三・五 課税価格が一キログラムに (*) を付した品 表の キロ 2欄 グラム 目に に
- (ii) につき五百七十七・一五円を○・六四三で除して得た額以下のものについては、一キログラムにつき 表の2欄に二個 の星印 (* *) を付した品目に分類される原産品のうち、 課税価格が一キログラム

得た額を超えるものについては、二・二パーセントとする。

分類される原産品

のうち、

課税価

格が一キログラムにつき五百三十五・五三円を一・○二二で除して

五百七十七・一五円と課税価格に○・六を乗じて得た額との差額とする。表の2欄に二個の星印

- * を付した品目に分類される原産品のうち、 課税価格が一キログラムにつき五百七十七・一五円を
- ・六四三で除して得た額を超えるものについては、 四・三パーセントとする。
- (iii) 表の2欄に三個の星印 (***)を付した品目に分類される原産品については、 十六・〇パーセン

(c) き輸入締約国が発給する関税割当ての証 (a) 及び(b) の規定の適用上、 関税割当ては、 明書により行う。 それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証 明書に基

(d) 間、 税率について交渉する。 両 五年目 締 約 玉 は の合計割当数量及び枠内税率を適用する。 五. 年目にお 交渉の結果、 いて、 第十四条3 両 締 約国間で合意が得られない場合には、 の規定に従って、 五年目 の終了後の合計割当数量及び枠内 合意が得られるまでの

(e) 定する豚肉等に係る関税の緊急措置及び同条第二項に規定する豚肉等に係る特別セーフガード措置を適 個 の星印 この2の規定に従って行われる関税割当てに基づいて輸入され、 (* *) を付した品目に分類される原産品については、 関税暫定措置法第七条の六第一項に規 表の2欄に一個の星印 (*) 又は二

用しない。

(a)

3 関税割当ては、 次の規定に従って行う。

年目から五年目までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

(i) 一年目については、 六百メートル・トン

二年目については、 三年目については、 六百七十五メートル・トン

六百三十七メートル

トン

(iii)

(ii)

(iv) 四年目については、 七百十二メートル・トン

五年目については、 七百五十メートル・トン

(v)

(b) (i) 表の2欄 に 個 の星印 (*)を付した品目に分類される原産品については、 年目から五年目まで

の枠内税率は、 それぞれ次のとおりとする。

(A) 年目及び二年目については、十一・五パーセント

(B) 三年目、 四年目及び五年目については、七・六パーセント

(ii) 表の2欄に二個の星印 (**) を付した品目に分類される原産品については、一年目から五年目ま

での枠内税率は、それぞれ次のとおりとする。

- (A) 一年目及び二年目については、十九・一パーセント
- (B) 三年目、四年目及び五年目については、十二・七パーセント
- づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。

(c)

(a)及び(b)の規定の適用上、

関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基

(d) 税率について交渉する。 両締約国は、五年目において、第十四条3の規定に従って、 交渉の結果、 両締約国間で合意が得られない場合には、 五年目の終了後の合計割当数量及び枠内 合意が得られるまでの

間、五年目の合計割当数量及び枠内税率を適用する。

- 4 ついて交渉する。 両締約国 は、 五年目において、 第十四条3の規定に従って、 市場アクセスの条件の改善その他の事項に
- 5 関税割当ては、次の規定に従って行う。
- (a) 年目から五年目までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。
- (i) 一年目については、三千五百メートル・トン

- (ii) 二年目については、四千メートル・トン
- ⑤ 三年目については、四千五百メートル・トン
- (i) 四年目については、五千メートル・トン
- (ツ) 五年目については、五千五百メートル・トン
- (b) 年目 から五年目 まで の枠内 税率 は、 それぞれ次のとおりとする。
- (ii) (i) 三年 年 目 目 及び二年 兀 年 Ė 自 に 及び五年目については、 つい ては、 + 七パ] 八 セ 五. ント パ] セ ント
- (c) づき輸 (a) 及び 入締 (b) の規定 約 玉 が 発給する関税割当て \mathcal{O} 適 用 上 関税割当ては、 の証 明 書 それぞれ により行う。 の輸 出 に 0 1 て輸 出 締 約 国 が 発給する証 明 書 に基
- (d) 税率について交渉する。 両 締 約 国 は、 五. 年目において、 交渉の結果、 第十四 両 条 3 締 約 国 0 間で合意が得られ 規定に従って、 五. 年 ない場合には、 自 の終了後の 合意が得られるまでの 合計割当数量及び枠内

間、五年目の合計割当数量及び枠内税率を適用する。

6

両 締 約 玉 は、 三年目において、 第十四条3の規定に従って、 市場 アクセスの条件の改善その他 の事 項に

ついて交渉する。

7 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から十・○パーセントまでの六回の

毎年均等な引下げにより、 削減する。

8 関税割当ては、 次の規定に従って行う。

(a) 年目から五年目までの合計割当数量は、 それぞれ次のとおりとする。

(i) 年 Ė に ついては、 三千七百メー 1 ル トン

二年 Ė につい ては、 三千九百 メ \vdash ル トン

(ii)

(iii) 三年 自に つい て は 四千 古メー 1 ル 1

(iv) 四年 目 に つい て は、 四千三百 メート ル・トン

(b) (v)五年 目については、 五千メー トル トン

枠内税率は、

無税とする。

(c) (a)及び(b)の規定 の適用上、 関税割当ては、 輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。 輸

入締 約 玉 は 輸 出締約 国と協力して関税割当制度を運用するものとし、 合計割当数量の配分について

は、輸入締約国がこれを行う。

(d) 両 締 約国は、 五年目において、第十四条3の規定に従って、五年目の終了後の合計割当数量について

交渉する。 交渉の結果、 両締約国間で合意が得られない場合には、 合意が得られるまでの間、 五. 年目の

合計割当数量を適用する。

9 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から十九・〇パーセントまでの六回

の毎年均等な引下げにより、削減する。

関税率については、 この協定 の効力発生の日 から行われる基準税率から十七・○パーセントまでの六回

の毎年均等な引下げにより、削減する。

10

11 関税については、 基準税率から無税までの次の規定に従った引下げにより、 撤廃する。

(a) この協定 の効力発生の日から十三・八パーセント(その率が一リットルにつき百二十五・〇〇円の従

量税率より高いとき又は一リットルにつき五十・二五円の従量税率より低いときは、 それぞれ当該従量

税率)

(b) 二年目の初日から十二・七パーセント(その率が一リットルにつき百二十五・〇〇円の従量税率より

高 いとき又は一リットルにつき三十三・五〇円の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率)

- (c) 三年目 の初日から十一・五パーセント(その率が一リットルにつき百二十五・○○円の従量税率より
- 高 いとき又は一リットルにつき十六・七五円の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率

四年目の初日から十・四パーセント(その率が一リットルにつき百二十五・〇〇円の従量税率より高

いときは、当該従量税率)

(d)

(e) 五年目 \mathcal{O} 初日 から九・二パーセント (その率が一リットルにつき百二十五・○○円の従量税率より高

いときは、当該従量税率)

(f) 六年 目 の初 日 カン 5 八・一 パー セント (その率が一リット ルにつき百二十五・〇〇円の従量税率 より高

いときは、当該従量税率)

- (g) ときは、 七年目の 当該従量税率) 初日、 から六・九パ] セント (その率が一リットルにつき百二十五・○○円の従量税率より高
- (h) 八年目 \mathcal{O} 初 日 から五 ・八パーセント(その率が一リットルにつき百二十五・○○円の従量税率より高

いときは、当該従量税率)

(i) 九年目の初日から四・六パーセント(その率が一リットルにつき百二十五・○○円の従量税率より高

いときは、 当該従量税率)

(j) 十年目の初日から三・五パーセント(その率が一リットルにつき百二十五・○○円の従量税率より高

いときは、 当該従量税率)

(k) 十一年目 の初日から二・三パーセント(その率が一リットルにつき百二十五・○○円の従量税率より

高 いときは、 当該従量税率)

(1) 十二年目の初日から一・二パーセント(その率が一リットルにつき百二十五・○○円の従量税率より

高いときは、 当該従量税率)

(m)

十三年目の初日

から無税

第二節 日本国の表

関税率表番号 1 品 2 名 基準税率

3

4

5

区分

注釈

						〇一〇一・九〇 その										○ ○ · ○ 純粋	○一・○一馬、ろ馬、	第一類動物(
その他のもの	いものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。)	軽種馬(競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していな	その他のもの	軽種馬以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの	馬	その他のもの	ろ馬、ら馬及びヒニー	その他のもの	いものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。)	軽種馬(競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していな	その他のもの	令で定めるところにより証明されたもの	系種の馬(以下この項において「軽種馬」という。)以外のものである旨が政	サラブレッド種、サラブレッド系種、アラブ種、アングロアラブ種又はアラブ	馬	純粋種の繁殖用のもの	馬、ら馬及びヒニー(生きているものに限る。)	動物(生きているものに限る。)
X	A			A			A	X	A			A						

X —	 	011011
	牛の肉(冷凍したものに限る。)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
X	牛の肉(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。) X	•
		第二類
A	その他の動物(生きているものに限る。) A	〇一・〇六
A	で、生きているものに限る。)	
	家きん(鶏(ガルルス・ドメスティクス)、あひる、がちょう、七面鳥及びほろほろ鳥	〇 · ○ 五
A	羊及びやぎ(生きているものに限る。) A	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
X	一頭の重量が五〇キログラム以上のもの X	〇一〇三・九二
X	一頭の重量が五〇キログラム未満のもの X	〇 一 〇 三 ・ 九 一
	その他のもの	
A	純粋種の繁殖用のもの A A A A A A A A A A A A A A A A A A	O - O - O - O - O - O - O - O - O - O -
	豚(生きているものに限る。)	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
X	その他のもの	
A	水 牛	
	その他のもの	〇一〇二-九〇
A	純粋種の繁殖用のもの A A A A A A A A A A A A A A A A A A	O O
	牛 (生きているものに限る。)	•
A 	ろ馬、ら馬及びヒニー A	

	0110111			011011.				〇二〇三· 九			0110111			○		0	011011.110	011011.10
その他のもの*	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの(骨付きのものに限る。)	その他のもの	いのししのもの	枝肉及び半丸枝肉	冷凍したもの	その他のもの*	いのししのもの	その他のもの	その他のもの	いのししのもの	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの(骨付きのものに限る。)	その他のもの	いのししのもの	枝肉及び半丸枝肉	生鮮のもの及び冷蔵したもの	豚の肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。)	骨付きでない肉	その他の骨付き肉

Q A	X A	Q A	X A	X A	Q	Q
2		2			1	1

豚のもの(冷凍したものに限る。)		
その他のもの		
いのししのもの		
豚のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	0110*.110	
その他のもの**		
臓器*		
その他のもの		
ほほ肉及び頭肉		
その他のもの	〇二〇六・二九	
肝臓*	O110六·111	
舌*	O二O六·二二	
牛のもの(冷凍したものに限る。)		
牛のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	〇二〇六・一〇	
び冷蔵し又は冷凍したものに限る。)		
食用のくず肉(牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの	〇二·〇六	
馬、ろ馬、ら馬又はヒニーの肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。)	〇二〇五・〇〇	
羊又はやぎの肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。)		
その他のもの*		
いのししのもの		
その他のもの	〇二〇三・二九	

X A	Q Q	X	Q Q	X	A A Q A
	3 3		3 3		2

骨付きのもも	
その他のもの	
肝臓	
分割したもの及びくずのもの(冷凍したものに限る。)	〇二〇七・一四
分割したもの及びくずのもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	0110七・1三
分割してないもの(冷凍したものに限る。)	0110七・111
分割してないもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	0110七・一一
鶏(ガルルス・ドメスティクス)のもの	
凍したものに限る。)	
肉及び食用のくず肉で、第○一・○五項の家きんのもの(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷	〇二·〇七
その他のもの(冷凍したものに限る。)	〇二〇六・九〇
その他のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	〇二〇六・八〇
その他のもの*	
臓器	
その他のもの	
いのししのもの	
その他のもの	〇二〇六・四九
その他のもの	
いのししのもの	
肝臓	

R	A	RI	R R	A	A Q X	A	X A
4		4 4	4 4		2		

	鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限	○二○九・○○ 家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪(溶出その他の方法で抽出してないもので、生	○二・○八 その他の肉及び食用のくず肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。)	〇二〇七・三六 その他のもの(冷凍したものに限る。)	その他のもの	あひるのもの	○二○七・三五 その他のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	〇二〇七・三四 脂肪質の肝臓(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	○二○七・三三 分割してないもの(冷凍したものに限る。)	その他のもの	あひるのもの	○二○七・三二 分割してないもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	あひる、がちょう又はほろほろ鳥のもの	〇二〇七・二七 分割したもの及びくずのもの(冷凍したものに限る。)	○二○七・二六 分割したもの及びくずのもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	〇二〇七・二五 分割してないもの(冷凍したものに限る。)	○二○七・二四 分割してないもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	七面鳥のもの	その他のもの
A			A	A	A	九·六 <u>%</u> B		A	A	A	九·六% B 7			A	A	A	A		Q

		その他の魚(生きているものに限る。)	
<u>л</u>	A	その他のもの	
5 5	三 五 % B	こい及び金魚	
		観賞用の魚	011101 • 10
		魚(生きているものに限る。)	01:1.
		魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物	第三類
Λ	X	その他のもの	〇二一〇・九九
	A	爬虫類(へび及びかめを含む。)のもの	〇二一〇・九三
5	四 <u>-</u> - <u>-</u> 8	* (海牛目) のもの	
		鯨、イルカ及びネズミイルカ(くじら目)のもの並びにマナティー及びジュゴン	〇二 〇 · 九二
Λ —	A	霊長類のもの	〇二 〇・九一
		その他のもの(肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。)	
Λ —	X	牛の肉	01110.110
Λ —	X	その他のもの	〇二一〇•一九
Λ —	X	ばら肉及びこれを分割したもの	01 0 • 1 1
Λ —	X	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの(骨付きのものに限る。)	01
		豚の肉	
		に肉又はくず肉の食用の粉及びミール	
		肉及び食用のくず肉(塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。) 並び	0 0

	その他のもの	
	うごく属り oo) もの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロ	
	の)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属の	
	ウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のも	
	にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシ	
	その他のもの	
	養魚用の稚魚	
	その他のもの	〇三〇一・九九
三五	その他のもの	
	養魚用の稚魚	
	こい	〇三〇一・九三
	その他のもの	
	養魚用の稚魚	
	うなぎ(アングイルラ属のもの)	〇三〇一・九二
三. 五.	その他のもの	
	養魚用の稚魚	
	ルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル)	
	ルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコ	
	ます(サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラ	〇三〇一・九一

ル・ゴルブスカ、オンコルヒュカ、オンコルヒュカ、オンコルヒュカ、オ 三・ 五 % R R R B	一 ^ 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
カウス・ゴルブスカ、オンコルヒュカウィトスカ、オンコルヒュ 三・五% R R B	その他のもの	〇三〇二・一九
・ゴルブスカ、オ カウス・ゴルブスカ、オ カウィトスカ、オ モ・五% R B	大西洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フコ・フコ)	
・ゴルブスカ、オ コンクス・ロデュ カウィトスカ、オ カウィトスカ、オ 三・玉% B	その他のもの	
・ゴルブスカ、オ カ、オンコルヒュ カウス・ゴルブス カウィトスカ、オ グロイトスカ、オ	ぎんざけ(オンコルヒュンクス・キストク)	
・ゴルブスカ、オ カ、オンコルヒュ カウス・ゴルブス カウィトスカ、オ グロイトスカ、オ	ンクス・ロデュルス)	
・ゴルブスカ、オ カ、オンコルヒュ カ、オンコルヒュ カウス・ゴルブス	ンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコ	
・ゴルブスカ、オカンコルヒュカ、オンコルヒュカンクス・ゴルブスカ、オ	力、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカ	
フコ) コンクス・ロデュ カ、オンコルヒュ	太平洋さけ(オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブス	
コンクス・ロデュカ、オンコルヒュカ、オンコルヒュ	ルス)、大西洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フコ・フ	
カ、オンコルヒュ	ンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュ	
・ゴルブスカ、オ	ンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウィトスカ	
	太平洋さけ(オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・	$\bigcirc \bigcirc \cdot \cdot $
三· 五 <u>//</u> Bl0	ルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル)	
・ギラエ、オンコ	ルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・	
ヒュンクス・クラ	ます(サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒ	$\bigcirc = \bigcirc \bigcirc$
	さけ科のもの(肝臓、卵及びしらこを除く。)	
	の魚肉を除く。)	
魚のフィレその他	魚(生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第○三・○四項の魚のフィレその	\bigcirc 1: $] \cdot \bigcirc$ 1 $]$

_	いわし (スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディ)	〇三〇二・六一
	その他の魚(肝臓、卵及びしらこを除く。)	
X	臓、卵及びしらこを除く。)	
	コッド(ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス。肝	〇三〇二 - 五〇
X	 ✓ ✓ 	
	にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ。肝臓、卵及びしらこを除	
X	その他のもの	〇三〇二・三九
X	みなみまぐろ (トゥヌス・マッコイイ)	
X	くろまぐろ(トゥヌス・ティヌス)	
X	めばちまぐろ (トゥヌス・オベスス)	
X	かつお	0111011 • 111111
X	きはだまぐろ(トゥヌス・アルバカレス)	0111011
X	びんながまぐろ (トゥヌス・アラルンガ)	0111011 • 11111
	(肝臓、卵及びしらこを除く。)	
	まぐろ(トゥヌス属のもの)及びかつお(エウティヌス(カツオヌス)・ペラミス)	
三 五 % B 5	その他のもの	○三○二・二九
三 五 % B 5	ソール(ソレア属のもの)	0=0-1-0-1-1-1
三 五 % B 5	プレイス (プレウロネクテス・プラテスサ)	0111011
三 五 % B 5	スス及びヒポグロスス・ステノレピス)	
	ハリバット(レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロ	0111011 • 111

R		その他のもの	
В 5	三 五 %	ふぐ	
		その他のもの	
В 5		たい	
		バラクータ(かます科又はくろたちかます科のもの)、キングクリップ及び	
		その他のもの	
X	V	又はデカプテルス属のもの)、さんま(コロラビス属のもの)及びかじき	
		いわし(エトルメウス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属	
		ス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、	
		にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウ	
		その他のもの	〇三〇二・六九
В 5	三 五 %	うなぎ(アングイルラ属のもの)	〇三〇二・六六
R	D	さめ	〇三〇二・六五
X	V	ル・ヤポニクス)	
		さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベ	〇三〇二・六四
В 5	三 五 %	コールフィッシュ(ポルラキウス・ヴィレンス)	〇三〇二・六三
В 5	三 五 %	ハドック(メラノグランムス・アイグレフィヌス)	〇三〇二・六二
В 5	三 五 %	その他のもの	
X	v	サルディノプス属のもの	
		ノプス属又はサルディネルラ属のもの)	

			ひらめ・かれい類(かれい科、ひらめ科、うしのした科、ささうしのした科、スコフ	
4	R		その他のもの	〇三〇三・二九
4	R		大西洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フコ・フコ)	01110111 • 1 111
- *	В 10	三 五 %	ルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル)	
			ルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコ	
			ます(サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラ	01110111 • 111
			その他のさけ科のもの(肝臓、卵及びしらこを除く。)	
4	R		その他のもの	
	В 10	三 五 %	ぎんざけ(オンコルヒュンクス・キストク)	
			その他のもの	〇三〇三・一九
4	R		べにざけ(オンコルヒュンクス・ネルカ)	01110111 • 1 1
			肝臓、卵及びしらこを除く。)	
			ス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス。	
			コルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウィトスカ、オンコルヒュンク	
			太平洋さけ(オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オン	
			魚(冷凍したものに限るものとし、第○三・○四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。)	0111 • 0111
4	R		その他のもの	
	X		たら(ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)の卵	
	В 5	五 · 六 %	にしん(クルペア属のもの)の卵	
			肝臓、卵及びしらこ	0三0二・七0

	その他の魚(肝臓、卵及びしらこを除く。)	
X	臓、卵及びしらこを除く。)	
	コッド(ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス。肝	O三O三· 六O
X		
	にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ。肝臓、卵及びしらこを除	〇三〇三・五〇
X	その他のもの	〇三〇三・四九
X	みなみまぐろ(トゥヌス・マッコイイ)	
X	くろまぐろ(トゥヌス・ティヌス)	
X	めばちまぐろ(トゥヌス・オベスス)	
X	かつお	
X	きはだまぐろ(トゥヌス・アルバカレス)	
X	びんながまぐろ (トゥヌス・アラルンガ)	
	(肝臓、卵及びしらこを除く。)	
	まぐろ(トゥヌス属のもの)及びかつお(エウティヌス(カツオヌス)・ペラミス)	
三· 五。 8 5	その他のもの	○三○三・三九
三· 五 % B 5	ソール(ソレア属のもの)	0=10=1 • 1=1=1
三· 五 % B 5	プレイス (プレウロネクテス・プラテスサ)	
三· 五 % B 5	スス及びヒポグロスス・ステノレピス)	
	ハリバット(レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロ	01110111 • 1111
	タルミダエ科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。)	

X	属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)	
	ウス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルスり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメ	
	ス属又はテラグラ属の	
	その他のもの	〇三〇三・七九
三 五 % B 5	ウロフュキス属のもの	
X	メルルシウス属のもの	
	へイク(メルルシウス属又はウロフュキス属のもの)	〇三〇三・七八
三· 五% B 5	トゥス)	
	シーバス(ディケントラルクス・ラブラクス及びディケントラルクス・プンクタ	O三O三·七七
三· 五% B 5	うなぎ(アングイルラ属のもの)	〇三〇三・七六
二 五 % B 10	さめ	〇三〇三・七五
X	ル・ヤポニクス)	
	さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベ	〇三〇三・七四
三 五 % B 5	コールフィッシュ(ポルラキウス・ヴィレンス)	0三0三・七三
三· 五% B 5	ハドック(メラノグランムス・アイグレフィヌス)	0三0三・七二
三· 五% B 5	その他のもの	
X	サルディノプス属のもの	
	ノプス属又はサルディネルラ属のもの)	
	いわし(スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディ	0三0三・七一

		いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、ス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウ	
		フィレ	
		生鮮のもの及び冷蔵したもの	
		かく切り刻んであるかないかを問わない。)	
		魚のフィレその他の魚肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細	
R		その他のもの	
X		たら(ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)の卵	
В 5	四 %	にしん(クルペア属のもの)の卵	
		肝臓、卵及びしらこ	〇三〇三・八〇
В 5	三 五 %	その他のもの	
В 10	三	めろ(ディソスティクス属のもの)	
R		さわら及びたちうお	
X		かじき	
		その他のもの	
В 5	二 八 %	ししゃも	
В 5	<u>-</u>	たい	
		バラクータ(かます科又はくろたちかます科のもの)、キングクリップ及び	
		その他のもの	

	クルス属又はデカプテルス属のもの)、さんま(コロラビ	
	し(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ	
	- ^ ^ ^ ^ ^ ^ ^ ^ ^ ^ ^ ^ ^ ^ ^ ^ ^ ^ ^	
	冷凍したフィレ	〇三〇四・二〇
	その他のもの	
	たい	
	バラクータ(かます科又はくろたちかます科のもの)、キングクリップ及び	
	その他のもの	
	コイイ)	
	の)、くろまぐろ(トゥヌス・ティヌス)及びみなみまぐろ(トゥヌス・マッ	
	あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)、さんま(コロラビス属のも	
	いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、	
	ス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、	
	にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウ	
	その他のもの	
三 五 %	その他のもの	
	コイイ)	
	の)、くろまぐろ(トゥヌス・ティヌス)及びみなみまぐろ(トゥヌス・マッ	
	あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)、さんま(コロラビス属のも	

		$\overline{}$	- - - - -
		魚(乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものこ艮る。)、、、心製した魚(^^心製する前こ	
7	三 五 % B	その他のもの	
5	三 五 % B	ふぐ	
4	R	さわら	
		その他のもの	
5	二 八 % B	ししゃも	
4	R	さめ	
В 5		\\	
		バラクータ(かます科又はくろたちかます科のもの)、キングクリップ及びた	
		その他のもの	
Λ	X	びいとより(すり身のものに限る。)	
		くろまぐろ(トゥヌス・ティヌス)、みなみまぐろ(トゥヌス・マッコイイ)及	
		(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)、さんま(コロラビス属のもの)、	
		し(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ	
		属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわ	
		にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス	
		その他のもの	〇三〇四・九〇
10	三 五 % B	その他のもの	
Λ —	X	まぐろ(トゥヌス属のもの)及びかじき	

			太平洋さけ(オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オ人くん製した魚(フィレを含む。)	○三○五・四一
•	В 7	一 · 五 %	その他のもの	
	X		もの)	
			あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属の	
			いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、	
			ス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、	
			にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウ	
			その他のもの	
4	R		さけ科のもの	
			を除く。)	
			魚のフィレ(乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、くん製したもの	○三○五・三○
	A		その他のもの	
•	В 7	_ %	こんぶかずのこ	
	X		たら(ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)の卵	
4	R		さけ科のものの卵	
-	В 7	八•四%	にしん(クルペア属のもの)の卵(こんぶかずのこを除く。)	
			魚の肝臓、卵及びしらこ(乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。)	○三○五・二○
	X		魚の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)	
			ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)	

4	R	さけ科のもの	
		その他のもの	〇三〇五・六九
	X	かたくちいわし(エングラウリス属のもの)	〇三〇五・六三
	X	コッド(ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス)	〇三〇五・六二
	X	にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ)	〇三〇五・六一
		塩蔵した魚(乾燥し又はくん製したものを除く。)及び塩水漬けした魚	
4	R	その他のもの	
	X	もの)	
		あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属の	
		いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、	
		ス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、	
		にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウ	
		その他のもの	〇三〇五・五九
	X	コッド(ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス)	〇三〇五・五一
		乾燥した魚(塩蔵してあるかないかを問わないものとし、くん製したものを除く。)	
7	— % В	その他のもの	〇三〇五・四九
7	— % В	にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ)	〇三〇五・四二
4	R	ルス)、大西洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フコ・フコ)	
		ンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュ	
		ンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウィトスカ、オンコルヒュ	

A 		生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したものもの)		
	属の	いせえびその他のいせえび科のえび(パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属	〇三〇六・二一	\bigcirc
		冷凍してないもの		
В 7	七 % R	その他のもの		
A	Δ.	えび		
		含む。)		
	<u>を</u>	その他のもの(甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)	〇三〇六・一九	$\bigcirc = \bigcirc$
R 4	D	かに) 六· 一 四	
A	Δ.	シュリンプ及びプローン) 六 ・ 一 三	
A	Λ	ロブスター(ホマルス属のもの))六·一二	〇三〇六
A	۸	もの)		
	属の	いせえびその他のいせえび科のえび(パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属	· 一 一	0三0六・
		冷凍したもの		
		るものに限る。)		
	<u></u> 値す	のであるかないかを問わない。)並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適す		
	たも	よる調理をした殻付きの甲殻類(冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けした		
	煮に 	けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。)、蒸気又は水煮		
	水 漬	甲殻類(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬	○六	〇三・〇六
X 		その他のもの		

		たものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。)並びに水棲無脊椎動物(甲殻類物(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けし	
		漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。)、水棲無脊椎動軟体動物(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水	0三・0七
В 7	_ %	その他のもの	
B 5	四%	えび	
		その他のもの	
В 7	七%	その他のもの	
A		えび	
		生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	
		含む。)	
		その他のもの(甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)を	〇三〇六・二九
R 4		かに	〇三〇六・二四
В 5	四%	その他のもの	
A		生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	
		シュリンプ及びプローン	〇三〇六・二三
В 5	四 %	その他のもの	
A		生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	
		ロブスター(ホマルス属のもの)	〇三〇六・二二
В 5	四%	その他のもの	

_ %	その他のもの	
五.	冷凍したもの	
	その他のもの	〇三〇七・五九
五	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	○三○七・五一
	たこ (オクトプス属のもの)	
	その他のもの	〇三〇七・四九
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	〇三〇七・四一
	フェス属、ロリゴ属、ノトトダルス属又はセピオティウチス属のもの)	
	いか(セピア・オフィキナリス、ロシア・マクロソマ及びセピオラ属、オムマストリ	
	その他のもの	
七	冷凍したもの	
	その他のもの	○三○七・三九
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	0三0七・三二
	い貝(ミュティルス属又はペルナ属のもの)	
	その他のもの	〇三〇七・二九
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	〇三〇七・二一
	含む。)	
	スキャロップ(ペクテン属、クラミュス属又はプラコペクテン属のもの。いたや貝を	
	かき	0三0七・10
	を除く。)の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)	

〇三〇七・九九													〇三〇七・九一					〇三〇七・六〇
その他のもの	その他のもの	軟体動物	その他のもの	あさり及びしじみ	その他のもの	くらげ	赤貝(生きているものに限る。)、うに及びあわび	その他のもの	はまぐり	その他のもの	貝柱及びいか	<.)	水棲無脊椎動物(生きているものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	に適するものに限る。)を含む。)	その他のもの(水棲無脊椎動物(甲殻類を除く。)の粉、ミール及びペレット(食用	その他のもの	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの	かたつむりその他の巻貝(海棲のものを除く。)
	七八					七											七%	
	% B	X		R		% B	R		R		X	A				% В	% В	

冷凍したもの 月柱及びいか うに、くらげ及びなまこ うに、くらげ及びなまこ その他のもの その他のもの その他のもの その他のもの その他のもの その他のもの

具柱及びいか 目柱及びいか 日柱及びいか その他のもの その他のもの との他のもの はまぐり(塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。)

	- 1 %	占 6				七 七 七 % % %	
R	R I	3 R 7	X	X R	R	B B B 10 7 15	X
4	4	4		4	4		

223

	脂肪分が全重量の八%を超えるもの	
	九 その他のもの	○四○二・九九
X	その他のもの	
X	その他のもの	
R	加圧容器入りにしたホイップドクリーム	
	脂肪分が全重量の七・五%を超えるもの	
	砂糖その他の甘味料を加えてないもの	○四○二・九一
	その他のもの	
X	九 その他のもの	○四○二・二九
X	砂糖その他の甘味料を加えてないもの	
	粉状、粒状その他の固形状のもの(脂肪分が全重量の一・五%を超えるものに限る。)	
X	○ 粉状、粒状その他の固形状のもの(脂肪分が全重量の一・五%以下のものに限る。)	
	る。)	
	ミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限	
X	<.)	
	ミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除	
	酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品	第四類
X	その他のもの	
R	はまぐり(乾燥したものに限る。)	

プロセスチーズ(おろしチーズ及び粉チーズを除く。)	〇四〇六・三〇
おろしチーズ及び粉チーズ(チーズの種類は問わない。)	
びカード	
フレッシュチーズ(ホエイチーズを含むものとし、熟成していないものに限る。)及	
チーズ及びカード	〇四・〇六
ミルクから得たバターその他の油脂及びデイリースプレッド	
加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。)	
ないかを問わない。)及びミルクの天然の組成分から成る物品(砂糖その他の甘味料を	
ホエイ(濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるか	
その他のもの	〇四〇三・九〇
その他のもの	
ナットを加えたもの(フローズンヨーグルトを除く。)	
冷凍し、保存に適する処理をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくは	
ヨーグルト	
他の甘味料、香味料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。)	
は酸性化したミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その	
バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又	
その他のもの	
その他のもの	
加圧容器入りにしたホイップドクリーム	

X	X	X	X	X	X	R	X	2	K	X	R
						4					4

〇四〇八・九一							〇四〇八・一九	〇四 〇八 · —		7.	本	○四・○八			7.	○四○七・○○□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	〇四〇六・九〇	〇四〇六・四〇
乾燥したもの							その他のもの	乾燥したもの	卵黄	るかないかを問わない。)	凍その他保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあ	殻付きでない鳥卵及び卵黄(生鮮のもの及び乾燥、蒸気又は水煮による調理、成型、冷	その他のもの	ふ化用のもの	る。)	殻付きの鳥卵(生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限	その他のチーズ	ブルーベインドチーズ
= - - - - - - - - - - - - - - - - - - -	量税率)	きは、当該従	率より低いと	八円の従量税	ラムにつき四	率が一キログ	二〇% (その	一 八 · 八 %										
B							В 15	В 15					R	A			R	X

	В 5	<u>=</u> %	たまねぎ、シャロット、にんにく、リーキその他のねぎ属の野菜(生鮮のもの及び冷蔵 トマト(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	O±O∷·OO
	A		ばれいしょ(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)食用の野菜、根及び塊茎	○七・○一
	A		装飾用の葉生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び	第六類
	A		動物性生産品(他の類に該当するものを除く。)	第五類
	A		食用の動物性生産品(他の項に該当するものを除く。)	
4	R		天然はちみつ	○四○九・○○
		率)		
		当該従量税		
		低いときは、		
		従量税率より		
		つき五一円の		
		キログラムに		
		(その率が一		
	В 15	- - = %	7 その他のもの	〇四〇八・九九

- O七・ 〇四 - 田 *	〇七〇三・九〇	0七0三・二0													〇七〇三・一〇	
用の野菜(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)キャベツ、カリフラワー、コールラビー、ケールその他これらに類するあぶらな属の食その他のもの	ねぎ(アリウム・フィスツロースム)リーキその他のねぎ属のもの	にんにく	シャロット	課税価格が一キログラムにつき七三円七○銭を超えるもの									課税価格が一キログラムにつき七三円七○銭以下のもの	たまねぎ	たまねぎ及びシャロット	したものに限る。)
	<u>=</u> %	<u>=</u> %			該従価税率)	いときは、当	価税率より高	八・五%の従	額(その率が	七〇銭との差	価格と七三円	につき、課税	一キログラム			
A A	В 5	В 5	A	A									В 15			

A	その他のもの	
X	しいたけ	
	その他のもの	
A	まつたけ	
	その他のもの	〇七〇九・五九
A	トリフ	〇七〇九・五二
A	きのこ(はらたけ属のもの)	〇七〇九・五一
	きのこ及びトリフ	
A	セルリー(セルリアクを除く。)	〇七〇九・四〇
= <u>%</u> B 5	なす	〇七〇九・三〇
A	アスパラガス	〇七〇九・二〇
A	アーティチョーク	〇七〇九・一〇
	その他の野菜(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	〇七・〇九
A		
	豆(生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、さやを除いてあるかないかを問わな	〇七・〇八
A	きゅうり及びガーキン(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	OtOt·00
A	類する食用の根(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	
	にんじん、かぶ、サラダ用のビート、サルシファイ、セルリアク、大根その他これらに	〇七・〇六
A	及び冷蔵したものに限る。)	
	レタス(ラクトゥカ・サティヴァ)及びチコリー(キコリウム属のもの)(生鮮のもの	〇七・〇五

〇 六 % B 7	スイートコーンを主成分とするもの 一〇・	
	野菜を混合したもの	〇七一〇・九〇
六 % B 5	その他のもの	
	ごぼう	
	その他の野菜	〇七一〇・八〇
·	スイートコーン	〇七一〇・四〇
六 % B 5	ほうれん草、つるな及びやまほうれん草	0七一〇・三〇
五 % B 7	その他のもの	
六 % B 5	えだ豆	
	その他のもの	〇七一〇・二九
五 % B 7	ささげ属又はいんげんまめ属の豆	0七一0・二二
五 % B 7	えんどう(ピスム・サティヴム)	0七一0・二二
	豆(さやを除いてあるかないかを問わない。)	
五 % B 7	ばれいしょ	0七一0・一0
	冷凍野菜(調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限る。)	〇七・一〇
A	その他のもの	
六 % B 5	スイートコーン	
	その他のもの	〇七〇九・九〇
A	ほうれん草、つるな及びやまほうれん草	〇七〇九・七〇
= % B 5	とうがらし属又はピメンタ属の果実	〇七〇九・六〇

〇七・一二									〇七一一・九〇	〇七一一・五九	〇七一一・五一		〇七一一・四〇	〇七一一・三〇	〇七 一 - - - -			〇七・一一	
乾燥野菜(全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製し	その他のもの	なす control co	その他のもの	ごぼう	その他のもの	らっきょう及びわらび	なす continue	なす(一個の重量が二○グラム以下のものに限る。)、らっきょう及びわらび	その他の野菜及び野菜を混合したもの	その他のもの	きのこ(はらたけ属のもの)	きのこ及びトリフ	きゅうり及びガーキン	ケーパー	オリーブ	ないものに限る。)	の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適し	一時的な保存に適する処理をした野菜(例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他	その他のもの
	九 %	九 %		<u>-</u> <u>-</u> %		六 %	六 %				九 %		九 %	七· 五 %	四 · 五 %				六%
	B 7	B 15		B 10		B 5	B 15			A	B 7		B 7	B 7	B 7				B 5

В	 	その他のものく。)く。)はれいしょ(切ってあるかないかを問わないものとし、更に調製したものを除ばれいしょ(切ってあるかないかを問わないものとし、更に調製したものを除		
	につき九円	その他のもの		
В	一キログラム	その他のもの		
Α		るようにしたもの		
		薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら播種用に適す		
		スイートコーン		
		その他の野菜及び野菜を混合したもの	〇七一二・九〇	
Α		その他のもの		
X		しいたけ		
		その他のもの	〇七一二・三九	
Α		白きくらげ(白きくらげ属のもの)	〇七一二・三三	
Α		きくらげ(きくらげ属のもの)	〇七一二・三二	
В	九 %	きのこ(はらたけ属のもの)	〇七一二・三一	
		リフ		
		きのこ、きくらげ(きくらげ属のもの)、白きくらげ(白きくらげ属のもの)及びト		
В	九 %	たまねぎ	0七一二・二0	
		たものを除く。)		

	用の	
	その他のもの	
A	るようにしたもの	
	薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら播種用に適す	
	いんげん豆(ファセオルス・ヴルガリス)	〇七一三・三三
X	小豆(ファセオルス・アングラリス又はヴィグナ・アングラリス)	〇七一三・三二
A	緑豆(ヴィグナ・ムンゴ及びヴィグナ・ラジアタ)	〇七一三・三一
	ささげ属又はいんげんまめ属の豆	
A	ひよこ豆	〇七一三・二〇
X	その他のもの	
A	より証明されたもの	
	播種用のもの(野菜栽培用のものに限る。)である旨が政令で定めるところにその他のもの	
A	ようにしたもの	
	薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら播種用に適する	
	えんどう(ピスム・サティヴム)	〇七一三・一〇
	るかないかを問わない。)	
	乾燥した豆(さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割ってあ	〇七・一三
九 % B 7	その他のもの	
七· 五% B 7	たけのこ	

薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら播種用に適するとの他のもの	〇七一三・九〇
その他のもの	
より証明されたもの	
播種用のもの(野菜栽培用のものに限る。)である旨が政令で定めるところにせかの他のもの	
ようにしたもの	
薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら播種用に適する	
ア・ファバ変種ミノル)	
そら豆(ヴィキア・ファバ変種マヨル、ヴィキア・ファバ変種エクイナ及びヴィキ	〇七一三・五〇
ひら豆	〇七一三・四〇
その他のもの	
により証明されたもの	
播種用のもの(野菜栽培用のものに限る。)である旨が政令で定めるところその他のもの	
るようにしたもの	
薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら播種用に適す	
その他のもの	〇七一三・三九
その他のもの	
により証明されたもの	

X A A A X A A X A

	- その他のもの	
X) 他, の	
	L)税 ,関	
A	飼料用のもの	
	粉又はミールのペレット	
	その他のもの	
——————————————————————————————————————	その他のもの	
	注 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。	
A	飼料用のもの	
	冷凍したもの	
)カッサバ芋	〇七一四・一〇
	い。)並びにサゴやしの髄	
	ものに限るものとし、切ってあるかないか又はペレット状にしてあるかないかを問わな	
	はイヌリンを多量に含有する根及び塊茎(生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥した	
	カッサバ芋、アロールート、サレップ、菊芋、かんしょその他これらに類するでん粉又	〇七・一四
X	その他のもの	
A	より証明されたもの	
	播種用のもの(野菜栽培用のものに限る。)である旨が政令で定めるところにその他のもの	
A	にした	

A A	A	た	〇八〇二・
A —	A	設付きのもの	〇八〇二· 一一
		アーモンド	
		かないかを問わない。)	
		その他のナット(生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殼又は皮を除いてある	〇八·〇二
A	A	るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。)	
		ココやしの実、ブラジルナット及びカシューナット(生鮮のもの及び乾燥したものに限	〇八·〇 一
		食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮	第八類
7	九 % B	その他のもの	
10		その他のもの	
7 7	— % В	さといも	
		冷凍したもの	
		その他のもの	〇七一四・九〇
10	一 二 八 % B	その他のもの	
10	——————————————————————————————————————	冷凍したもの	
		かんしょ	〇七一四・二〇
7	九 % B	その他のもの	
		注 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。	
A —	A	飼料用のもの	

	<u>○</u> アボカドー	〇八〇四・四〇
	○ パイナップル	〇八〇四・三〇
<u>=</u> %	○ いちじく	〇八〇四・二〇
	○ なつめやしの実	〇八〇四・一〇
	スチン(生鮮のもの及び乾燥したものに限る。)	
	なつめやしの実、いちじく、パイナップル、アボカドー、グアバ、マンゴー及びマンゴ	〇八・〇四
	乾燥したもの	
	生鮮のもの	
	○ バナナ(プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。)	○八○三·○○
<u>-</u> <u>-</u> %	その他のもの	
	びんろう子、マカダミアナット及びペカン	
	〇 その他のもの	〇八〇二・九〇
	○ ピスタチオナット	〇八〇二・五〇
九 · 六 %	○ くり (カスタネア属のもの)	○八〇二·四〇
_ %	二 一 殻を除いたもの	〇八〇二·三二
_ %	一 殻付きのもの	〇八〇二・三一
	くるみ	
	二 殻を除いたもの	O八O二·二三
	一 殻付きのもの	〇八〇二・二
	ヘーゼルナット(コリュルス属のもの)	

В 5	六 % B	すいか	〇八〇七・一一
		メロン(すいかを含む。)	
		パパイヤ及びメロン(すいかを含む。)(生鮮のものに限る。)	〇八・〇七
A —	A	乾燥したもの	〇八〇六・二〇
10	七·八% B	毎年一一月一日から翌年二月末日までに輸入されるもの	
15	一 七 % B	毎年三月一日から同年一〇月三一日までに輸入されるもの	
		生鮮のもの	〇八〇六・一〇
		ぶどう(生鮮のもの及び乾燥したものに限る。)	〇八・〇六
4	R	その他のもの	
A	A	< ° ∵	
		ライム(キトルス・アウランティフォリア及びキトルス・ラティフォリアを除	
		その他のもの	〇八〇五・九〇
A	A	ンティフォリア及びキトルス・ラティフォリア)	
		レモン(キトルス・リモン及びキトルス・リモヌム)及びライム(キトルス・アウラ	〇八〇五・五〇
12	— % В	グレープフルーツ	〇八〇五・四〇
4	R	グその他これらに類するかんきつ類の交雑種	
		マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキン	〇八〇五・二〇
4	R	オレンジ	〇八〇五・一〇
		かんきつ類の果実(生鮮のもの及び乾燥したものに限る。)	〇八・〇五
	A	グアバ、マンゴー及びマンゴスチン	〇八〇四・五〇

A		ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし	
		〇 その他のもの	〇八一〇・九〇
A		○ ドリアン	〇八一〇・六
% В 7	六 ・ 四 %	○ キウイフルーツ	〇 八 一 五 五
A		○ クランベリー、ビルベリーその他のバキニウム属の果実	〇八 一 〇 四
A		○ ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー	○八一〇・三〇
A		○ ラズベリー、ブラックベリー、桑の実及びローガンベリー	〇八 一 〇 二 〇
% В 5	六%	○ ストロベリー	〇八 一 〇 ·
		その他の果実(生鮮のものに限る。)	〇 八 · 一 〇
% В 7	六%	○ プラム及びスロー	〇八〇九・四〇
% В 7	六 %	○桃(ネクタリンを含む。)	○八○九・三○
% В 7	八 五 %	○ さくらんぼ	〇八〇九・二〇
% В 7	六 %	○ あんず	○八○九・一○
		る。	
		あんず、さくらんぼ、桃(ネクタリンを含む。)、プラム及びスロー(生鮮のものに限	○八・○九
% В 7	四 · 八 %	○ なし及びマルメロ	〇八〇八・二〇
B 15	一七%	りんご	〇八〇八・一
		りんご、なし及びマルメロ(生鮮のものに限る。)	○八・○八
A		○ パパイヤ	〇八〇七・二〇
B 5	六 %	九 その他のもの	〇八〇七・一

						〇八一一・九〇		〇八 一 - : : :			〇 八 一 ·	限	○八・一一	
その他のものその他のもの	桃及びなし	サワーチェリー	ベリー	パイナップル	砂糖を加えたもの	その他のもの	イトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実、ローガンベリー、ブラックカーラント、ホワ	その他のもの	砂糖を加えたもの	ストロベリー	限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。)	冷凍果実及び冷凍ナット(調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに	その他のもの
一 <u>-</u> 六 % %	七%	六 ・ 九 %							<u>-</u> <u>-</u> %	九 · 六 %				六%
-	В 7	B 10	A	R 4			A		B 10	В 7				B 5

					〇八一二・九〇	〇八 二 · 一 〇			〇八· 一二									
その他のものくり	を除く。)	レモン及びライム(保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたもの	その他のもの	バナナ、オレンジ及びグレープフルーツ	その他のもの	さくらんぼ	食用に適しないものに限る。)	酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では	一時的な保存に適する処理をした果実及びナット(例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫	その他のもの	桃及びなし	A	ルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ、レイシ、ベリー及びカムカ	サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフ	ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、	パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、	パイナップル	その他のもの
九 · 六 %						一七%				<u>-</u> <u>-</u> %	七%							
B 15	A			R		B 15				B 10	В 7	A					R	

	ナット又は乾燥果実の単一成分の含有量が全重量の五〇%を超えるもの(くり、 類のナット又は乾燥果実を混合したもの	この	〇八一三・五〇
% B 7	九%		
A		サントル	
	カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ及び	カスターアップル、パ	
	実、ラブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、シュガーアップル、	実、ラブータン、ジャ	
	ホー、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの	ベリー、パパイヤ、ポポー、	
) その他の果実	〇八一三・四〇
% B 7	九%	りんご	O 八 $-$ 三 \cdot 三 O
A		プルーン	〇八一三・二〇
% B 7	九%	 あんず	〇八一三・一〇
		ト又は乾燥果実を混合したもの	
	(第○八・○一項から第○八・○六項までのものを除く。) 及びこの類のナッ	乾燥果実(第○八・○一項か	〇八•一三
% B 10		その他のもの	
R 4	ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種	ウィルキングその	
	マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、	マンダリン、タン	
% B 10	ションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ	ションフルーツ、	
	モア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッ	モア、サントル、	
	ダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリ	ダ、ナンカ、パン	
	· アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペ	パパイヤ、ポポー、	

		茶(香味を付けてあるかないかを問わない。)	九・〇二
	A	その他のもの	○九○一・九○
4	R	カフェインを除いたもの	〇九〇一·二三
4	R	カフェインを除いてないもの	〇九〇一・二一
		コーヒー(いったものに限る。)	
	A	カフェインを除いたもの	○九○一・一二
	A	カフェインを除いてないもの	○九○一・一一
		コーヒー(いったものを除く。)	
		いかんを問わない。)	
		コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物(コーヒーの含有量の	
		コーヒー(いってあるかないか又はカフェインを除いてあるかないかを問わない。)、	九・〇一
		コーヒー、茶、マテ及び香辛料	第九類
	A	に限る。)	
		又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたもの	
) かんきつ類の果皮及びメロン(すいかを含む。)の皮(生鮮のもの及び冷凍し、乾燥し	〇八一四・〇〇
	六 % B 10	その他のもの	
	A	乾燥果実のいずれかを含むものを除く。)	
		ダミアナットを除く。)又は第○八一三・一○号から第○八一三・四○号までの	
		くるみ、ピスタチオナット、第○八○二・九○号のナット(びんろう子及びマカ	

A	○九○七・○○ 丁子(果実、花及び花梗に限る。)	○九○七・○○
A	けい皮及びシンナモンツリーの花	○九・○六
A	バニラ豆	○九○五・○○
A	こしょう属のペッパー	
	とうがらし属又はピメンタ属の果実(乾燥し、破砕し又は粉砕したものに限る。)及び	○九・○四
六 % B 10	マテ	○九○三・○○
一七% B 10	その他のもの	
A	紅茶	
	その他のもの	
A	くず(飲用に適するものを除く。)	
	その他の紅茶及び部分的に発酵した茶	○九○二・四○
一 火 B 10	その他のもの	
——————————————————————————————————————	紅茶	
	限る。)	
	紅茶及び部分的に発酵した茶(正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに	○九○二・三○
一 % B 10	その他のもの	
A	くず(飲用に適するものを除く。)	
	その他の緑茶(発酵していないものに限る。)	○九○二・二○
一 火 B 10	限る。)	
	緑茶(発酵していないもので、正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに	九〇二・一〇

X 	X	大麦及び裸麦	一○○三・○○ 大麦及び裸麦
A	A	ライ麦	一〇〇二・〇〇 ライ麦
X	X	小麦及びメスリン	
		穀物	第一〇類
A	A	その他のもの	○九一○・九九
A	A	この類の注1個の混合物	○九一○・九一
		その他の香辛料	
В 7	三·六% B	カレー	〇九一〇・五〇
A	A	月けい樹の葉及びタイム	〇九一〇・四〇
A	A	うこん	〇九一〇・三〇
A	A	サフラン	〇九一〇·二〇
A	A	その他のもの	
В 7	九 % B	0	
	亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたも	塩水、亜硫酸水その他の保存に	
		しょうが	〇九一〇・一〇
	ム、月けい樹の葉、カレーその他の香辛料	しょうが、サフラン、うこん、タイム、	〇九・一〇
A	A	ジュニパーベリー	
	、コリアンダー、クミン又はカラウエイの種及び	アニス、大ういきょう、ういきょう、	○九・○九
A 	A	肉ずく、肉ずく花及びカルダモン類	九・〇八

ようにしたもの 薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら播種用に適する	一〇〇八・一〇 そば	一〇·○八 そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物	一〇〇七・〇〇 グレーンソルガム	-O·O六 *	その他のもの	注 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。	飼料用のもの	その他のもの	爆裂種のもの(通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。)	一〇〇五・九〇 その他のもの			その他のもの	ようにしたもの	薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら播種用に適する	一〇〇五・一〇 播種用のもの	一〇・〇五 とうもろこし	
A			A	X	X		A		A		銭	につき四円五	ーキログラム B 10	A				

		ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット	 • • •
10	= : = : % B	その他のもの	
Λ	X	大麦粉、裸麦粉及びライ小麦粉	
) その他のもの	
Λ	X) 米粉	
Λ	X	とうもろこし粉	
10	七· 五% B) ライ麦粉	
		穀粉(小麦粉及びメスリン粉を除く。)	•
Λ	X	小麦粉及びメスリン粉	· · · · · ·
		穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン	第一一類
A	A	その他のもの	
Λ	X	ライ小麦	
		その他のもの	
A	A	ようにしたもの	
		薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら播種用に適する	
		その他の穀物	一〇〇八・九〇
A	A) カナリーシード	- ○ ○ 八 · 三 ○
A	A) ミレット	一〇〇八・二〇
В 7	九 <u>%</u> B	その他のもの	

	一〇四・一九	一 〇 四 • 一 二				一 • ○ 四									一一〇三・一九		 	
とうもろこしのもの ―――――――――――――――――――――――――――――――――――	その他の穀物のもの	オートのもの	ロールにかけ又はフレーク状にした穀物	(全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。)	精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第一○・○六項の米を除く。)及び穀物の胚芽	その他の加工穀物(例えば、殼を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう	その他のもの	とうもろこしのもの	オートのもの	小麦、米、大麦、裸麦又はライ小麦のもの	ペレット	その他のもの	オートのもの	大麦、裸麦、ライ小麦又は米のもの	その他の穀物のもの	とうもろこしのもの	小麦のもの	ひき割り穀物及び穀物のミール
$\frac{\stackrel{\cdot}{=}}{\frac{\stackrel{\cdot}{\otimes}}{\%}}$ B X		六					八 五 %	 %	六			八 <u>五</u>	六					
		六 % B					В	В	六 % B	X		% B	六 % B	X		R	X	
10		10					10	10	10			10	10			4		

	一	一一・〇六 乾 ば			
その他のもの 注 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。 飼料用のもの	サゴやし又は根若しくは塊茎(第○七・一四項のものに限る。)のもの乾燥した豆(第○七・一三項のものに限る。)のもの・一四項のものに限る。)の粉及びミール並びに第八類の物品の粉及びミール	乾燥した豆(第○七・一三項のものに限る。)、サゴやし又は根若しくは塊茎(第○ばれいしょの粉、ミール、フレーク、粒及びペレット・「素物の胚素(含用のもの及びローバにかに、フレークおにしてにていたものに附る。	受力の氏性(全多)のでは、アント・大としてはかいとのではなら、これのでは、アンド・大きの他のものである。一人をの他の穀物のものである。一人をの他の穀物のものである。) フ し の , レ の	もの) その他の加工穀物(例えば、殼を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいた その他のもの
		<u> </u>	一 — 七 八 % %	- 六 - · 、二	八 · 五 %
X A	X	Β Σ 10		в в в	B 10

X 	V	その他のもの 注 税関当局の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。	
A	Δ	採油用のもの	
		殻付きのもの	
		除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。)	
	<u>*</u>	落花生(いってないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を	
A	Δ	大豆(割ってあるかないかを問わない。)	
		用植物	
		採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料	第一二類
X	V) 小麦グルテン(乾燥してあるかないかを問わない。)	一
X	V	でん粉及びイヌリン	_ · ○ 八
X	V	麦芽(いってあるかないかを問わない。)	一・〇七
B 10	一 五 %	その他のもの	
B 10	一 五 %	その他のもの	
		注 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。	
A	Δ	飼料用のもの	
		バナナのもの	
		第八類の物品のもの	- 1 〇六·三〇
B 10		その他のもの	

探油用のもの (割ってあるかないかを問わない。) 程 税関当局の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。 その他のもの その他のもの その他のもの その他のもの 経油用の種(割ってあるかないかを問わない。) 種(割ってあるかないかを問わない。) を旧の種(割ってあるかないかを問わない。) をして香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びとして香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びとして香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びとして香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びとして香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びとして食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品(チョリー(キョリウに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品(チョリー(キョリウに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品(チョリー(キョリウに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品(チョリー(キョリウに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品(チョリー(キョリウに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品(チョリー(キョリウに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品(チョリー(キョリウに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品(チョリー(キョリウに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品(チョリー(キョリウに対していた。) ないり、神経のものとし、物状にし又はペレットに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品(チョリー(キョリウに対していた。) ないり、神経に関する用きない。) ないり、神経に関する用きない。) ないり、神経のものとし、物体し、物状にしては、から、神経のものとし、切り、神経のものとし、物体に関する関わない。) ないり、神経のものとし、物体し、物状にしては、から、神経のものとし、物体に関する用きない。) ないり、神経のものとし、物体し、物状にして食用では、から、神経のものとし、物体に関する用きない。) ないり、神経のものとし、物体し、物状にして食用では、から、神経のものとし、物体にして食用として食用では、から、神経のものとし、物体にして食用が、から、神経をいいのは、から、神経をいいのは、から、神経をいいたものであるかないかを問わない。) ないり、神経をいいかを問わない。) ないり、神経をいいかを問わない。) ないり、神経をいいかを問わない。) ないり、神経をいいかを問わない。) ないり、神経をいいかを問わない。) ないり、神経をいいかを問わない。) ないり、神経をいいかを問わない。) ないり、神経をいいが、からいが、神経をい	ー 二・一 二 一 二 し、海 ・	ー ニ・ ー ー きそ主状	一二·一 一二·一 九 九 木 播ば採) 〇 六 〇 七 · 五 〇	一二〇三・〇〇 二 二 三 二 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三	
	・インテュブス変種サティヴム)の根でいってないものを含むものとし、に主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品(チコリー、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉砕してあるかないかを問わ草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび(生鮮のも	又は粉状にしたものであるかないかを問わない。)の部分(種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及にしたものであるかないかを問わない。)及びルプリン	ップ(生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、粉砕し、種用の種、果実及び胞子	申引り重くは是言い分々が、アンスターでの他の採油用の種及び果実(割ってあるかないまわりの種(割ってあるかないかを問わない。種(割ってあるかないかを問わない。)	麻の種(割ってあるかないかを問わなプラーをの他のもの	注税関当局にあるの(割

Α

Α

A A A A A A X

Α

一二一二・三〇 あんず、桃(ネクタリンを含む。)又はプラムの核及び仁	その他のもの	その他のもの	ふのり属のもの		ふのり属、あまのり属、あおのり属、ひとえぐさ属、とろろこんぶ属又はこん	その他のもの	その他のもの	ひじき(ヒジキア・フスィフォルミス)	その他のもの	あまのり属のもの及びこれを交えたもの	その他のもの	センチメートル以下のもの	長方形(正方形を含む。)の紙状に抄製したもので、一枚の面積が四三〇平方	 食用の海草その他の藻類(生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限		一二一二・一〇 ローカストビーン(種を含む。)	言できせのを除く
A	A	三· 五。 8 5	A		<i>\(\tau_{\text{\color}} \)</i>		X	R		X		X	<u>Л</u>	以		A	

A 	除虫菊のもの及びロテノンを含有する植物の根のもの	除	
A	ップのもの	ホ	
A	のもの A	甘草	
A	À	生あ	
	の液汁及びエキス	植物性	
	原料から得た粘質物及びシックナー(変性させてあるかないかを問わない。)┃ ┃ ┃	他植物性原	
	の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その	植物性	
A	天然ガム、樹脂、ガムレジン及びオレオレジン(例えば、バルサム) A	ラック、	
	びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス	ラック並	第一三類
A	Aに類する飼料用植物(ペレット状にしてあるかないかを問わない。)	これら	
	ア)、クローバー、セインホイン、飼料用のケール、ルーピン、ベッチその他	ファルファ)、	
	、飼料用のビートその他の飼料用の根菜類、飼料用の乾草、ルーサン(アル	ルタバガ、	一 - - 四
A	ものとし、調製したものを除く。) A	問わない	
	のわら及び殼(切り、粉砕し、圧縮し又はペレット状にしたものであるかないかを	穀物の	
A	その他のもの A		
X 	るかないかを問わない。) X		
	こんにゃく芋(アモルフォファルス)(切り、乾燥し又は粉状にしたものであ		
	その他のもの	そ	一二一二・九九
A —	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	てん菜	一二二二.九一

	A		その他のものとう	四 〇 一 · 九 〇
	A		竹したもの、竹、とう、あし、いぐさ、オージア、ラフィア及びライム樹皮)	四 〇 · 一 〇
		漂白し又は染色	主として組物に使用する植物性材料(例えば、穀物のわらで清浄にし、	· 〇 一
			植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品	第一四類
	А		その他のもの	一三〇二・三九
	A		(変性させてあるかないかを問わない。)	
		及びシックナー	ローカストビーン若しくはその種又はグアーシードから得た粘質物及びシックナー	
		円		
		につき一一二		
	В 7	一キログラム	寒天	
		を問わない。)	植物性原料から得た粘質物及びシックナー(変性させてあるかないかを問わな	
	A		ペクチン質、ペクチニン酸塩及びペクチン酸塩	
	A		その他のもの	
4	R		その他のもの	
	В 10		植物性の一種類の原料から得たもの	
			飲料のもと	
			その他のもの	三〇二・一九

	A	五〇三・〇〇 ラードステアリン、ラード油、オレオステアリン、オレオ油及びタロー油(乳化、混合 五〇二・〇〇 牛、羊又はやぎの脂肪(第一五・〇三項のものを除く。)	- 元 元 〇 二 · ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
-	六 四 % B 7	その他のもの	
4	R	その他のもの	
	A	酸価が一・三を超えるもの	
		豚脂	
		 < 	
		豚脂(ラードを含む。)及び家きん脂(第○二・○九項又は第一五・○三項のものを除	五〇一・〇〇
		j	
		動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろ	第一五類
	A	植物性生産品(他の項に該当するものを除く。)	
	A	バ、カウチグラス及びメキシカンファイバー。 束ねてあるかないかを問わない。)	
		主としてほうき又はブラシに使用する植物性材料(例えば、ほうきもろこし、ピアッサ	
	A	問わない。)	
		ルグラス。支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを	
		主として詰物として使用する植物性材料(例えば、カポック、ベジタブルヘア及びイー	
	A	その他のもの	
•	八 · 五 % B 7	クサルタトゥス)	
		いぐさ、七島い(キュペルス・テゲティフォルミス)及び莞草(キュペルス・エ	

	A	ないかを問わない。)	
		を混合したものを含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製して	- - - (
		○ オリーブのみから得たその他の油及びその分別物(第一五・○九項の油及びその分別物	一五 一〇・〇〇
11	A	てあるかないかを問わない。)	
		オリーブ油及びその分別物(化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製し	五・〇九
11	R	あるかないかを問わない。)	
		落花生油及びその分別物(化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製して	五・〇八
11	R	るかないかを問わない。)	
		大豆油及びその分別物(化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあ	五・〇七
7	六 四 % B	し、精製してあるかないかを問わない。)	
) その他の動物性油脂及びその分別物(化学的な変性加工をしてないものに限るものと	一五〇六・〇〇
1 1	A) ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質(ラノリンを含む。)	一五〇五・〇〇
5	三 五 % B	その他のもの	
<i>1</i> 1	A	鯨油	
		海棲哺乳動物の油脂及びその分別物	一五〇四・三〇
1 1	A		一五〇四・二〇
11	R) 魚の肝油及びその分別物	一五〇四・一〇
		のとし、精製してあるかないかを問わない。)	
		魚又は海棲哺乳動物の油脂及びその分別物(化学的な変性加工をしてないものに限るも	五・〇四
<i>1</i> 1	A	その他の調製をしてないものに限る。)	

	<u>五</u>		<u>五</u>		<u>五</u> .			五.			五.		<u>五</u> .	五.			<u>五</u> .		五.
	五.		兀		三			一二・二九									<u></u>		
工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。)	その他の植物性油脂及びその分別物(ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加	に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。)	菜種油及びからし油並びにこれらの分別物(化学的な変性加工をしてない油及び分別物	をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。)	やし(コプラ)油、パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物(化学的な変性加工	その他のもの	輸出用の魚又は貝類の缶詰の製造に使用するもの	九 その他のもの	その他のもの	輸出用の魚又は貝類の缶詰の製造に使用するもの	一 粗油(ゴシポールを除いてあるかないかを問わない。)	綿実油及びその分別物	九 その他のもの		ひまわり油及びサフラワー油並びにこれらの分別物	ない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。)	ひまわり油、サフラワー油及び綿実油並びにこれらの分別物(化学的な変性加工をして	あるかないかを問わない。)	パーム油及びその分別物(化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製して

R	A	R A	R A	R R	A
4		4	4	4 4	

物性の油	五・一六
その他のもの	
米油及びその分別物	
その他のもの	
その他のもの	
米油及びその分別物	
酸価が〇・六を超えるもの	
その他のもの	
物	
オイチシカ油、カメリヤ油、漆ろう、はぜろう及びホホバ油並びにこれらの分別	
その他のもの	一五一五・九〇
ごま油及びその分別物	一 五 一 五 · 五 · 五 · 五 ·
桐油及びその分別物	一五一五・四〇
ひまし油及びその分別物	五. 五. 三〇
その他のもの	一五一五・二九
粗油	一 五 五 五 ·
とうもろこし油及びその分別物	
その他のもの	一五一五・一九
粗油	一 五 五 五 ·
亜麻仁油及びその分別物	

R X	R X	A	R A	A R R	R R
4	4		4	4 4	4 4

A	Δ) 植物性ろう	<u> 五</u> <u> </u>
		してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。)	
	(精製	植物性ろう(トリグリセリドを除く。)、みつろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう(精	五。二二
Α	Λ) グリセリン(粗のものに限る。)、グリセリン水及びグリセリン廃液	五二〇・〇〇
Α	Λ	ものとし、他の項に該当するものを除く。)	
	S	油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品(食用に適しないものに限1	
	性	ものとし、第一五・一六項のものを除く。)並びにこの類の動物性油脂若しくは植物	
	る	真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限	
	<u> </u>	動物性又は植物性の油脂及びその分別物(ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又	五一八・〇〇
R	p	その他のもの	
В 7	二· 九% B	離型油	
R	p	植物性油脂又はその分別物の混合物(その他の調製をしたものを除く。)	
В 5	六· 四 8	動物性油脂又はその分別物の混合物(その他の調製をしたものを除く。)	
		その他のもの	一五一七・九〇
R	p) マーガリン(液状マーガリンを除く。)	五一七・一〇
		びその分別物を除く。)	
	及	別物の混合物及び調製品(食用のものに限るものとし、第一五・一六項の食用の油脂	
	の分	マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の	五・一七
Α	Λ	るかないかを問わず、更に調製したものを除く。)	
	<u></u>	エステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあ	

X —		
A	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(単に水煮したものに限る。) A	
	鶏(ガルルス・ドメスティクス)のもの	一六〇二・三二
A	その他のもの	
X	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの X	
	その他のもの	
A	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(単に水煮したものに限る。) A	
	七面鳥のもの	一六〇二・三一
	第○一・○五項の家きんのもの	
X 	動物の肝臓のもの	一六〇二・二〇
X	均質調製品	一六〇二・一〇
	その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血	一六・〇二
X	びこれらの物品をもととした調製食料品 マー・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・	
	ソーセージその他これに類する物品(肉、くず肉又は血から製造したものに限る。)及	一六〇一・〇〇
	肉、魚又は甲殼類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品 しょう せきつい	第一六類
A	デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物	
A	その他のもの	
R 4	みつろう	
	その他のもの	一五二・九〇

×	Q	* *		
Q	Q	あるかないかを問わない。) **		
		る。) のみから成るもの (調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えて		
		処理をした物品で豚の肉又はくず肉(一個の重量が一○グラム以上のものに限		
		及びつなぎから成るものに限る。)並びにその他の調製をし又は保存に適する		
		ハム及びベーコン(滅菌したものを除く。)、プレスハム(豚の肉又はくず肉		
		肩肉及びこれを分割したもの	一六〇二·四二	
×	Q	その他のもの***		
Q	Q	あるかないかを問わない。) **		
		る。) のみから成るもの(調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えて		
		処理をした物品で豚の肉又はくず肉(一個の重量が一○グラム以上のものに限		
		及びつなぎから成るものに限る。)並びにその他の調製をし又は保存に適する		
		ハム及びベーコン(滅菌したものを除く。)、プレスハム(豚の肉又はくず肉		
		もも肉及びこれを分割したもの	一六〇二·四一	
		豚のもの		
5	六 % B	その他のもの		
Λ	X	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの		
		その他のもの		
17	A	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(単に水煮したものに限る。)		
		その他のもの	一六〇二・三九	

一 六 · ○ 四	一六〇三・〇〇	一六〇二・九〇	一六〇二・五〇	
たキャビア代用物魚(調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。)、キャビア及び魚卵から調製しその他のもの	肉のエキス及びジュース肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物のエキス及びジュースその他のもの	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(単に水煮したものに限る。)その他のもの(動物の血の調製品を含む。)その他のもの	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(単に水煮したものに限る。)牛のもの	その他のもの*** その他のもの*** その他のもの*** その他のもの*** その他のもの***

R X	X A	X A	Q Q	A
4			2 2	

	一六〇五· 一〇		一六・○五	一六〇四・二〇				一六〇四・一九	一六〇四・一六	一六〇四・一五	一六〇四・一四	一六〇四・一三	一六〇四・一二	一六〇四・一一	
のむもののの	気密容器入りのもの(くん製したものを除く。)かに	限る。)	甲設類、軟体動物及びその他の水捿無脊椎動物(調製し又は保存に適する処理をしたもまれていて、 サン・サラス キャビア及びその代用物	その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚	その他のもの	節類	うなぎ	その他のもの	かたくちいわし	さば	まぐろ、はがつお(サルダ属のもの)及びかつお	いわし	にしん	さけ	魚(全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。)
					七•三%										
			R	R	70 В	R	X		R	R	X	R	R		

A 		果糖(化学的に純粋なものに限る。)	一七〇二・五〇
X	V	%未満のものに限るものとし、転化糖を除く。)	
		ぶどう糖及びぶどう糖水(果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二○%以上五○┃	七〇二・四〇
X	v	て全重量の二〇%未満のものに限る。)	
		ぶどう糖及びぶどう糖水(果糖を含有しないもの及び果糖の含有量が乾燥状態におい	- 七〇二・三〇
X 	V	かえで糖及びかえで糖水	1七0二・二0
A	۸	その他のもの	一七〇二・一九
A	Λ	O	
		無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の九九%以上のも	一七〇二・一一
		乳糖及び乳糖水	
		つ(天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。)及びカラメル	
		のものに限る。)、糖水(香味料又は着色料を加えてないものに限る。)、人造はちみ	
		その他の糖類(化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体	一七・〇二
X	v	甘しゃ糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしょ糖(固体のものに限る。)	七・〇一
		糖類及び砂糖菓子	第一七類
R 4	n	その他のもの	
B 10	七: 三%	その他の軟体動物のもの	
R 4	D	あわび及び帆立貝	
		その他のもの	

= <u>\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\</u>	他政令で定める物品の製造に使用するもの	
	グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五―リボヌクレオチド及びその塩その	
	甘しゃ糖みつ	一七〇三・一〇
	糖みつ(砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。)	一七・〇三
X	その他のもの	
——————————————————————————————————————	ソルボース	
	その他のもの	
X	砂糖を加えたもの	
	その他のもの	
X	香味料又は着色料を加えたもの	
	その他のもの	
X	その他のもの	
= % B 5	の他政令で定める物品の製造に使用するもの	
	グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五―リボヌクレオチド及びその塩そ	
	ハイ・テスト・モラセス	
X	砂糖、砂糖水、人造はちみつ及びカラメル	
	て全重量の五○%含有するものを含む。)	
	その他のもの(転化糖並びにその他の糖類及び糖水の混合物で果糖を乾燥状態におい	一七〇二・九〇
X	ものに限るものとし、転化糖を除く。)	
	その他の果糖及び果糖水(果糖の含有量が乾燥状態において全重量の五〇%を超える	一七〇二・六〇

A A	全形のもの及び割ったものに限る。)	カオ豆の殻、皮その他のくずカオ豆(生のもの及びいったもので、	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		ココア・タバン・) 間型で	等 一 し 頁
X		その他のもの	
A		甘草エキス(菓子にしたものを除く。)	
		その他のもの	一七〇四・九〇
X		チューインガム(砂糖で覆ってあるかないかを問わない。)	七〇四・一〇
	ココアを含有しないものに限る。)	砂糖菓子(ホワイトチョコレートを含むものとし、コー	一七・〇四
X		その他のもの	
	て使用するものに限る。	注 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するもの	
A		飼料用のもの	
		その他のもの	
B 5	= %	他政令で定める物品の製造に使用するもの	
	リボヌクレオチド及びその塩その	グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五―!	
		その他のもの	一七〇三・九〇
X		その他のもの	
	で使用するものに限る。	注 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するもの	
A		飼料用のもの	
		その他のもの	

X	v	詰物をしたもの	八〇六・三一
		その他のもの(塊状、板状又は棒状のものに限る。)	
X	37	その他のもの	
R	D	その他のもの	
X	37	砂糖を加えたもの	
		その他のもの	
X	37	のもの(加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。)	
		ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三○%以上	
		が全重量の一○%未満のものに限る。)	
		第○四・○一項から第○四・○四項までの物品の調製食料品(ココア粉の含有量	
		が二キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限る。)	
		の及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量	
		その他の調製品(塊状、板状又は棒状のもので、その重量が二キログラムを超えるも	八〇六・二〇
X	37	ココア粉(砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。)	八〇六・一〇
		チョコレートその他のココアを含有する調製食料品	八・〇六
В 10	一 五 %	ココア粉(砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。)	八〇五・〇〇
A		カカオ脂	八〇四・〇〇
В 7	七%	完全に又は部分的に脱脂したもの	八〇三・二〇
B 7	三	脱脂してないもの	八〇三・一〇
		ココアペースト(脱脂してあるかないかを問わない。)	八・〇三

		のに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)		
		あっては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の五%未満のも第〇四・〇一項から第〇四・〇四項すでの報告の計集資料品(コニアを含有するものに		
		○四・○一頁につ答○回・○四頁とご)勿言つ問製食斗品(エが全重量の四○%未満のものに限るものとし、他の項に該当す		
		(ココアを含有するものにあっては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有		
		麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀粉、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品	九 • ○ 一	_
		穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品	九類	第
	X	その他のもの		
4	R	その他のもの		
	X	砂糖を加えたもの		
		その他のもの		
	X	上のもの(加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。)		
		ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以		
		量が全重量の一〇%未満のものに限る。)		
		第○四・○一項から第○四・○四項までの物品の調製食料品(ココア粉の含有		
		その他のもの		
	X	チョコレート菓子		
		その他のもの	八〇六・九〇	_
	X	詰物をしてないもの	八〇六・三二	_

九〇一・一〇 九〇一・二〇 第一九・○五項のベーカリー製品製造用の混合物及び練り生地 育児食用の調製品(小売用にしたものに限る。) 穀粉、 その他のもの その他のもの 第○四・○一項から第○四・○四項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の 態において全重量の三〇%以上のものに限る。) のとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。)、米菓生 るもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限るも 成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限る。) ○四項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状 の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有す 第○四・○一項から第○四・ その他のもの 第○四・○一項から第○四・ (育児食用又は食餌療法用のものを除く。)及び第○四・○一項から第○四・ その他のもの その他のもの 砂糖を加えたもの 砂糖を加えたもの ミール又はでん粉の調製食料品 ○四項までの物品の調製食料品 ○四項までの物品の調製食料品 (米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦 組

R X	X	X R X X	
4		4	

九○三・○○ タピオカ及びでん粉から製造したタピオカ代用物(フレーク状、粒状、真珠形、ふるい	一九〇三・〇〇
V°)	
のであるかないかを問わない。)及びクースクース(調製してあるかないかを問わな	
の他のパスタ(加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたも	
スパゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、ニョッキ、ラビオリ、カネローニそ	九・〇二
その他のもの	
その他のもの	
砂糖を加えたもの	
第○四・○一項から第○四・○四項までの物品の調製食料品	
その他のもの	
らに類する米産品(育児食用又は食餌療法用のものを除く。)	
加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。)及びもち、だんごその他これ	
の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限るものとし、	
四・○一項から第○四・○四項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成分	
のとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。)、第〇	
るもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限るも	
の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有す	
穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品(米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦	
その他のもの	一九〇一・九〇
その他のもの	

X	X R X	X	X
	4		

を な除く。)で な除く。)で な除く。)で ない聖さん でれらに類 でれらに類 でれらに類 でれらに類 でれらに類	品を膨張させて又はいって得た調製食料品(例えば、コーンフレーク) フレーク状の穀物(とうもろこしを除く。)及びその他の加工穀物(粉、 ブレーク状の穀物(とうもろこしを除く。)及びその他の加工穀物(粉、 でミールを除く。)であらかじめ加熱による調理その他の加工穀物(粉、 フレーク状の穀物(とうもろこしを除く。)及びその他の加工穀物(粉、 でミールを除く。)であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたも でライスペーパーその他これらに類する物品 レッドその他これに類する物品 レッドその他これらに類する焼いた物品 アントパンその他これらに類する焼いた物品 ストパンその他これらに類するがよ でウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライス ズ又は果実を加えたものを除く。) マンスクエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライス ストパンその他これらに類するやよりに類する物品 アンスの他これらに類する物品	その他のものペーパーその他これらに類する物品聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、	肪、チーズ又は果実を加えたものを除く。)パン、乾パンその他これらに類するベーカリー製品	一九〇五・九〇 その他のもの	・三二 ワッフル及	一九〇五・三一 スイートビスケット	スイートビスケット、ワッフル及びウエ	一九○五・二○ ジンジャーブレッドその他これに類する物品	一九〇五・一〇 クリスプブレッド		一九・○五 パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品の(他の項に該当するものを除く。)	ひき割り穀物及びミールを除く。)であらかじめ加熱による調理その並びに粒状又はフレーク状の穀物(とうもろこしを除く。)及びその他	一九・〇四 穀物又は穀物産品を膨張させて又はいって得た調製食料品
---	---	--	---	----------------	-----------	-------------------	--------------------	------------------------------	------------------	--	---	---	------------------------------------

	サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、	
	砂糖を加えたもの	
	その他のもの	二〇〇一・九〇
九 % B 10	その他のもの	
	砂糖を加えたもの	
	きゅうり及びガーキン	
	の食用の部分	
	食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物	
	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品	第二〇類
X	その他のもの	
九 % B 7	いたもの	
	主としてばれいしょの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼	
	その他のもの	
X	その他のもの	
九 % B 7	いたもの	
	主としてばれいしょの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼	
	砂糖を加えたもの	

その他のもの 砂糖を加えたもの	二〇〇二・九〇 その他のもの	二〇〇二・一〇 トマト(全形のもの及び断片状のものに限る。)	る処理をしたものを除く。)	二〇・〇二 調製し又は保存に適する処理をしたトマト(食酢又は酢酸により調製し又は保存に適す	その他のもの	しょうが	その他のもの	ヤングコーンコブ	スイートコーン	ソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン	サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ラン	ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、	パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、	その他のもの	その他のもの	ヤングコーンコブ	スイートコーン	ソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン
三 三 · 四 %		七・六%			九 %			九 %	七• 五%						<u>-</u> <u>-</u> %	一六・八%	一 · 五 %	
B 15		B 15			B 10	R 4		B 10	B 7	A					B 10	B 15	B 7	A

		ばれいしょ	1100回・10
		又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二○・○六項の物品を除	
		調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜(冷凍したものに限るものとし、食酢	
A		その他のもの	二〇〇三・九〇
A	Δ.	トリフ	1100111 • 110
Α	Δ.	その他のもの	
A	Δ.	その他のもの	
В 10	一三 · 六%	フレンチマッシュルーム	
		る。)	
		気密容器入りのもの(容器ともの一個の重量が一○キログラム以下のものに限	
		その他のもの	
A	Δ.	砂糖を加えたもの	
		きのこ(はらたけ属のもの)	10011.
		保存に適する処理をしたものを除く。)	
		調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ(食酢又は酢酸により調製し又は	
В 15	七・六%	その他のもの	
X	37	その他のもの	
Q		トマトケチャップその他のトマトソースの製造に使用するもの	
		トマトピューレー及びトマトペースト	

	食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二○・○六項の物品 請製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜(冷凍してないものに限るものとし、	— = = = = = = = = = = = = = = = = = = =
九 % B	その他のもの)
— Н В	その他のもの	
) (
九 <u>%</u> B	気密容器入りのもの	
	ヤングコーンコブ	
七· 五% B	スイートコーン	
一 三 六 % B	たけのこ	
X	豆.	
一 七 % B	アスパラガス	
	アスパラガス及び豆	
	その他のもの	
三三· 八% B	その他のもの	
一 五 % B	スイートコーン	
	砂糖を加えたもの	
	その他の野菜及び野菜を混合したもの	二〇〇四・九〇
九 % B	その他のもの	
一 三 六 % B	マッシュポテト	
	その他のもの	
八 五 % B	単に加熱による調理をしたもの	

									二〇〇五・四〇						二 〇 五 · 二 〇			二 〇 五 ·	
その他のもの	さや付きのもの	その他のもの	その他のもの	さや付きのもの	る。)	気密容器入りのもの(容器ともの一個の重量が一○キログラム以下のものに限	その他のもの	砂糖を加えたもの	えんどう(ピスム・サティヴム)	その他のもの	る。)	気密容器入りのもの(容器ともの一個の重量が一○キログラム以下のものに限	その他のもの	マッシュポテト及びポテトフレーク	ばれいしょ	その他のもの	砂糖を加えたもの	均質調製野菜	を除く。)
六 · 八 %	九 %		七• 五%	九 · 六 %						九 %	九 · 六 %			一三·六%		九 · 六 %	一 六 · 八 %		
В	В 7		В 10	В 10				X		В 7	В 10			В 10		В 10	В 15		

二〇〇五・七〇			二〇〇五・六〇						二〇〇五・五九						三〇〇五・五一	
砂糖を加えたものスイートコーン(ゼア・マユス変種サカラタ)オリーブ	その他のもの	() () () () () () () () () ()	気密容器入りのもの(容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものこ限 アスパラガス	その他のもの	限る。)	気密容器入りのもの(容器ともの一個の重量が一○キログラム以下のものに	その他のもの	砂糖を加えたもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	又はラードその他の豚脂を含有するものに限る。)	気密容器入りのもの(トマトピューレーその他のトマトの調製品及び豚の肉	砂糖を加えたもの	さやを除いた豆	ささげ属又はいんげんまめ属の豆
<u>一</u> 四					九											
九 %	<u>-</u> %	一 六 %		九 %	· 六 %							四%				
B A	В 10	В 15		В 7	В 10			X		X	X	В 10				

																		二〇〇五・九〇	
その他のもの	にんにくの粉	限る。)	気密容器入りのもの(容器ともの一個の重量が一○キログラム以下のものに	その他のもの	サワークラウト	豆(さや付きのものを除く。)	その他のもの	気密容器入りのもの	ヤングコーンコブ	たけのこ	その他のもの	その他のもの	その他のもの	又はラードその他の豚脂を含有するものに限る。)	気密容器入りのもの(トマトピューレーその他のトマトの調製品及び豚の肉	豆(さや付きのものを除く。)	砂糖を加えたもの	その他の野菜及び野菜を混合したもの	その他のもの
九 · 六 %	九 · 六 %				九 · 六 %	一七%	一 五 %	九 %		一三 · 六%				一 四 %					_ %
B 10	В 15				В 10	B 10	В 10	В 10		B 10		X	X	B 10					В 7

		その他のもの	
А	A	パルプ状のもの	
		その他のもの	
В 15	一六・八%	その他のもの	
В 7	五 五 % B	カシューナット及びその他のいったナット	
		その他のもの	
В 10	一 - - - - - - - - - - - - -	パルプ状のもの	
		砂糖を加えたもの	
		九 その他のもの(混合したものを含む。)	二〇〇八・一九
Р	 	その他のもの	
В 7	— О % В	ピーナツバター	
		その他のもの	
Р	三三· 八% P	その他のもの	
В 10		ピーナツバター	
		砂糖を加えたもの	
		一落花生	二〇〇八・一
		ナット、落花生その他の種(これらを相互に混合してあるかないかを問わない。)	
		ず、他の項に該当するものを除く。)	
		ものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わ	
		果実、ナットその他植物の食用の部分(その他の調製をし又は保存に適する処理をした	二〇・〇八

		二〇〇八・七〇	二〇〇八・六〇	二〇八八・五〇	
容器ともの一個の重量が二キログラム以上のもの気密容器入りのものその他のものその他のもの	気密容器入りのもの がルプ状のもの	桃(ネクタリンを含む。)その他のものパルプ状のもの	その他のものさくらんぼ	その他のもの砂糖を加えたものあんず	その他のもの気密容器入りのものその他のもの

六	<u>二</u> 二 九 一				五	七
•					•	•
七 %	八 三 %	六 <u>一</u> % <u>%</u>	五 %	六 % %	四 % %	五 %
В 10	B B 10 10	B B 10 10	В 10	B B 10 10	B B 10 7	B 10

	ミックスドフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテル	_
	混合したもの	二〇〇八・九二
七· 五% B 10	パームハート	二〇〇八・九一
	その他のもの(混合したもの(第二〇〇八・一九号のものを除く。)を含む。)	
——————————————————————————————————————	その他のもの	
一 五 % B 10	パルプ状のもの	
	その他のもの	
— % B 7	その他のもの	
= % B 10	パルプ状のもの	
	砂糖を加えたもの	
	ストロベリー	二〇〇八・八〇
九 · 六 % B 10	その他のもの	
六·七% B 10	気密容器入りのもの	
	その他のもの	
 	その他のもの	
八 五 % B 10	気密容器入りのもの	
	パルプ状のもの	
	その他のもの	
三 : % B 10	その他のもの	
八 % B 10	その他のもの	

																二〇〇八・九九			
カムカム	バナナ、アボカドー、プルーン、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン	パルプ状のもの	その他のもの	その他のもの	ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし	その他のもの	スチン	ベリー、プルーン、バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴ	その他のもの	その他のもの	バナナ及びアボカドー	パルプ状のもの	砂糖を加えたもの	その他のもの	梅	その他のもの	その他のもの	その他のもの	砂糖を加えたもの
	七 五 %			一六·八%	七%		五 · 五 %			二九・八%	一 · 五 %				<u>-</u> <u>-</u> %				六 %
A	B 10			B 15	B 10		В 7			B 15	B 10				B 10		R	A	В 5

		ブリックス値が二○以下のもの - - -	二〇〇九・三一
R 4		の他のもの	二〇〇九・二九
R 4	T.	ブリックス値が二〇以下のもの	二〇〇九・二一
		グレープフルーツジュース	
R		その他のもの	二〇〇九・一九
R	T.	冷凍してないもの(ブリックス値が二○以下のものに限る。) ┃	一〇〇九・一二
R		冷凍したもの	二〇〇九・一一
		オレンジジュース	
		えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。)	
		果実又は野菜のジュース(ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加	二〇・〇九
В 10		その他のもの	
Α		限る。)及びカムカム	
		爆裂種のとうもろこし (通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに	
		ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ、ごれんし、	
		その他のもの	
В 7		さといも (冷凍したものに限る。)	
Α		プルーン、バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン	
		その他のもの	
В 15	 	その他のもの	

	二〇〇九・五〇	二〇〇九・四九	二〇〇九・四一									二〇〇九・三九							
ぶどうジュース(ぶどう搾汁を含む。)	トマトジュース	その他のもの	ブリックス値が二〇以下のもの	パイナップルジュース	その他のもの	その他のもの	ライムジュース	レモンジュース	しょ糖の含有量が全重量の一○%以下のもの	その他のもの	砂糖を加えたもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	ライムジュース	レモンジュース	しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの	その他のもの	砂糖を加えたもの

		_
	二六	二六
	% %	% %
X R R	R R B B 10 5	R R R B B R
4 4	4 4	4 4 4 4

						二〇〇九・六九													ー
		その他のもの	0	しょ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇%以下のも	砂糖を加えたもの	その他のもの	その他のもの								その他のもの	0	しょ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一○%以下のも	砂糖を加えたもの	フレックス値が三〇以下のもの
キログラムに	(その率が一	二九 · 八 %	<u>=</u> <u>=</u> %				一 九 · - %	率)	当該従量税	低いときは、	従量税率より	つき二三円の	キログラムに	(その率が一	二九 · 八 %	<u>=</u> <u>=</u> <u>%</u>			
		В 15	В 15				В 15								В 15	В 15			

					二〇〇九・八〇	二〇〇九・七九	二〇〇九・七一									
その他のもの	() () () () () () () () () ()	しょ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一○%以下のも	砂糖を加えたもの	果汁	その他の果実又は野菜のジュース(二以上の果実又は野菜から得たものを除く。)	その他のもの	ブリックス値が二〇以下のもの	りんごジュース	その他のもの	しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの	その他のもの					
つき二三円の キログラムに の率が一 %									三五 · 五%	一 九 · - %		率)	当該従量税	低いときは、	従量税率より	つき二三円の
B						R	R		B 10	В						

の他のものとのもののもののもののもののもののもののもののもののものとのものとのも	糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの が他のもの にのもの にのもの にのもの にのもの の他のもの の他のもの	他のものと称の含有量が全重量の一〇%以下のものでの他のもので加めるので加めるので加えたもので加えたものであるのであるのの他のものののもののである。	他のものとかられています。	他 容 の 加 ー 他 の ル 糖 の も の も の も の も の も の も の も の の の の の	その他のもの しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの フルーンジュース その他のもの その他のもの をの他のもの 気密容器入りのもの その他のもの え密容器入りのもの
\$ 0	単が全重量の一○%以下のもの	■が全重量の一〇%以下のもの	本	1ス が全重量の一○%以下のもの	もの
いもののもののもののもののもののもののもののもののもののもののもののもののものの	B有量が全重量の一○%以下のもの もの にもの たもの たもの たもの	百有量が全重量の一〇%以下のもののもののもののもののもののもののもののもののもののもののもののもののもの	もの	が全重量の一○%以下のもの	もの
の た も の ン も の も ジ の の ュ	の含有量が全重量の一〇%以下のもの	もの含有量が全重量の一〇%以下のものの含有量が全重量の一〇%以下のもののもの。	の 含有量が全重量の一○%以下のもの のもの もの たもの たもの	の 含有量が全重量の一○%以下のもの のもの もの たもの	の 含有量が全重量の一○%以下のもの のもの もの たもの
ものンのもジのコー	一ス 一口 一口 一口 一口 一口 一口 一口	一スである。「○%以下のものである。」である。「○%以下のものである。」である。「○%以下のものである。」である。「○%以下のもののもの。」である。「○%以下のもの。」である。「○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	含有量が全重量の一○%以下のもののもの	を有量が全重量の一○%以下のもの のもの のもの	のもの のもの のもの のもの
りもジュー	1. この他のものの他のもの一〇%以下のもの	でである。 「他のもの」 の他のもの の他のもの	ものもののののでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	ものものののでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	ものである。
]	ルーンジュース 増の含有量が全重量の一〇%以下のもの	ルーンジュース 糖の含有量が全重量の一〇%以下のもののもの	ルーンジュース糖の含有量が全重量の一〇%以下のもののもの	ルーンジュース 糖の含有量が全重量の一○%以下のもののもの	糖の含有量が全重量の一○%以下のもののもの
_	糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの	糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの のもの	糖の含有量が全重量の一〇%以下のもののもの	糖の含有量が全重量の一〇%以下のもののもの	糖の含有量が全重量の一〇%以下のもののもの

ミルクの天然の組コーヒーをもととし	その他のもの	インスタントコ	その他のもの	砂糖を加えた	エキス、	ᇤ	エキス、エ	7		7-	1	エキ	コーヒ	コーヒ	(いった*	品、コーム	コーヒー、	各種の調
ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以 -ヒーをもととした調製品		- - - - - - - - - -		たもの	エッセンス又は濃縮物をもととした調製品		エッセンス又は濃縮物をもととした調製品及びコーヒーをもととした調製	その他のもの	インスタントコーヒー	その他のもの	砂糖を加えたもの	キス、エッセンス及び濃縮物	ーをもととした調製品	ーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに	(いったものに限る。) 並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物	ヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物	茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製	の調製食料品
		八 · 八 %							八 · 八 %									

	ングパウダー	
		· • •
X	ンス及び濃縮物	
	チコリーその他のコーヒー代用物(いったものに限る。)並びにそのエキス、エッセ	
一 五 % B 10	その他のもの	
X	砂糖を加えたもの	
	その他のもの	
X	のもの	
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上	
	茶又はマテをもととした調製品	
八 % B 7	その他のもの	
A	インスタントティー	
	茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品	
	茶又はマテをもととした調製品	
	茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに	
一 五 % B 10	その他のもの	
X	砂糖を加えたもの	
	その他のもの	
X	上のもの	

		二〇三・九〇		二一〇三・一〇 二一・〇三 スター スター 調集	
その他のものというでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	0 1	その他のものその他のもの小売用の容器入りにしたもの	マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタードトマトケチャップその他のトマトソース		() に、 よくがのが、 () では、 ()
ー ○ 四 ・・・・ 五 八 % % %	六 %	七 · 五 九 % %	- - - - -	六 %	
B B B 7 7	B R 7	B B 7 7	X I	B A	A A X

二一〇六・九〇				二〇六・一〇 調	二 〇五 ・ 〇 〇 ア	二			二 〇 四 •	二・○四
	植物性たんぱくその他のもの	他のもの五	の重量が最大のたんぱく質濃縮物のうち、小売用の容器入りにしたもので一個の調製品(たんぱく質の含有量が全重量の八〇%以上でその成分中植物性たんぱくミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上の	たんぱく質濃縮物及び繊維状にしたたんぱく質系物質調製食料品(他の項に該当するものを除く。)	アイスクリームその他の氷菓(ココアを含有するかしないかを問わない。)	均質混合調製食料品 一	その他のもの	野菜のもの(気密容器入りのものに限る。)	スープ、ブロス及びスープ用又はブロス用の調製品	スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及び均質混合調製食料品
— 五 %	一 〇 · 六 %					六%	八 · 四 %	七%		
X B 10	B X	X			R	В 10	В 7	В 7		

率) 当 低 従 つ キ ロ グ ラ ム ・ 八 % 当 該 従 量 税	砂糖を加えたものその他のもの	その他のもの								果汁をもととした調製品(アルコール分が一%未満のものに限る。)	分が○・五%を超えるものに限る。)	飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの(アルコール	こんにゃく	チューインガム	糖水(着色料又は香味料を加えたものに限る。)	その他のもの	が全重量の三〇%を超える調製食料品	米、小麦(ライ小麦を含む。)又は大麦(裸麦を含む。)のいずれかの含有量	その他のもの
A B X R X X			率)	当該従量税	レノ	従量税率より	つき二三円の	キログラムに	(その率が一										
		A								В 15			X		X		X		

A		加えたものに限る。)
		でソルビトールその他の政令で定める物品に政令で定める調製を
		たんぱく質変性防止剤(冷凍すり身の製造に使用する種類のもの
		その他のもの
В 10	一 三 五 %	したもの
		ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解
		その他のもの
В 7	九 %	第○四・一○項の物品のもの
		その他のもの
В 10	_ %	その他のもの
B 10	<u>-</u> <u>-</u> %	おたねにんじん又はそのエキスを含有するもの
		アルコールを含有しない飲料のもと
X		○%未満のものに限る。)
		調製食用脂(第○四・○五項の物品の含有量が全重量の一五%を超え三
		その他のもの
X		その他のもの
В 10	一 三 五 %	ビタミンをもととした栄養補助食品
В 10	<u> </u>	その他のもの
X		各成分のうち砂糖の重量が最大のもの
		おたねにんじん又はそのエキスを含有する飲料のもと

一 三 〇 二 · 九 〇	二 第 二 二 · 二 ○ 類
本(鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに 水(鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに 限る。) その他のもの その他のもの その他のもの その他のもの その他のもの その他のもの	・キア・フスィフォルミス) その他の第一二一のもの ・ジキア・フスィフォルミス) ・含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味
九 九 · · · 六 六 % %	
B R B R 7 7	A X X R
4 4	4

そ 低 従 つ 一 高 従 き リ (一 ト 四 ト れ い 量 き リ い 量 一 ッ そ 二 ル 五 ル ぞ と 税 六 ッ と 税 二 ト の 円 に 円 に	その他のもの 本の 上口 本よ 七円 きな され まな きな きな きな きな きな きな きな	ートその他の強化ぶどう酒容器入りにしたもの		
* B B A	、りのにはりのつー % そ低従つ一高従きリー	つきーーニ円	四 五 ル	

		二二〇四 ・二九
しょ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一○%以下のもでルコール分が一%未満のものその他のぶどう搾汁その他のいもの		一五〇リットル以下の容器入りにしたものその他のもの
	本本よりおりおりにつきさよりにつきされりにつきされにつきはしいとされささされささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささささ	率一本一五%くそのそ
A		* B 12 11

В 15	一 九 · - %	アルコール分が一%未満のもの		
		九〇 その他のもの	二三〇五・九〇	
	○銭			
	つき五〇円四			
В 10	一リットルに	一〇 二リットル以下の容器入りにしたもの	三一〇五・一〇	
		により香味を付けたものに限る。)		
		ベルモットその他のぶどう酒(生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質	三 - - - - 五	
A		その他のもの		
В 15	三五. 五%	その他のもの		
В 15	一 九 · 一 %	しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの		
		その他のもの		
	率)			
	当該従量税			
	低いときは、			
	従量税率より			
	つき二三円の			
	キログラムに			
	(その率が一			
В 15	二 九 · 八 %	その他のもの		
В 15	======================================	0		

麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するものその他のもの		――――――――――――――――――――――――――――――――――――	その他のもの	清酒及び濁酒	その他のもの								アルコール分が一%未満のもの	含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物 (他の項に該当するものを除く。)	二二○六・○○ その他の発酵酒(例えば、りんご酒、なし酒及びミード)並びに発酵酒とアルコールを			
		品との混合												< _ _	ルコールを			
		Ц				率)	当該従量税	低いときは、	従量税率より	つき二三円の	キログラムに	(その率が一	二九 · 八 %		<u>.</u>	銭	つき五〇円四	一リットルに
A	X			X									B 15					B 10

A A A X X A X A X

	<u></u> 率)			
	当該従量税			
	低いときは、			
	従量税率より			
	つき二三円の			
	キログラムに			
	(その率が一			
В 15	二九 · 八 %	果汁をもととした飲料(アルコール分が一%未満のものに限る。)		
A		合成清酒及び白酒		
		その他のアルコール飲料		
X		その他のもの		
A		して使用するものに限る。)		
	り蒸留	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの(連続式蒸留機により蒸留		
		その他のもの		
A		フルーツブランデー		
		エチルアルコール及び蒸留酒		
		その他のもの	二二〇八・九〇	
A		リキュール及びコーディアル	二二〇八・七〇	
A		ウオッカ	二三〇八・六〇	
A		ジン及びジュネヴァ	二三〇八・五〇	

		犬用又は猫用の飼料(小売用にしたものに限る。)	二三〇九・一〇
		飼料用に供する種類の調製品	二三・〇九
A		状であるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。)	
		飼料用に供する種類の植物材料、植物のくず、植物のかす及び植物性副産物(ペレット	二三〇八・〇〇
A		ぶどう酒かす及びアーゴル	-
A		ないものとし、第二三・○四項又は第二三・○五項のものを除く。)	
		その他の植物性の油かす(粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わ	二三・〇六
A		落花生油かす(粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。)	一三〇五・〇〇
A		大豆油かす(粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。)	
A		いかを問わない。)	
		砂糖製造の際に生ずるかす及び醸造又は蒸留の際に生ずるかす(ペレット状であるかな	
		でん粉製造の際に生ずるかすその他これに類するかす、ビートパルプ、バガスその他の	
A		ものに限るものとし、ペレット状であるかないかを問わない。)	
		ふすま、ぬかその他のかす(穀物又は豆のふるい分け、製粉その他の処理の際に生ずる	
A		びペレット(食用に適しないものに限る。)並びに獣脂かす	
		肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及	
		食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料	第二三類
B 7	四 · 八 %	食酢及び酢酸から得た食酢代用物	二二〇九・〇〇
A		その他のもの	

下 円 一 の 合 に に よ る が を を を を を を を を を を を を を を を を を を
--

														二三〇九・九〇				
第一二・一四項又は第二三・○三項の物品をもととしたもの(ペレット状、その他のもの									その他のもの	ホワイトヴィール用子牛の育成に使用するもの	乳糖の含有量が全重量の一〇%以上のもの	その他のもの	飼料用に供する種類の調製品(飼料に添加するものに限る。)	その他のもの		その他のもの	量の一○%以上のものを除く。)	別方法により分離できる砕米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重
	加えた額	五円三〇銭を	る一%ごとに	一〇%を超え	糖の含有率が	量比による乳	円五〇銭に重	につき、五二	一キログラム						につき一八円	一キログラム		
									В 10	A			A			В 10	A	

	のよう	ルの含有量の合計が全重量の一○%以上のものを除く。)	政令で定める選別方法により分離できる砕米、米粉及び米のミー	んぱく質の含有量が全重量の三五%未満のものに限るものと	遊離でん粉の含有量が全重量の二〇%未満であり、か	に類する形状のもの(しょ糖として計算した糖類の含有量が全重量の	粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これら		^満のものに限る。) │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │	(気密容器入りのものを除く。) で、粗たんぱく質の含有量	一キログラムにつき七〇円を超えるもの(小売用の容器入り			(容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のもの)		
その他のもの	也 猫	ルの含有量の合計が	し、政令で定める選	つ、粗たんぱく質の	五%未満で、遊離で	に類する形状のもの	粉状、ミール状、フ	その他のもの	が全重量の三五%未満	にしたもの(気密容器	課税価格が一キログラ	その他のもの	に限る。)	気密容器入りのもの(容	その他のもの	重力とに、淡糸生立てし食ごに治村町等重生のこうごこと

第二四類	たばこ及び製造たばこ代用品	
一 回 • ○	たばこ(製造たばこを除く。)及びくずたばこ	A
	葉巻たばこ、シェルート、シガリロ及び紙巻たばこ(たばこ又はたばこ代用物から成る	
	ものに限る。)	X
一回•〇三	その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及び	
	エッセンス	
一回〇三・一〇	喫煙用たばこ(たばこ代用物を含有するかしないかを問わないものとし、その含有量	
	のいかんを問わない。)	X
	その他のもの	
二四〇三・九一	シートたばこ	A
二四〇三・九九	その他のもの	
	たばこのエキス及びエッセンス	A
	その他のもの	X
第二五類	塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント	
三五〇一・〇〇	塩(食卓塩及び変性させた塩を含むものとし、水溶液であるかないか又は固結防止剤を	
	結防止剤を含有するかしないかを問わない。) 及び海水 含有するかしないかを問わない。) 、純塩化ナトリウム (水溶液であるかないか又は固	
	こ艮る。) こ対する通過軽が全重量の七つん以上のようをが疑ささせるようのこ艮る塩及び純塩化ナトリウム(目開きが二・八ミリメートルのふるい(織金網製のもの)	
	-	-

二五・一一 天然の硫 二五・一一 天然の硫	五・一〇 天然のり	ラカマイト 問	二五〇七・〇〇 カオリンその他 かないかを問わ	そみの。)	五・○五 天然の砂	硫质黄	ニ丘)二・〇〇
けいそう土その他これに類するけい酸質の土(見掛け比重が一以下のものに限るものとを問わないものとし、第二八・一六項の酸化バリウムを除く。)天然の硫酸バリウム(重晶石)及び天然の炭酸バリウム(毒重石。焼いてあるかないか白亜	^ん酸カルシウム及びりん酸アルミニウムカルシウム並びにりん酸塩を含有する	シャモット及びダイナスアースないものとし、第六八・〇六項のエキスパンデッドクレーを除く。)並びにオニュスター	ひ钻上、アンダレーナイト、カイアナイト及ブンリマナイト(尭、てあるかな、 ・ンその他のカオリン系粘土(焼いてあるかないかを問わない。) かを問わない。)	の方法により長方形(正方形を含む。)の塊状若しくは板状に単に切ってある	~(着色してあるかないかを問わないものとし、第二六類の砂状の金属鉱を除	華ん焼火	て(尭ヽてないらりこ艮る。)

A A

A

A A A A X

A

Α

A A

を混入してある	れらに類する工業	びフリント(熱処)	常供するものに	五・一七 小石、砂利及び	しくは板状に単	ないか又はのこ	五・一六 花こう岩、はん	てあるかないか	ひくことその他	るかないかを問わ	ことその他の方	比重が二・五以上	五・一五 大理石、トラバ	(正方形を含む。	五 四・〇〇 スレート (粗削	してあるかないかを問	五・一三 コランダム、ガー	し、焼いてある
・一、頁の岩石の立、皮土及が分(熟型里としてあるいないいと問っない。)してあるかないかを問わない。)及びタールマカダム並びに第二五・一五項又は	業廃棄物から成るマカダム(小石、砂利、砕石、シングル又はフリント	処理をしてあるかないかを問わない。)並びにスラグ、ドロスその他こ	限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。)、シングル及	砕石(コンクリート用、道路舗装用又は鉄道用その他のバラスト用に通	板状に単に切ってあるかないかを問わない。)	のこぎりでひくことその他の方法により長方形(正方形を含む。)の塊状若	ん岩、玄武岩、砂岩その他の石碑用又は建築用の岩石(粗削りしてあるか	かを問わない。)	の方法により長方形(正方形を含む。)の塊状若しくは板状に単に切っ	わない。)及びアラバスター(粗削りしてあるかないか又はのこぎりで	方法により長方形(正方形を含む。)の塊状若しくは板状に単に切ってあ	上のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひく	トラバーチン、エコーシンその他の石碑用又は建築用の石灰質の岩石(見掛け	。)の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。)	りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形	かを問わない。)、パミスストーン及びエメリー	-ネットその他の研磨用の材料(天然のものに限るものとし、熱処理を	かないかを問わない。)

A

A

A

Α

A

Α

A	あるかないかを問わない。)及びタルク くことその他の方法により長方形(正方形を含む。)の塊状若しくは板状に単に切って	
	ステアタイト(天然のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひ	二五・二六
A	雲母(はく離雲母を含む。)及びそのくず	五.二五.五五.二五.
A	石綿	三五二四・〇〇
A	であるかないかを問わない。)	
	メントその他これらに類する水硬性セメント(着色してあるかないか又はクリンカー状)	
	ポートランドセメント、アルミナセメント、スラグセメント、スーパーサルフェートセ	五三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三
A	ムを除く。)	
	生石灰、消石灰及び水硬性石灰(第二八・二五項の酸化カルシウム及び水酸化カルシウ	三五.
A	石灰石その他の石灰質の岩石(石灰又はセメントの製造に使用する種類のものに限る。)	三 五 三 · ○ ○
A	かを問わない。)	
	ラスター(着色してあるかないか又は少量の促進剤若しくは遅緩剤を加えてあるかない	
	天然石膏及び天然無水石膏並びに天然石膏を焼いたもの又は硫酸カルシウムから成るプ	三 五 二 〇
A	ウム(純粋であるかないかを問わない。)	
	結前に他の酸化物を少量加えてあるかないかを問わない。) 及びその他の酸化マグネシ	
	天然の炭酸マグネシウム(マグネサイト)並びに溶融マグネシア、焼結マグネシア(焼	五・一九
A	は焼結してあるかないかを問わない。)及びドロマイトラミングミックス	
	形を含む。)の塊状又は板状に単に切ったものを含むものとし、焼いてあるかないか又	
	ドロマイト(粗削りしたもの及びのこぎりでひくことその他の方法により長方形(正方	三五・一八

	高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の	二七・〇七
A	ない。)	
	のとし、脱水してあるかないか又は蒸留により成分の一部を除いてあるかないかを問わ	
	石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタールその他の鉱物性タール(再生タールを含むも	二七〇六・〇〇
A	炭化水素を除く。)	
	石炭ガス、水性ガス、発生炉ガスその他これらに類するガス(石油ガスその他のガス状	二七〇五・〇〇
A	結させてあるかないかを問わない。)並びにレトルトカーボン	
	コークス及び半成コークス(石炭、亜炭又は泥炭から製造したものに限るものとし、凝	二七〇四・〇〇
A	泥炭(ピートリッターを含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。)	1七0三・00
A	亜炭(凝結させてあるかないかを問わないものとし、黒玉を除く。)	二七・〇二
A	石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの	二七・〇一
	鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう	第二七類
A	鉱石、スラグ及び灰	第二六類
A	鉱物(他の項に該当するものを除く。)	五。三〇
A	長石、白榴石、ネフェリン、ネフェリンサイアナイト及びほたる石	二五·二九
A	全重量の八五%以下のもの	
	分離したものを除く。)並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において	
	天然ほう酸塩及びその精鉱(焼いてあるかないかを問わないものとし、天然かん水から	三五・二八

									七一〇・一一						二七・一〇	七〇九・〇〇	一七・〇八	
温度一五度における比重が○・八○一七以下のもの航空機用のもの(アンチノック剤を加えてないものを含む。)	その他のもの	レンを除く。)	加算九五%留出温度との温度差が二度以内のもの(低重合度の混合アルキ	政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五%留出温度と減失量	低重合度の混合アルキレン	揮発油	が全重量の五%未満のものを含む。)	石油及び歴青油(石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量	軽質油及びその調製品	るものとし、他の項に該当するものを除く。)	全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限	石油及び歴青油(原油を除く。)並びにこれらの調製品(石油又は歴青油の含有量が	し、他の項に該当するものを除く。)並びに廃油	の七○%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものと	石油及び歴青油(原油を除く。)、これらの調製品(石油又は歴青油の含有量が全重量	石油及び歴青油(原油に限る。)	ピッチ及びピッチコークス(コールタールその他の鉱物性タールから得たものに限る。)	重量を超えるもの
ーキロリット																		
В		A			A											A	A	A

		政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの		(直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%以上					政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの					
四円ルにつき五六	ーキロリット B	A	A	五%以上	A	三八六円	ルにつき一、	ーキロリット B	A	三三六円	ルにつき二、	ーキロリット B	〇六九円	ルにつき二、

												二七一〇・一九						
軽油		その他のもの	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	その他のもの	のものに限る。)	ノルマルパラフィン(直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%以上	その他のもの	低重合度の混合アルキレン	灯油	が全重量の五%未満のものを含む。)	石油及び歴青油(石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量	その他のもの	その他のもの			その他のもの	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	軽油
四円	ルにつき五六	一キロリット												二五七円	ルにつき一、	一キロリット		
		В 10	A		A			A					A			В 10	A	

その他のもの	硫黄の含有量が全重量の○・三%以下のもの漁業の用に供するもの	重消及び推消 「国際のでは、大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大	宣由なが且由 で定める石油化学製品の製造に使用するもの
五九三円 ルにつき二、 ルにつき二、	一キロリット		二五七円一キロリット
B 10	B A 10	A	B A

二二七七・一二一	二七一〇・九九		二七一〇・九一														
クス、オゾケライト、モンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう及びこれらに類するペトロラタム並びにパラフィンろう、ミクロクリスタリン石油ワックス、スラックワッ石油ガスその他のガス状炭化水素	その他のもの	フェニル(PBB)を含むもの	ポリ塩化ビフェニル(PCB)、ポリ塩化テルフェニル(PCT)又はポリ臭化ビ	廃油	その他のもの	その他のもの	潤滑油(流動パラフィンを含む。)			その他のもの			硫黄の含有量が全重量の○・三%以下のもの	その他のもの	原料とする製油により得た製品を含む。)	製油の原料として使用するもの(税関当局の監督の下で重油又は粗油を	温度一五度における比重が○・九○三七を超えるもの
								一〇二円	ルにつき三、	一キロリット	三七六円	ルにつき二、	一キロリット				
A	A	A			A	A	A			B 10			B 10		A		

A 	メタノール(メチルアルコール)	二九〇五・一一
	飽和一価アルコール	
	びニトロソ化誘導体	
	非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及	二九・〇五
A	あるかないかを問わない。)	
	炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体(ハロゲン化して	九・〇四
A	炭化水素のハロゲン化誘導体	二九・〇三
A	環式炭化水素	二九・〇二
A	非環式炭化水素	土・〇一
	有機化学品	第二九類
A	無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物	第二八類
A	バック)	
	ル又は鉱物性タールピッチをもととしたものに限る。例えば、マスチック及びカット	
) 歴青質混合物(天然アスファルト、天然ビチューメン、石油アスファルト、鉱物性ター	二七一五・〇〇
A	ファルタイト及びアスファルチックロック	
	天然ビチューメン、天然アスファルト、歴青質頁岩、油母頁岩、タールサンド、アス	二七・一四
A	≠	二七・一三
A	物品で合成その他の方法により得たもの(着色してあるかないかを問わない。)	

□ コー・ コー・ コー・ コー・ コール	ペンタエリトリトール	二九〇五・四二
 ・一二 プロパン―ー―オール(プロピルアルコール)及びプロパン―ニ―オーエーニー プタン―――オール(ノルマル―ブチルアルコール) ・一四 その他のブタノール ・一古 ペンタノール(アミルアルコール)及びその異性体・一大 オクタノール(オクチルアルコール)及びその異性体・一十 ドデカン―――オール(ラウリルアルコール)、ヘキサデカン―――・二十 その他のもの 不飽和一価アルコール ・二二 非環式テルペンアルコール ・三二 エチレングリコール(エタンジオール) ・三二 プロピレングリコール(アロパン――・ニ―ジオール)・三二 その他のもの その他のもの その他の多価アルコール ・三九 その他の多価アルコール ・三九 その他の多価アルコール 	ールプ	
 ・一二 プロパン―――オール(プロピルアルコール)及びプロパン―ニ―オーニーニ フロピルアルコール) ・一四 その他のブタノール (アミルアルコール)及びその異性体・一大 オクタノール(アミルアルコール)及びその異性体・一力 ドデカン―――オール(ラウリルアルコール)、ヘキサデカン―――ホール その他のもの 不飽和一価アルコール その他のもの こ価アルコール その他のもの ニーエチレングリコール(エタンジオール) その他の多価アルコール その他の多価アルコール その他の多価アルコール その他の多価アルコール その他の多価アルコール その他の多価アルコール その他の多価アルコール その他の多価アルコール その他の多価アルコール (アロパン――・ニ―ジオール) 	チル―二―(ヒドロキシメチル)プロパン―一・三―ジオール	五
 ・一二 プロパン―ー―オール(プロピルアルコール)及びプロパン―ニ―オ・一三 ブタン―ー―オール(ノルマル―ブチルアルコール)・一五 ペンタノール(オクチルアルコール)及びその異性体・一六 オクタノール(オクチルアルコール)及びその異性体・一九 ドデカン―ー―オール(ラウリルアルコール)、ヘキサデカン―ー―ホール その他のもの 不飽和一価アルコール その他のもの エ番アルコール その他のもの コール・ニニ 非環式テルペンアルコール その他のもの こ価アルコール その他のもの この この	他の多価アルコール	
 ・一二 プロパン―ー―オール(プロピルアルコール)及びプロパン―ニ―オーニーニ フタン―ー―オール(ノルマル―ブチルアルコール) ・一四 その他のブタノール (オクチルアルコール)及びその異性体・一六 オクタノール (オクチルアルコール)及びその異性体・一六 ドデカン―ー―オール (ラウリルアルコール)、ヘキサデカン―ー―ーカール その他のもの 不飽和一価アルコール その他のもの 「二価アルコール」とびオクタデカン―ー―オール (ステアリルアルコール・二九 その他のもの 「二価アルコール」 ステルングリコール (エタンジオール) ・三二 エチレングリコール (プロパン―ー・ニ―ジオール) プロピレングリコール (プロパン―ー・ニージオール) 	の他のも	二九〇五・三九
 ・一二 プロパン―――オール(プロピルアルコール)及びプロパン―二―オ・一三 ブタン―――オール(ノルマル―ブチルアルコール)・一五 ペンタノール(アミルアルコール)及びその異性体・一六 オクタノール(オクチルアルコール)及びその異性体・一九 ドデカン―――オール(ラウリルアルコール)、ヘキサデカン―――ホール その他のもの 不飽和一価アルコール その他のもの こ価アルコール その他のもの ニ価アルコール エチレングリコール エチレングリコール エチレングリコール エチレングリコール エチレングリコール エチレングリコール (エタンジオール) 	プロピレングリコール(プロパン―一・二―ジオール)	二九〇五・三二
 ・一二 プロパン―――オール(プロピルアルコール)及びプロパン―二―オーニーニ ブタン―――オール(ノルマル―ブチルアルコール) ・一四 その他のブタノール(アミルアルコール)及びその異性体・一士 ドデカン―――オール(ラウリルアルコール)、ヘキサデカン―――ホール で飽和一価アルコール 及びオクタデカン―――オール(ステアリルアルコール その他のもの 子の他のもの ま環式テルペンアルコール その他のもの こ価アルコール ・二九 その他のもの こ価アルコール 	チレングリコ	二九〇五・三一
 ・一二 プロパン―――オール(プロピルアルコール)及びプロパン―二―オーニーニ ・一四 その他のブタノール(アミルアルコール)及びその異性体・一五 パンタノール(アミルアルコール)及びその異性体・一十 ドデカン―――オール(ラウリルアルコール)、ヘキサデカン――ー・一九 その他のもの 不飽和一価アルコール その他のもの 不飽和一価アルコール その他のもの その他のもの その他のもの その他のもの]	
 ・二二 プロパン―ー―オール(プロピルアルコール)及びプロパン―ニ―オール ・二四 その他のブタノール ・一五 ペンタノール(アミルアルコール)及びその異性体・一六 オクタノール(アミルアルコール)及びその異性体 ドデカン―ー―オール(ラウリルアルコール)、ヘキサデカン―ー―ホール その他のもの その他のもの 不飽和一価アルコール ・二二 非環式テルペンアルコール 	他のも	二九〇五・二九
 ・一二 プロパン―――オール(プロピルアルコール)及びプロパン―ニーオール ・一五 ペンタノール(アミルアルコール)及びその異性体・一六 オクタノール(オクチルアルコール)及びその異性体・一十 ドデカン―ー―オール(ラウリルアルコール)、ヘキサデカン―ーールアルコール)及びオクタデカン―ー―オール(ステアリルアルコーとの他のもの ・一九 その他のもの 不飽和一価アルコール 	テルペンアルコ	二九〇五・二二
・一二 プロパン―――オール (プロピルアルコール) 及びプロパン―ニーオール (プロピルアルコール) 及びその異性体・一元 ・一二 ボタン―ー―オール (アミルアルコール) 及びその異性体・一六 ・一十 ドデカン―ー―オール (アミルアルコール) 及びその異性体 ・一十 ドデカン―ー―オール (プロピルアルコール) 及びその異性体 ・一十 ・一十 ・一十 ・・ー・・ー・ー・ー・ー・ー・ー・ー・ー・ー・ー・ー・ー・ー・ー・ー	和一価アルコー	
 ・一二 ・一二 ・一四 ・一四 ・一四 ・一四 ・一の他のブタノール(アミルアルコール)及びその異性体・一力があり、(アミルアルコール)をいるの異性体・一方がカケーーーオール(アラリルアルコール)及びその異性体・一方がアルコール(アミルアルコール)のできの異性体・一方に対している。 ・一十 ・一十	の他のも	_
 ・一二 ・一二 ・一二 ・一二 ・一四 その他のブタノール (アミルアルコール) 及びその異性体 ・一二 	アルコール)及びオクタデカン―一―オール(ステアリルアルコー	
 ○五・一六 □五・一二 □ガタノール(アミルアルコール)及びその異性体 ○五・一三 □ピルアルコール) □ピルアルコール) □ピルアルコール) □ピルアルコール) 	ヘキサデカン―一―	<u>.</u>
○五・一三○五・一三○五・一三○五・一三○五・一四その他のブタノール○五・一二でピルアルコール)○五・一二でピルアルコール)○五・一二でパン―ーーオール(プロピルアルコール)及びプロパン―ニーの五・一二	(オクチルアルコール)及	〇 五 ·
○五・一二		<u>•</u>
○五・一三 ブタン―ー―オール(ノルマル―ブチルアルコール) ロピルアルコール) ロピルアルコール) プロパン―ー―オール(プロピルアルコール)及びプロパン―二―	のブタ	〇 五. ·
ロピルアルコール) プロパン―一一オール (プロピルアルコール) 及びプロパン―二―	タン―一―オール(ノルマル―ブチルアルコー	〇 五. ·
プロパン―一―オール(プロピルアルコール)及びプロパン―二―	ピルアルコ	
	(プロピルアルコール)及びプロパン―二―	二九〇五・一二

	-		_	-
	率)			
	当該従量税			
	低いときは、			
	従量税率より			
	三円四四銭の			
	ムにつき二一			
	が一キログラ			
В 7	八% (その率	メントール	二九〇六・一一	
		にこれらの誘導体		
	ルペンアルコール並び	飽和脂環式アルコール、不飽和脂環式アルコール及びシクロテルペ		
		ニトロソ化誘導体		
	1、ニトロ化誘導体及び	環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニ	二九・〇六	
Α		その他のもの	九〇五・五九	
Α		エトクロルビノール(INN)	九〇五・五一	
		ロソ化誘導体		
	ニトロ化誘導体及びニト	非環式アルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、コ		
A		その他のもの	一九〇五・四九	
A		グリセリン	二九〇五・四五	_
X		D―グルシトール(ソルビトール)	二九〇五・四四	
A		マンニトール	一九〇五・四三	

並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホー・○○ アセタール及びヘミアセタール(他の酸素誘導体	アセタール及びヘミアセタール(他の酸素誘導体	誘導体	並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、	二九・一〇 三員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキ	導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	に単一であるかないかを問わない。) 並びにこれらのハロゲン化誘導体、	ル、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシ	二九・〇九 エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノー	化誘導体及びニトロソ化誘導体	二九・〇八 フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導体、	二九・〇七 フェノール及びフェノールアルコール	二九〇六・二九 その他のもの	二九〇六・二一 ベンジルアルコール	芳香族アルコール及びその誘導体	二九〇六・一九 その他のもの	二九〇六・一四 テルピネオール	二九〇六・一三 ステロール及びイノシトール	二九〇六・一二 シクロヘキサノール、メチルシクロヘキサノール及びジメチルシク
誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化		官能基を有するか有しないかを問わない。	誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化	ポキシフェノール及びエポキシエーテル		れらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘	エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド(化学的	エノール、エーテルアルコールフェノー		ン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ								ノール及びジメチルシクロヘキサノール

A A A A A A A A

乳酸並びにその塩及びエステル	二 九 八 · 一	
-ル官能のカルボン酸(
ロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニト		
カルボン酸(他の酸素官能基を有するものに限る。)並びにその酸無水物、酸ハロゲン	元 ・ 八	
らのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれ	二九・一七	
ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
ゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、		
不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロ	二九・一六	
誘導体		
並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化		
飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸	二九・一五	
のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
ケトン及びキノン(他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。)並びにこれら	二九・一四	
トロソ化誘導体		
第二九・一二項の物品のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニ	二九一三・〇〇	
重合体及びパラホルムアルデヒド		
アルデヒド(他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。)、アルデヒドの環式	二九・一二	

いその他の無機酸のエステル(
誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソりん酸エステル及びその塩(ラクトホスフェートを含む。
その他のもの
並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体
アルデヒド官能又はケトン官能のカルボン酸(他の酸素官能基を有す
その他のもの
サリチル酸のその他のエステル及びその塩
オルト―アセチルサリチル酸並びにその塩及びエステル
サリチル酸及びその塩
無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体
フェノール官能のカルボン酸(他の酸素官能基を有するものを除く。
その他のもの
グルコン酸並びにその塩及びエステル
その他のもの
くえん酸カルシウム
くえん酸の塩及びエステル
くえん酸
酒石酸の塩及びエステル
酒石酸

A A A X

X A A

A A A A

A

A A

	二九二二・三一つ	るも	ア	二九二二・二九	二九二二・二二	二九二二・二一フ	をか	ア	二九二二・一九	二九二二・一四	二九二二・一三	二九二二・一二	二九二二・一一	テル	ア	二九・二二 酸素官能	二九・二一アミ	誘導体	
びにこれらの塩	アンフェプラモン(INN)、メサドン(INN)及びノルメサドン(INN)並	ものを除く。)並びにこれらの塩	アミノアルデヒド、アミノケトン及びアミノキノン(二種類以上の酸素官能基を有す	その他のもの	アニシジン、ジアニシジン及びフェネチジン並びにこれらの塩	アミノヒドロキシナフタレンスルホン酸及びその塩	を除く。)並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩	アミノナフトールその他のアミノフェノール(二種類以上の酸素官能基を有するもの	その他のもの	デキストロプロポキシフェン(INN)及びその塩	トリエタノールアミン及びその塩	ジエタノールアミン及びその塩	モノエタノールアミン及びその塩	ル及びエステル並びにこれらの塩	アミノアルコール(二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。)並びにそのエー	目能のアミノ化合物	アミン官能化合物		並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化

A A A A A A A A A A

A	ヒドラジン又はヒドロキシルアミンの有機誘導体	二九二八・〇〇
A	ジアゾ化合物、アゾ化合物及びアゾキシ化合物	二九二七・〇〇
A	ニトリル官能化合物	二九・二六
A	カルボキシイミド官能化合物(サッカリン及びその塩を含む。)及びイミン官能化合物	二九・二五
A	カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物	二九・二四
A	かを問わない。)	
	リピド(レシチンその他のホスホアミノリピドについては、化学的に単一であるかない	
	第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノ	二九・二三
A	アミノ化合物	
	アミノアルコールフェノール、アミノ酸フェノール及び酸素官能基を有するその他の	二九二三・五〇
A	その他のもの	二九二二·四九
A	チリジン(INN)及びその塩	二九二二・四四
A	アントラニル酸及びその塩	二九二二・四三
A	その他のもの	
五 三 % B 5	グルタミン酸ソーダ	
	グルタミン酸及びその塩	二九二二・四二
A	リジン及びそのエステル並びにこれらの塩	二九二二・四一
	これらの塩	
	アミノ酸 (二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。) 及びそのエステル並びに	
A	その他のもの	二九二二・三九

	二九四○・○○ 糖類(化学的に純粋なものに限るものとし、しょ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖	一二九四〇
A	びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	
	三九 植物アルカロイド(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。)及	二九・三九
A	塩、エーテル、エステルその他の誘導体	
	・三八グリコシド(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。)及びその	二九
A	(主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む。)	
	これと同一の構造を有する合成のものに限る。)並びにこれらの誘導体及び構造類似物	
	三七 ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン(天然のもの及び	二九・三七
A	溶かしてあるかないかを問わない。)	
	ンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物 (この項の物品については、溶媒に	
	然のものを濃縮したものを含む。)に限る。)並びにこれらの誘導体で主としてビタミ	
	三六 プロビタミン及びビタミン(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの(天	二九・三六
A	五・〇〇 スルホンアミド	二九三五
A	化合物	
	三四 核酸及びその塩(化学的に単一であるかないかを問わない。)並びにその他の複素環式	二九・三四
A	・三三複素環式化合物(ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。)	二九
A	・三二複素環式化合物(ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。)	二九
A	九三一・○○ その他のオルガノインオルガニック化合物	九三
A	・三〇 有機硫黄化合物	二 九 • =
A	二九 その他の窒素官能基を有する化合物	二九・二九

	を除く。) 並びに糖エーテル、糖アセタール、糖エステル、糖エーテルの塩、糖アセ	
	タールの塩及び糖エステルの塩(第二九・三七項から第二九・三九項までの物品を除	
	 ✓ ✓ 	A
二九·四一	抗生物質	A
二九四二・〇〇	その他の有機化合物	A
第三〇類	医療用品	A
第三一類	肥料	A
第三二類	イント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキなめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペ	A
三 第 三	精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類 精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類 精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類	

ールの含有量が全重量の六五%を超え 五・四% B A A A A A A A A A A A A A A A A A A A	ライムのもの その他のもの その他のもの ジャスミンのもの ジャスミンのもの ジャスミンのもの ラベンダー又はラバンジンのもの その他のミントのもの ペパーミント(メンタ・ピペリタ)のもの その他のミントのもの その他のミント油(メンタ・アルヴェンスィスのものに限る。 ペパーミント油(メンタ・アルヴェンスィスのものに限る。 その他のもの その他のもの その他のもの その他のもの	
	レモンのもの	
		-

	たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素	第三五類
A	ととした歯科用の調製品くその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもせっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそ	第三四類
A	わない。)	
	製した室内防臭剤(芳香を付けてあるかないか又は消毒作用を有するか有しないかを問	
	品、脱毛剤その他の調製香料及び化粧品類(他の項に該当するものを除く。)並びに調	
	ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品、身体用の防臭剤、浴用の調製	三三・〇七
A	歯間清掃用の糸(デンタルフロス)	
	口腔衛生用の調製品(義歯定着用のペースト及び粉を含む。)及び小売用の包装にした	三三・〇六
A	製品	三三・〇五
A	品を含むものとし、医薬品を除く。)及びマニキュア用又はペディキュア用の調製品	
	美容用、メーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調製品(日焼止め用又は日焼け用の調製	三三・〇四
A	香水類及びオーデコロン類	111110111 • 00
A	質をもととしたその他の調製品(飲料製造に使用する種類のものに限る。)	
	むものとし、工業において原材料として使用する種類のものに限る。)並びに香気性物	
	香気性物質の混合物及び一以上の香気性物質をもととした混合物(アルコール溶液を含	
A 	その他のもの	三三〇一・九〇

_		
A	火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料	第三六類
A	酵素及び他の項に該当しない調製した酵素	三五・〇七
A	一キログラム以下のものに限る。)	
	剤としての使用に適する物品(膠着剤又は接着剤として小売用にしたもので正味重量が	
	調製膠着剤その他の調製接着剤(他の項に該当するものを除く。)及び膠着剤又は接着	三五・〇六
X	ストリンその他の変性でん粉をもととした膠着剤	
	デキストリンその他の変性でん粉(例えば、糊化済でん粉及びエステル化でん粉)及び	三五・〇五
A	当するものを除く。)並びに皮粉(クロムみょうばんを加えたものを含む。)	
	〇四・〇〇 $\Big $ ペプトン及びその誘導体並びにその他のたんぱく質系物質及びその誘導体(他の項に該 $\Big $	三五〇四・〇〇
X	その他のもの	
A	ゼラチン(写真用のものに限る。)、ゼラチン誘導体、魚膠及びアイシングラス	
	グラス及びその他のにかわ(第三五・○一項のカゼイングルーを除く。)	
	てあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。)、ゼラチン誘導体、アイシン	
	ゼラチン(長方形(正方形を含む。)のシート状のものを含むものとし、表面加工をし	三五〇三・〇〇
A	その他のアルブミン誘導体	
	含有量が乾燥状態において全重量の八〇%を超えるものに限る。) 及びアルブミナート	
	アルブミン(二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の	三五· ○ 二
A	カゼイン及びカゼイナートその他のカゼイン誘導体並びにカゼイングルー	三五・〇一

鬼(不規則な形のものに限る。)、粉(モールディングパウダーを含む。)三九○一・二○ 比重が○・九四以上のポリエチレン その他のもの		粒、フレークその他これらに類する形状のもの 現(不規則な形のものに限る。)、粉(モールディングパウダーを含む。 三九・〇一 比重が〇・九四未満のポリエチレン エチレンの重合体(一次製品に限る。)	第三八類 各種の化学工業生産品	第三七類 写真用又は映画用の材料
`	率)の率が一キロの率が一キロの率が一キロの率が一キロの率が一キロの率が一キロの率が一キローの率が一半ローの率が一半ローの率が一半ローの率が一半ローの率が一半ローの率が一半ローの率が一半ローの率が一半ローの率が一半ローの率が一キローの率が一キローの率が一キローの率が一キローの率が一半ローの率が一半ローの率が一半ローの率が一半ローの率が一半ローの率が一半ローの率が一半ローの率が一キローの率が一キローの率が一半ローの平面の平面の平面の平面の平面の平面の平面の平面の平面の平面の平面の平面の平面の	- を含む。)、 - ・三%(そ		
	単はよ銭つキー税、りのきロー	(2		

B 10	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	粒、フレークその他これらに類する形状のもの	
		塊(不規則な形のものに限る。)、粉(モールディングパウダーを含む。)、	
		ポリプロピレン	三九〇二・一〇
		プロピレンその他のオレフィンの重合体(一次製品に限る。)	三九・〇二
A		その他のもの	
В 10	○· 五 六 %	粒、フレークその他これらに類する形状のもの	
		塊(不規則な形のものに限る。)、粉(モールディングパウダーを含む。)、	
		その他のもの	三九〇一・九〇
A		その他のもの	
В 10	○ 五 六 %	粒、フレークその他これらに類する形状のもの	
		塊(不規則な形のものに限る。)、粉(モールディングパウダーを含む。)、	
		エチレン―酢酸ビニル共重合体	三九〇一・三〇
A		その他のもの	
	率)		
	当該従量税		
	高いときは、		
	従量税率より		
	四円四八銭の		
	グラムにつき		
	の率が一キロ		

A		その他のもの	
В 10	○· 五六%	粒、フレークその他これらに類する形状のもの	
		塊(不規則な形のものに限る。)、粉(モールディングパウダーを含む。)、	
		その他のもの	三九〇二・九〇
A		その他のもの	
В 10	○· 五六%	粒、フレークその他これらに類する形状のもの	
		塊(不規則な形のものに限る。)、粉(モールディングパウダーを含む。)、	
		プロピレンの共重合体	三九〇二・三〇
A		その他のもの	
В 10	○· 五六%	粒、フレークその他これらに類する形状のもの	
		塊(不規則な形のものに限る。)、粉(モールディングパウダーを含む。)、	
		ポリイソブチレン	三九〇二・二〇
A		その他のもの	
	率)		
	当該従量税		
	高いときは、		
	従量税率より		
	五円一二銭の		
	グラムにつき		
	の率が一キロ		

	_				_								_						
	三九〇三・九〇				三九〇三・三〇				三九〇三・二〇				三九〇三・一九				三九〇三・一一		三九・〇三
塊(不規則な形のものに限る。)、粉(モールディングパウダーを含む。)、	その他のもの	その他のもの	粒、フレークその他これらに類する形状のもの	塊(不規則な形のものに限る。)、粉(モールディングパウダーを含む。)、	アクリロニトリル―ブタジエン―スチレン(ABS)共重合体	その他のもの	粒、フレークその他これらに類する形状のもの	塊(不規則な形のものに限る。)、粉(モールディングパウダーを含む。)、	スチレン―アクリロニトリル(SAN)共重合体	その他のもの	粒、フレークその他これらに類する形状のもの	塊(不規則な形のものに限る。)、粉(モールディングパウダーを含む。)、	その他のもの	その他のもの	粒、フレークその他これらに類する形状のもの	塊(不規則な形のものに限る。)、粉(モールディングパウダーを含む。)、	多泡性のもの	ポリスチレン	スチレンの重合体(一次製品に限る。)
			〇・六二%				〇・六二%				_ <u>=</u> %				〇・七八%				
		A	B 10			A	В 10			A	B 10			A	В 10				

A	除く。)	
	セルロース及びその化学的誘導体(一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを	三九・一二
A	の類の注3のその他の物品(一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。)	
	石油樹脂、クマロン―インデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこ	三九・一一
A	シリコーン (一次製品に限る。)	三九一〇・〇〇
A	アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン(一次製品に限る。)	三九・〇九
A	ポリアミド(一次製品に限る。)	三九・〇八
A	樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル(一次製品に限る。)	
	ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド	三九・〇七
A	その他のもの	
〇·五六% B 5	粒、フレークその他これらに類する形状のもの	
	塊(不規則な形のものに限る。)、粉(モールディングパウダーを含む。)、	
) その他のもの	三九〇六・九〇
A) ポリ(メタクリル酸メチル)	三九〇六・一〇
	アクリル重合体(一次製品に限る。)	三九・〇六
A	る。)	
	酢酸ビニルその他のビニルエステル重合体及びその他のビニル重合体(一次製品に限	三九・〇五
A	塩化ビニルその他のハロゲン化オレフィンの重合体(一次製品に限る。)	三九・〇四
A	その他のもの	
〇 : : : : : : : : : : : : : : : : : : :	粒、フレークその他これらに類する形状のもの	

A	他の材料と組み合わせたものを除く。)	
	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ(多泡性のもの	三九・二〇
A	い。 ・	
	形状の物品(接着性を有するものに限るものとし、ロール状であるかないかを問わな	
	プラスチック製の板、シート、フィルム、はく、テープ、ストリップその他のへん平な	三九・一九
A	び天井被覆材	
	状又はタイル状のものに限る。)並びにこの類の注9のプラスチック製の壁面被覆材及	
	プラスチック製の床用敷物(接着性を有するか有しないかを問わないものとし、ロール	三九・一八
A	えば、ジョイント、エルボー及びフランジ)	
	プラスチック製の管及びホース並びにこれらの継手(プラスチック製のものに限る。例	三九・一七
A	の他の加工をしたものを除く。)	
	クの棒及びプラスチックの形材(表面加工をしてあるかないかを問わないものとし、そ	
	プラスチックの単繊維で横断面の最大寸法が一ミリメートルを超えるもの、プラスチッ	三九・一六
A	プラスチックのくず	三九・一五
A	に限る。)	
	○ 第三九・○一項から第三九・一三項までの重合体をもととしたイオン交換体(一次製品	三九一四・〇〇
A	のを除く。)	
	ぱく質及び天然ゴムの化学的誘導体)(一次製品に限るものとし、他の項に該当するも	
	天然の重合体(例えば、アルギン酸)及び変性させた天然の重合体(例えば、硬化たん	三九・一三

	る処理をしたものは一六キログラム以下のものに限る。)	
	くに うつは こうきょが ラム人でくは 三羊 うっつき くいは 退代 温暖 こう全形の原皮 (重量が一枚につき、単に乾燥したものは八キログラム以	
	あるかないかを問わない。)	
	以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットして	
	漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら	
	牛(水牛を含む。)又は馬類の動物の原皮(生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸	<u></u> ·
	原皮(毛皮を除く。)及び革	第四一類
A	ゴム及びその製品	第四〇類
A	チックを除く。)から成る製品	
	その他のプラスチック製品及び第三九・〇一項から第三九・一四項までの材料(プラス	三九・二六
A	プラスチック製の建築用品(他の項に該当するものを除く。)	三九・二五
A	プラスチック製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品	三九・二四
A	の他これらに類する物品	
	プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック製の栓、ふた、キャップそ	三九・二三
A	用の覆い、水洗用の水槽その他これらに類する衛生用品	
	プラスチック製の浴槽、シャワーバス、台所用流し、洗面台、ビデ、便器、便座、便器	三九・二三
A	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ	三九・二二

A		一やぎのもの	四一〇三・一〇	四一
		だし、この類の注1の⑥又は⑥の規定により除かれているものを含まない。)		
		限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。た		
		理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに		
		その他の原皮(生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処	•	四一
A		だし、この類の注1心の規定により除かれているものを含まない。)		
		ものとし、毛が付いているかいないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。た		
		したもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限る		
		羊の原皮(生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理を	•	四一
B 10	<u>-</u> <u>-</u> %	その他のもの		
A		終えてないもの)及びなめし過程にないもの		
		クロムなめしのもの(なめし(前なめしを含む。)過程中のもののうちなめしを		
		その他のもの(バット、ベンズ及びベリーを含む。)	○ 一·九○	
B 10	<u>-</u> <u>-</u> %	その他のもの		
A		終えてないもの)及びなめし過程にないもの		
		クロムなめしのもの(なめし(前なめしを含む。)過程中のもののうちなめしを		
		全形の原皮(一六キログラムを超えるものに限る。)	〇 - - 五 〇	四一
B 10	<u>-</u> <u>-</u> %	その他のもの		
A		終えてないもの)及びなめし過程にないもの		
		クロムなめしのもの(なめし(前なめしを含む。)過程中のもののうちなめしを		

	四 〇 四 · 九		四 一 〇 〇 三 ・ 九 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
クロムなめしのもの	その他のものその他のもの	ークロムなめしのもの 中(水牛を含む。)又は馬類の動物のなめした皮(なめしたもの及びクラストにしたも りったしてあるかないかを問わない。) で、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。)	その他のもの
			 %
A	B A B 10	A	A B A A 7

	乾燥状態	四 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	四 [
A	○ 显閏犬態(ウェットブレーを含じ。)のもの い。)		Ш
	おらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わな		
	羊のなめした皮(なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をして	· ○ 五	四
——————————————————————————————————————	その他のもの		
一	染着色したもの		
	その他のもの		
——————————————————————————————————————	その他のもの		
A	クロムなめしのもの		
	いもの		
	なめしたもの(再なめしをしたものを含む。)で、これを超える加工をしてな		
	九 その他のもの	一〇四・四九	四一
——————————————————————————————————————	その他のもの		
一	その他のもの		
= = % B 10	以下のもの)及び水牛の皮並びにローラーレザーを除く。)		
	染着色したもの(全形の牛の皮(表面積が一枚につき二・六平方メートル		
	染着色したもの		
	その他のもの		
——————————————————————————————————————	その他のもの		

——————————————————————————————————————	わに又はとかげのもの	
	〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜	
	その他のもの	
A	植物性前なめしをしたもの	
	爬虫類のもの	四一〇六・四〇
	その他のもの	
- 六 % B 7	染着色したもの	
	乾燥状態(クラスト)のもの	四一〇六・三二
	湿潤状態(ウェットブルーを含む。)のもの	四一〇六・三一
	豚のもの	
A	その他のもの	
一	染着色したもの	
	乾燥状態(クラスト)のもの	四一〇六・二三
A	湿潤状態(ウェットブルーを含む。)のもの	四一〇六・二一
	やぎのもの	
	かを問わない。)	
	加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかない	
	その他の動物のなめした皮(なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える	四一・〇六
A	その他のもの	
一	染着色したもの	

グレーンスプリット	四一〇七・一二	四
その他のもの		
その他のもの		
の)及び水牛革並びにローラーレザーを除く。)		
染着色したもの(牛革(表面積が一枚につき二・六平方メートル以下のも		
染着色し又は模様付けしたもの		
その他のもの		
パーチメント仕上げをしたもの		
フルグレーン(スプリットしてないものに限る。)	〇七・一一	四一〇七
全形の革		
限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。)		
る加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに		
牛(水牛を含む。)又は馬類の動物の革(なめした又はクラストにした後これらを超え	· 〇七	四
その他のもの		
染着色したもの		
乾燥状態(クラスト)のもの	四一〇六・九二	四
湿潤状態(ウェットブルーを含む。)のもの	四一〇六・九一	四一
その他のもの		
その他のもの		
その他のもの		

В 10	——————————————————————————————————————	その他のもの		
В 10	一 六 %	その他のもの		
В 10		染着色したもの(水牛革及びローラーレザーを除く。)		
		染着色し又は模様付けしたもの		
		その他のもの		
В 7	- - - %	パーチメント仕上げをしたもの		
		フルグレーン(スプリットしてないものに限る。)	四一〇七・九一	ПП
		その他のもの(サイドを含む。)		
В 10	<u>-</u>	その他のもの		
В 10	一 六 %	染着色し又は模様付けしたもの		
		その他のもの		
В 7	- - - %	パーチメント仕上げをしたもの		
		その他のもの	四一〇七・一九	ш
В 10	<u>-</u>	その他のもの		
В 10	一 六 %	その他のもの		
В 10	 <u>=</u> <u>=</u> %	の)及び水牛革並びにローラーレザーを除く。)		
		染着色したもの(牛革(表面積が一枚につき二・六平方メートル以下のも		
		染着色し又は模様付けしたもの		
		その他のもの		
В 7	- - - %	パーチメント仕上げをしたもの		

	その他の動物の革(なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、	四 - - 三
A	その他のもの	
一	染着色し又は模様付けしたもの	
	その他のもの	
- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	パーチメント仕上げをしたもの	
	かないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。)	
	仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてある	
	羊革(なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント	四
	その他のもの	
一	染着色し又は模様付けしたもの	
	その他のもの	
	パーチメント仕上げをしたもの	
	その他のもの	四一〇七・九九
——————————————————————————————————————	その他のもの	
一	その他のもの	
	染着色したもの(水牛革及びローラーレザーを除く。)	
	染着色し又は模様付けしたもの	
	その他のもの	
- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	パーチメント仕上げをしたもの	
	グレーンスプリット	四一〇七・九二

		その他のもの	四一三・九〇
A		その他のもの	
В 7	- - - %	その他のもの	
В 7	<u>-</u>	わに革及びとかげ革	
		染着色し又は模様付けしたもの	
		その他のもの	
В 7	- - - %	パーチメント仕上げをしたもの	
		爬虫類のもの	四 一 三 · 三 ○
В 7	- - - %	せ その他のもの	
В 7	一 六 %	染着色し又は模様付けしたもの	
		その他のもの	
В 7	- - - %	パーチメント仕上げをしたもの	
		豚のもの	
A		その他のもの	
В 10	一 六 %	染着色し又は模様付けしたもの	
		その他のもの	
В 7	- - - %	パーチメント仕上げをしたもの	
		やぎのもの	四 一 三 ·
		リットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。)	
		パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプ	

		ドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、ス 旅行用バッグ、断熱加工された飲食料用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハン (イージ・・***********	<u> </u>
B 7	· 六 % B	── の也これらこ領する物品を含むものとし、才科を問わない。)>○ 動物用装着具(引き革、引き綱、ひざ当て、口輪、くら敷き、くら袋、犬用のコートそ	四二〇一・〇〇
		に腸の製品	
		革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並び	第四二類
7	〇 · · % B	の粉	
		□ 革又はコンポジションレザーのくず(革製品の製造に適しないものに限る。)及び革	四一五・二〇
B 7	- - - % B	又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。)	
		○ コンポジションレザー (革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状	四一五・一〇
		ンポジションレザーのくず(革製品の製造に適しないものに限る。)及び革の粉	
		はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。)、革又はコ	
		コンポジションレザー(革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又	四 · - 五
Λ	X	ミネーテッドレザー並びにメタライズドレザー	
		シャモア革(コンビネーションシャモア革を含む。)、パテントレザー及びパテントラ	四 • 一 四
A	A	その他のもの	
B 7	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	染着色し又は模様付けしたもの	
		その他のもの	
В 7		パーチメント仕上げをしたもの	

В 7	六 · 四 %	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの	
		その他のもの	
В 7	一二,八%	一個につき六、○○○円を超えるものに限る。)	
		貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が	
		携帯用化粧道具入れ(貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半	
		外面がプラスチック製又は紡織用繊維製のもの	四二〇二・一二
В 7	八 %	その他のもの	
В 7	一 二 八 %	一個につき六、○○○円を超えるものに限る。)	
		貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が	
		携帯用化粧道具入れ(貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半	
		外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの	四 二 〇 二 • 一 一
		ん、通学用かばんその他これらに類する容器	
		トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かば	
		る容器	
		真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、けん銃用のホルスターその他これらに類す	
		グゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写	
		は紙で被覆したものに限る。)及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エ	
		ズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しく	
		する容器(革、コンポジションレザー、プラスチックシート、紡織用繊維、バルカナイ	
		ポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしろい入れ、刃物用ケースその他これらに類	

	ポケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品	
六 · 四 % B 7	その他のもの	四二〇二・二九
六 · 四 % B 7	その他のもの	
一 二 八 % B 7	円を超えるもの	
	ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、○○○	
	貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、	
	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの	
八 % B 7	その他のもの	
六 · 四 % B 7	革製又はパテントレザー製のもの	
	その他のもの	
二 八 % B 7	その他のもの	
 	革製又はパテントレザー製のもの	
	門を超えるもの	
	ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、○○○	
	貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、	
	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの	
	いかを問わない。)	
	ハンドバッグ(取手が付いていないものを含むものとし、肩ひもが付いているかいな	
〇 八 <u>~</u> 8 7	その他のもの	四二〇二・一九
三· 六八% B 7	その他のもの	

		衣類及び衣類附属品(革製又はコンポジションレザー製のものに限る。)		四二
В 7	〇 九 <u>-</u> %	その他のもの		
В 7	○ · 六八%	の動物性の彫刻用又は細工用の材料製のもの		
		アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他		
В 7	○· 五 四 %	木製のもの		
		その他のもの	四二〇二・九九	四二
В 7	六 · 四 %	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの	四二〇二・九二	四二
В 7	八 %	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの	四二〇二・九一	四二
		その他のもの		
В 7	〇· 八 <u>~</u> %	その他のもの	四二〇二・三九	四二
В 7	六 · 四 %	その他のもの		
В 7	一二,八%	○○○円を超えるものに限る。)		
		んご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、		
		財布(貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さ		
		外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの	四二〇二·三二	四二
В 7	八 %	その他のもの		
В 7	一二.	○○○円を超えるものに限る。)		
		んご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、		
		財布(貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さ		
		外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの	四二〇二・三一	四二

			四						四				四					匹
<u></u>			<u></u>										<u></u>					
			四110三・110						四二〇三・二九				四二〇三・二					四二〇三・一〇
<u> </u>			0						九									
その他の衣類附属品	た金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきし	ベルト及び負い革	その他のもの	コンポジションレザー製のもの	革製のもの	石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴	その他のもの	その他のもの	石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴	特に運動用に製造したもの	手袋、ミトン及びミット	その他のもの	た金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきし	衣類
	一 六 %				一 六 %	一 四 %					一 六 %				_ %	一 六 %		
X	В 7			X	В 7	В 7				X	В 7				В 7	В 7		

		のこくず及び木くず(棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝 木材及びその製品並びに木炭	第四 四 四
	A	人造毛皮及びその製品	四三〇四・〇〇
	X	衣類、衣類附属品その他の毛皮製品	
	X	ものを除く。)	
		の及び他の材料を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、第四三・○三項の┃	
		なめし又は仕上げた毛皮(頭部、尾部、足部その他の切片を含み、組み合わせてないも	
	A	し、第四一・○一項から第四一・○三項までの原皮を除く。)	
		原毛皮(頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するものを含むものと	
		毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品	第四三類
<u>'</u>	〇· 六六% B 7	腸、ゴールドビーターススキン、ぼうこう又は腱の製品	四二・〇六
	六 % B 7	その他の革製品及びコンポジションレザー製品	四二〇五・〇〇
	〇· 六 % B 7	その他のもの	
	三 六 % B 7	ベルト、ベルチング、コーミングレザー及びインターギルレザー	
		機械用その他の技術的用途に供する種類の革製品及びコンポジションレザー製品	
•	— % В 7	その他のもの	
-	一	た金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	
		毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきし	

三· 六 8 10	その他のもの	
A	かんながけし又はやすりがけしたもの	
	ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチバカウ	四四〇七・二五
A	バイロラ、マホガニー(スウィエテニア属のもの)、インブイア及びバルサ	四四〇七・二四
	熱帯産木材(この類の号注1のものに限る。)のもの	
A	針葉樹のもの	四四〇七・一〇
	かないかを問わない。)	
	を超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものである	
	木材(縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが六ミリメートル	四四・〇七
A	木製の鉄道用又は軌道用のまくら木	四四・〇六
A	木毛及び木粉	四四〇五・〇〇
A	をしたものを除く。)及びチップウッドその他これに類するもの	
	に適するもので粗削りしたものに限るものとし、ろくろがけし、曲げ又はその他の加工	
	ものを除く。)、木製の棒(つえ、傘の柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造	
	たが材、割ったポール、木製のくい(端をとがらせたものに限るものとし、縦にひいた	
A	るかないかを問わない。)	
	木材(粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあ	
A		
	木炭(植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わな	
A	結させてあるかないかを問わない。)、薪材並びにチップ状又は小片状の木材	

		材(厚さが六ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、 板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸はぎした木化粕はり用単板(積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。) 合板用単	匹 远 · 八	
]
A		その他のもの		
B 10	三·六%	その他のもの		
A		かんながけし又はやすりがけしたもの		
		ふたばがき科のもの		
		その他のもの	四〇七・九九	匹匹
A		ビーチ(ブナ属のもの)のもの	四〇七・九二	四四四
A		オーク(コナラ属のもの)のもの	四〇七・九一	四四四
		その他のもの		
A		その他のもの		
B 10	三·六%	その他のもの		
A		かんながけし又はやすりがけしたもの		
		ふたばがき科のもの		
		その他のもの	四四〇七・二九	四
B 10	三·六%	その他のもの		
A		かんながけし又はやすりがけしたもの		
		ホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ、イエローメランチ及びアラ	四〇七・二六	四四四

	ジェルトンのもの(長さが二〇センチメートル以下で、幅が八センチメートル	
A	その他のもの	
三 六 % B 10	積層木材を平削りすることにより得られるもの	
	パドック(かりん)のもの	
	その他のもの	四四〇八・三九
A	その他のもの	
= % B 10	合板用単板	
	その他のもの	
三 六 % B 10	積層木材を平削りすることにより得られるもの	
	ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチバカウ	四四〇八・三一
	熱帯産木材(この類の号注1のものに限る。)のもの	
A	その他のもの	
= <u>\(\frac{\pi}{\pi} \) B 5</u>	合板用単板 一	
	その他のもの	
三·六% B 5	積層木材を平削りすることにより得られるもの	
	その他のもの	
A	トル以下のものに限る。)	
	インセンスシダーのもの(長さが二〇センチメートル以下で、幅が八センチメー	
	針葉樹のもの	四四〇八・一〇
	はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。)	

		続的に施した木材(寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含む さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連	四四・〇九
A		その他のもの	
В 5	<u>=</u> %	合板用単板	
		その他のもの	
B 10	三 : 六 %	積層木材を平削りすることにより得られるもの	
		その他のもの	
A		その他のもの	
B 10	三 : 六 %	積層木材を平削りすることにより得られるもの	
		つげ、たがやさん(カスィア・スィアメア)、紅木、したん又はこくたんのもの	
		〇 その他のもの	四四〇八・九〇
A		その他のもの	
B 10	<u>=</u> %	合板用単板	
		その他のもの	
B 10	三 六 %	積層木材を平削りすることにより得られるもの	
		その他のもの	
A		その他のもの	
B 10	三 : 六 %	積層木材を平削りすることにより得られるもの	
		チークのもの	
A		以下のものに限る。)	

= % B 10	その他のもの		
三· 六% B 10	板状のもの		
	加工してないもの又はやすりがけを超える加工をしてないもの	四一〇・三一	四四
	その他のもの(木材のものに限る。)		
X	その他のもの	四一〇・二九	四四
= % B 10	その他のもの		
三 六 % B 10	板状のもの		
	加工してないもの又はやすりがけを超える加工をしてないもの	四 一 ○ • 二 —	四
	オリエンテッドストランドボード及びウェファーボード(木材のものに限る。)		
	その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。)		
	ボード及びウェファーボード)(木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂		
	パーティクルボードその他これに類するボード(例えば、オリエンテッドストランド	· 一 〇	匹
A	その他のもの		
A	その他のもの		
匹 五 % B 15	竹製のもの		
	引抜材		
	針葉樹以外のもの	四〇九・二〇	四
A	針葉樹のもの	四〇九・一〇	四四
	ものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わな		

В 5	· 五六%	機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆してないもの	- = -	四四
		のものに限る。)		
		繊維板(密度が一立方センチメートルにつき○・三五グラムを超え○・五グラム以下		
В 5	一· 五六%	その他のもの	一 二 九	匹
В 5	一· 五六%	機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆してないもの	- - - -	四四四
		ものに限る。)		
		繊維板(密度が一立方センチメートルにつき○・五グラムを超え○・八グラム以下の		
В 5	一· 五六%	その他のもの	一 - 九	四四
В 5	一· 五六%	機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆してないもの	- - -	四四四
		繊維板(密度が一立方センチメートルにつき○・八グラムを超えるものに限る。)		
		結合してあるかないかを問わない。)		
		繊維板(木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により	<u>-</u>	四 四
X		その他のもの	〇. 九〇	四四四
В 10	<u>=</u> %	その他のもの		
B 10	三 · 六 %	板状のもの		
		その他のもの	〇 : 三 九	四四四
X		プラスチック製の装飾積層板で表面を被覆したもの	· = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	四四
B 10	<u>=</u> %	その他のもの		
B 10	三 · 六 %	板状のもの		
		メラミンを染み込ませた紙で表面を被覆したもの	· = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	四四

	X	その他のもの(少なくとも一層がパーティクルボードのものに限る。)		
	X	少なくとも一の単板が熱帯産木材(この類の号注1のものに限る。)のもの	四一二・二二	兀
		その他のもの(少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。)		
4	R	その他のもの		
	X	厚さが六ミリメートル未満のもの		
		その他のもの		
	X	その他のもの		
4	R	側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの		
		をしたもの		
		ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工		
		その他のもの	四一二・一九	兀
	X	その他のもの(少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。)	四一二・一四	兀
	X	少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材(この類の号注1のものに限る。)のもの	四一二・一三	兀
		る。)		
		合板(木材の単板のみから成るもので各単板の厚さが六ミリメートル以下のものに限		
		合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材	四 • 二	兀
	X	その他のもの	四一一・九九	兀
	X	機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆してないもの	四一・九一	兀
		その他のもの		
<u>5</u>	一·五六% B 5	その他のもの	四一一・三九	兀

	類 	る製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第九四類に属しない木製の家具寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類す	- - -	<u></u> 匹
A		その他のもの		
% B 15	二. 八二%	割りばし		
		木製の食卓用品及び台所用品	九 • ○ ○	四四四
A		けら板を含む。)		
	びこ	木製建具及び建築用木工品(セルラーウッドパネル、組み合わせた寄せ木パネル及びこ	· 八	四四四
A	木型	木製の工具並びに工具、ほうき又はブラシの木製のボデー、柄及び握り並びに靴の木	一七・〇〇	匹匹
A		け材を含む。)		
	びお	木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品(たる材及びお	一六・〇〇	匹匹
A		レット枠		
	のパ	ドラム及び木製のパレット、ボックスパレットその他の積載用ボード並びに木製の		
	ブル	木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器、木製のケーブル	· 五	匹匹
A		木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁	一	<u>兀</u> 匹
A		改良木材(塊状、板状、ストリップ状又は形材のものに限る。)	<u>-</u>	匹匹
X		その他のもの	一 二 九 九	匹匹
X		その他のもの(少なくとも一層がパーティクルボードのものに限る。)	一 二 九 三	四四四
X		少なくとも一の単板が熱帯産木材(この類の号注1のものに限る。)のもの	一 二 九 二	四四四
		その他のもの		
X		その他のもの	一 二 二 九	兀兀

B 5	∴ %	ス)製のもの ス)製のもの になだその他これに類する組物材料の物品(ストリップ状にしてあるかないかを問わない。) が品及びは物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を織った物品(シート がのものに限るものとし、敷物、すだれその他の最終製品であるかないかを問わない。) 敷物及びすだれ(植物性材料製のものに限る。) のは、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物 のは、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物	四 六 〇 一 ・ 二 〇
A	Δ.	コルク及びその製品	第四五類
A	A	その他のもの	
B 15	六 % D	竹製のくし	
		その他のもの	四四二一・九〇
A	Δ.	衣類用ハンガー	
		その他の木製品	四四・二二
A	Δ.	その他のもの	
B 10	六 % B	寄せ木し又は象眼した木材	
		その他のもの	四四二〇・九〇
A 		木製の小像その他の装飾品	四四二〇・一〇

X		生糸(よってないものに限る。) 繭(繰糸に適するものに限る。) 絹及び絹織物	五〇〇二・〇〇
A	設計図及び	図案印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図	第 四 九 類
A		紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品	第四八類
A			第四七類
A		一項の物品から製造したものに限る。)及びへちま製品かご細工物、枝条細工物その他の製品(組物材料から直接造形したもの及び第四六・〇	四六・〇二
A A		その他のものその他のもの	四六〇一・九九
A B 5	六 %	也 製 のもっち	
		植物性材料製のもの	四六〇一・九一
		その他のもの	
A		その他のもの	

A	らの製品 ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれ	第五六類
A	人造繊維の短繊維及びその織物	第五五類
A	人造繊維の長繊維及びその織物	第五四類
A	その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物	第五三類
A	綿及び綿織物	第五二類
A	羊毛、繊獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物	第五一類
A	絹織物	五〇・〇七
A	絹糸、絹紡糸及び絹紡補糸(小売用にしたものに限る。)並びに天然てぐす	五〇〇六・〇〇
A	絹紡糸及び絹紡紬糸(小売用にしたものを除く。)	五〇〇五・〇〇
A	絹糸(絹紡糸、絹紡紬糸及び小売用にしたものを除く。)	五〇〇四・〇〇
A	絹のくず(繰糸に適しない繭、糸くず及び反毛した繊維を含む。)	五〇・〇三
X	その他のもの	
A	野蚕のもの	

_			-	
	第五七類	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物	A	
	第五八類	特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布	A	
	第五九類	製品 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維	A	
	第六〇類	メリヤス編物及びクロセ編物	A	
	第六一類	衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)	A	
,	第六二類	衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。)	A	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	第六三類	紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ	A	
	六四 ・〇 一	底に固定し又は組み立てたものを除く。)リベット締め、くぎ打ち、ねじ締め、プラグ止めその他これらに類する方法により甲を防水性の履物(本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限るものとし、縫合、履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品		

	その他のもの	六四〇二・九九
八 % B 7	くるぶしを覆うもの	六四〇二・九一
	その他の履物	
六·七% B 7	その他の履物(保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。)	六四〇二・三〇
六·七% B 7	履物(甲の部分のストラップ又はひもを本底にプラグ止めしたものに限る。)	六四〇二・二〇
六·七% B 7	その他のもの	六四〇二・一九
八 % B 7	スノーボードブーツ	
X	スキー靴	
	スキー靴(クロスカントリー用のものを含む。)及びスノーボードブーツ	六四〇二・一二
	スポーツ用の履物	
	その他の履物(本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。)	六四・〇二
八 % B 7	その他のもの	六四〇一・九九
六·七% B 7	その他のもの	
X	スキー靴	
	くるぶしを覆うもの(ひざを覆うものを除く。)	六四〇一・九二
六·七% B 7	ひざを覆うもの	六四〇一・九一
	その他の履物	
六·七% B 7	その他のもの	
X	スキー靴	
	履物(保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。)	六四〇一・一〇

三 · % B 10	本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のものその他の履物(保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。)	六四〇三・四〇	
二四%	その他のもの		
	スリッパ		
	その他のもの		
二 · 六 %	用履物を除く。)		
	本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のもの(スリッパその他の室内		
	金属製トーキャップを有するものを除く。)		
	履物(ベース又はプラットホームが木製のものに限るものとし、中敷き又は保護用の	六四〇三・三〇	
二 · 六 %	その他のもの		
二四%	室内用履物		
	る。)		
	履物(本底が革製で、革製のストラップが足の甲及び親指の回りにかかるものに限	六四〇三・二〇	
	その他のもの	六四〇三・一九	
	スキー靴(クロスカントリー用のものを含む。)及びスノーボードブーツ	六四〇三・一二	
	スポーツ用の履物		
	のものに限る。)		
	履物(本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が革製	六四・〇三	
	その他のもの		
八 %	短靴		

		その他のもの		
B 10	二一 · 六%	その他のもの		
X		体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物		
		本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの(室内用履物を除く。)		
		くるぶしを覆うもの	六四〇三・九一	
		その他の履物		
B 10	二 · 六 %	その他のもの		
X		体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物		
		その他のもの		
B 10	二四%	その他のもの		
X		スリッパ		
		スリッパその他の室内用履物		
		その他のもの	六四〇三・五九	
B 10	二 · 六 %	その他のもの		
X		体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物		
		その他のもの		
B 10	二四%	室内用履物		
		くるぶしを覆うもの	六四〇三・五一	
		その他の履物(本底が革製のものに限る。)		
B 10	二 四 %	その他のもの		

	その他のもの	
X	その他のもの	
二 % B 10	甲の一部に革を使用したもの(スリッパを除く。)	
	甲に毛皮を使用したもの	
	その他のもの	六四〇四・一九
八 % B 7	レーニングシューズその他これらに類する履物	
	スポーツ用の履物及びテニスシューズ、バスケットシューズ、体操シューズ、ト	六四〇四・一一
	履物(本底がゴム製又はプラスチック製のものに限る。)	
	用繊維製のものに限る。)	
	履物(本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が紡織	六四・〇四
二 % B 10	その他のもの	
X	スリッパ及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物	
	その他のもの	
二 : % B 10	その他のもの	
X	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物	
	物を除く。)	
	本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの(スリッパその他の室内用履	
	その他のもの	六四〇三・九九
二 % B 10	その他のもの	
X	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物	

		本底が革製のもの(甲がコンポジションレザー製のものに限る。)甲が革製又はコンポジションレザー製のもの	六四〇五・一〇
		その他の履物	六四・〇五
B 7	六・七%	その他のもの	
X		その他のもの	
B 10	二四%	れらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。)	
		甲の一部に革を使用したもの(スポーツ用の履物、体操用、競技用その他こ	
		その他のもの	
X		その他のもの	
B 10	一七・三%	これらに類する用途に供する履物を除く。)	
		甲の一部に革を使用したもの(スポーツ用の履物及び体操用、競技用その他	
		キャンバスシューズ	
		本底が革製のもの(甲に毛皮を使用したものを除く。)	
X		その他のもの	
B 10	二四%	らに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。)	
		甲の一部に革を使用したもの(スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これ	
		甲に毛皮を使用したもの	
		履物(本底が革製又はコンポジションレザー製のものに限る。)	六四〇四・二〇
B 7	八 %	その他のもの	
B 7	六・七%	地下たび及びキャンバスシューズ	

A	その他のもの	
八 % B	その他のもの	
X	その他のもの	
二 四 % B	これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。)	
	甲の一部に革を使用したもの(スポーツ用の履物、体操用、競技用その他	
	本底が革製のもの	
	その他のもの	
X	その他のもの	
二 四 % B	れらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。)	
	甲の一部に革を使用したもの(スポーツ用の履物、体操用、競技用その他こ	
	甲に毛皮を使用したもの	
	本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製のもの	
	その他のもの	六四〇五・九〇
A	甲が紡織用繊維製のもの	六四〇五・二〇
A	その他のもの	
八 % B	ジションレザー製のものに限る。)	
	本底がゴム製、プラスチック製又はコンポジションレザー製のもの(甲がコンポ	
X	その他のもの	
二 四 % B	らに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。)	
	甲の一部に革を使用したもの(スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これ	

A	A	調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品	第六七類
A	A	傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品	第六六類
A	A	帽子及びその部分品	第六五類
7 7	三 四 % B	その他のもの	
X 	X	革製のもの及び毛皮を使用したもの	
		その他の材料製のもの	六四〇六・九九
В 7	三 四 % B	その他のもの	
X 	X	毛皮を使用したもの	
		木製のもの	六四〇六・九一
		その他のもの	
В 7	三 四 % B	本底及びかかと(ゴム製又はプラスチック製のものに限る。)	六四〇六・二〇
В 7	三 四 % B	その他のもの	
X 	X	革製のもの及び毛皮を使用したもの	
		甲及びその部分品(しんを除く。)	六四〇六・一〇
		ゲートル、レギンスその他これらに類する物品及びこれらの部分品	
		い。)及び取り外し可能な中敷き、ヒールクッションその他これらに類する物品並びに	
		履物の部分品(甲を含むものとし、本底以外の底に取り付けてあるかないかを問わな	六四・〇六

		$\frac{\perp}{\perp}$
第六八類	石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品	A
第六九類	陶磁製品	A
第七〇類	ガラス及びその製品	A
第七一類	品、身辺用模造細貨類並びに貨幣天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製	
七一・〇一	のとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、天然又は養殖の真珠を輸送のた 天然又は養殖の真珠(加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないも	
	めに一時的に糸に通したものを含む。)	A
七一. 〇二	貴口をが半貴口(印工)であるいよいいては各寸けってあるいよいで見つよいらつで、ダイヤモンド(加工してあるかないかを問わないものとし、取り付けたものを除く。)	A
	石(ダイヤモンドを除く。)又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含 し、糸通しし又は取り付けたもの及びダイヤモンドを除く。ただし、格付けしてない貴	
		A
-t • <u>·</u> 匹	又は再生の貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。) 問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、格付けしてない合成 合成又に再生の貴不及て半貴不(加工してあるかなりカ又に格付にしてあるかなりかを	A

В 10	二	いかを問わない。)		-
		白金製のもの(その他の貴金属をめっきしてあるかないか又は張ってあるかな		
		かを問わない。)		
		九 その他の貴金属製のもの(貴金属をめっきしてあるかないか又は張ってあるかない	一三・一九	七
B 10	二. 〇八%	問わない。)		
		銀製のもの(その他の貴金属をめっきしてあるかないか又は張ってあるかないかを		七一
		\varphi^{\circ}_{\circ}\)		
		貴金属製のもの(貴金属をめっきしてあるかないか又は張ってあるかないかを問わな		
		身辺用細貨類及びその部分品(貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。)	· - =	七
Α		用する種類のその他のくず(貴金属又はその化合物を含有するものに限る。)		
		金属のくず(貴金属又は貴金属を張ったものに限る。)及び主として貴金属の回収に使	· - - -	七
Α		○ 白金を張った卑金属、銀及び金(一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。)	· · · · · ·	七
Α		白金(加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。)	· - 0	七
Α		○ 金を張った卑金属及び銀(一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。)	○ 九 • ○	七
Α		に限る。)		
		金(白金をめっきした金を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のもの	· ○ 八	七
Α		○ 銀を張った卑金属(一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。)	〇七・〇	七
Α		のものに限る。)		
		銀(金又は白金をめっきした銀を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状	· 〇六	七
A		天然又は合成の貴石又は半貴石のダスト及び粉	· ○ 五	七

_				
A		鉄鋼製品	第七三類	第一
A		鉄鋼	第七二類	第
A		貨幣	· 八	七一
A		その他のもの		
B 10	<u>-</u> %	れるもの(貴金属をめっきしたものを除く。)		
		上の材料(首飾り用ひもその他組立て用のみに使用する材料を除く。)で構成さ		
		木とガラス、骨とこはく、真珠光沢を有する貝殻とプラスチックその他二種類以		
		その他のもの	一一七・九〇	七一
B 10	〇・七四%	その他のもの	一一七・一九	七
A		カフスボタン及び飾りボタン	一七 ·	七
		卑金属製のもの(貴金属をめっきしてあるかないかを問わない。)		
		身辺用模造細貨類	一 一 七	七
A		天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品	一 一 六	七
A		その他の製品(貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。)	· 元 五	七
A		細工品及びその部分品(貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。)	· 四	七
B 10	二· 六%	貴金属を張った卑金属製のもの		七
В 10	二·一六%	その他のもの		

A 		│ 課税価格が一キログラムにつき五○○円を超えるもの	
	との差額		
	格と五〇〇円		
	につき課税価		
B 10	一キログラム	課税価格が一キログラムにつき四八五円を超え五○○円以下のもの	
B 10	<u>=</u> %	課税価格が一キログラムにつき四八五円以下のもの	
		一 ビレット	七四〇三・一三
A		一 ワイヤバー	七四〇三・一一
A		課税価格が一キログラムにつき五○○円を超えるもの	
	との差額		
	格と五〇〇円		
	につき課税価		
B 10	一キログラム	課税価格が一キログラムにつき四八五円を超え五○○円以下のもの	
B 10	<u>=</u> %	課税価格が一キログラムにつき四八五円以下のもの	
		陰極銅及びその切断片	七四〇三・一一
		精製銅	
		精製銅又は銅合金の塊	七四・〇三
A		粗銅及び電解精製用陽極銅	七四〇二・〇〇
A		銅のマット及びセメントカッパー(沈殿銅)	七四・〇一
		銅及びその製品	第七四類

A	銅の棒及び形材	七四・〇七
A	銅の粉及びフレーク	七四・〇六
A	銅のマスターアロイ	七四〇五・〇〇
A	銅のくず	七四〇四・〇〇
A	その他の銅合金(第七四・〇五項のマスターアロイを除く。)	七四〇三・二九
A	銅・ニッケル合金(白銅)及び銅・ニッケル・亜鉛合金(洋白)	七四〇三・二三
A	銅・すず合金(青銅)	七四〇三・二二
A	銅・亜鉛合金(黄銅)	七四〇三・二一
	銅合金	
A	課税価格が一キログラムにつき五○○円を超えるもの	
の差額	<u>ک</u>	
と五〇〇円	格-	
つき課税価	に	
キログラム B 10	その他のもの	
A	精錬用のもの(銅の含有量が全重量の九九・八%以下のものに限る。)	
	課税価格が一キログラムにつき四八五円を超え五○○円以下のもの	
= % B 10	その他のもの	
A	精錬用のもの(銅の含有量が全重量の九九・八%以下のものに限る。)	
	課税価格が一キログラムにつき四八五円以下のもの	
	その他のもの	七四〇三・一九

洗り、	七四一七・○○ 銅製の加熱	· ○ ○ 銅製の	を含む。)	ト、ナット、	れらに類上	七四・一五 銅製のくぎ、	製造したも	七四・一四 ワイヤクロ	< ∵	七四一三・〇〇 銅製のより	七四・一二 銅製の管用	七四・一一銅製の管	材により重	のとし、ロ	七四・一〇銅のはく	七四・〇九 銅の板、シ	七四・〇川 郵の紙
・リッシングパッド、ポリッシング台所用品その他の家庭用品及びそ	く。)及びその部分品(銅製のものに限る。) 加熱器具(調理用その他家庭用に供する種類のものに限るものとし、電気式のも) その他これらに類する製品	ト、スクリューフック、リベット、コッター、コッターピン、座金(ばね座金	類する製品(銅製の頭部を有する鉄鋼製のものを含む。)及び銅製のねじ、ボル	ぎ、びょう、画びょう、またくぎ(第八三・○五項のものを除く。)その他こ	ものに限る。)並びに銅製のエキスパンデッドメタル	ロス(ワイヤエンドレスバンドを含む。)、ワイヤグリル及び網(銅の線から		り線、ケーブル、組ひもその他これらに類する製品(電気絶縁をしたものを除	用継手(例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ)		により裏張りしてあるかないかを問わない。)	印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強	く(厚さ(補強材の厚さを除く。)が○・一五ミリメートル以下のものに限るも	シート及びストリップ(厚さが〇・一五ミリメートルを超えるものに限る。)	

A

Α

A A A

A

A A

A A

A	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品	第八四類
A	各種の卑金属製品	第八三類
A	卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品	第八二類
 A	その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品	第八一類
A	すず及びその製品	第八〇類
 A	亜鉛及びその製品	第七九類
 A	鉛及びその製品	第七八類
A	アルミニウム及びその製品	第七六類
A	ニッケル及びその製品	第七五類
A A	その他の銅製品	七四・一九

A	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計(ストップウォッチを含むものとし、第九一・○金属又は貴金属を張った金属を使用したものに限る。)腕時計、懐中時計その他の携帯用時計(ストップウォッチを含むものとし、ケースに貴	
	時計及びその部分品	第九一類
A	びにこれらの部分品及び附属品光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並一	第九〇類
A	船舶及び浮き構造物	第八九類
A	航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品	第八八類
A	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品	第八七類
A	品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器(電気機械式のものを含む。)	第八六類
A	の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声	第八五類

九九九一一	九一	九一		7 -	九一一	九一	九一		九 一	九 一		九一		九一	
	<u>•</u>	•		_	· ·	•	〇七		•	$\dot{\circ}$		四		• <u>=</u>	
		-		() 九	八	•		〇 六	五.		· ()		三	
) = I	144							-1					1	
卑金属製のもの(金又は銀をめっきしてあるかないかを問わない。) 貴金属製又は貴金属を張った金属製のもの携帯用時計のバンド及びブレスレット並びにこれらの部分品	るもの並びにこれらの部分品帯用時計を除く。) のケース及	携帯用時計のケース及びその部分品	に時計用ラフムーブメント	立てたもの(ムーブメントセット)、未完成の時計用ムーブメント言丼。 こうご ニー 単 に終み ごうごじょ 気度占っ カネッの	寺十用ムーブメントで、単こ且み立てることでより宅戈品となるようり及びこれを一部且一その他の時計用ムーブメント(完成品に限る。)	ウォッチムーブメント(完成品に限る。)	タイムスイッチ(時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。)	は同期電動機を有するものに限る。例えば、タイムレジスター及びタイムレコーダー)	時刻の記録用又は時間の測定用、記録用若しくは表示用の機器(時計用ムーブメント又	その他の時計(携帯用時計を除く。)	ものに限る。)	計器盤用時計その他これに類する時計(車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用の	四項の時計を除く。)	時計(ウォッチムーブメントを有するものに限るものとし、携帯用時計及び第九一・○	項のものを除く。)

A A A A

A A

Α

Α

A A

Α

A A

		腰掛け(寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第	九四•〇一
		築物ミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建をした物品並びにランプその他の照明器具(他の類に該当するものを除く。)及びイル家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物	第九四類
A	Δ.	武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品	第九三類
A	<u> </u>	楽器並びにその部分品及び附属品	第九二類
A	Δ.	その他の時計の部分品	九一・一四
Α	Δ.	その他のもの	
В 7	<u></u>	い。)から成るもの	
		二種類以上の材料(組立て用のみに供する材料(例えば、ひも)を考慮しな	
		その他のもの	
В 7	 %	その他のもの	
В 7	一 六 %	石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	
		毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴	
		革製又はコンポジションレザー製のもの	
) その他のもの	九一一三・九〇

三 八 % A A B A A A A A A A A A A A A A A A A A		
A	回転腰掛け(高さを調節することができるものに限る。)	九四〇一・三〇
Α .	類の腰掛	
A	航空機に使用する種類の腰掛け − − − − − − − − − − − − − − − − − − −	九四〇一・一〇

 	、天然ガム、天然レジン又はモデリングペーストから製造したものにの本地ができました。	
	たのオギが の製造植物性又は鉱物性	九六〇二・〇〇
A	したものに限るものとし、成形により得た製品を含む。) 及び製品(これらの材料から製造 の彫刻用又は細工用の材料(加工したものに限る。) 及び製品(これらの材料から製造	
	アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性	九六・〇一
	雑品	第九六類
A	がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品	第九五類
A	○○ プレハブ建築物	九四〇六・〇〇
A	するものを除く。)	
	ン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品(他の項に該当)	
	とし、他の項に該当するものを除く。)並びに光源を据え付けたイルミネーションサイ	
	ランプその他の照明器具及びその部分品(サーチライト及びスポットライトを含むもの	九四・〇五
A	かないかを問わない。)及びマットレスサポート	
	及びセルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のものに限るものとし、被覆してある	
	フ及びまくら。スプリング付きのもの、何らかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの	
	寝具その他これに類する物品(例えば、マットレス、布団、羽根布団、クッション、プ	九四・〇四
 A	その他の家具及びその部分品	九四・〇三

A	するか有しないかを問わない。)	
	石盤、黒板その他これらに類する板(筆記用又は図画用のものに限るものとし、枠を有	九六一〇・〇〇
A	ル、図画用木炭、テーラースチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク	
	鉛筆(第九六・○八項のシャープペンシルを除く。)、クレヨン、鉛筆のしん、パステ	九六・〇九
A	六・○九項の物品を除く。)	
	に類するホルダー並びにこれらの部分品(キャップ及びクリップを含むものとし、第九	
	その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これら	
	ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆	九六・〇八
A	スライドファスナー及びその部分品	九六・〇七
A	分品(ボタンモールドを含む。) 並びにボタンのブランク	
	ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部	九六・〇六
五 二 八 % B 7	トラベルセット(化粧用、洗面用、裁縫用又は靴若しくは衣服の清浄用のものに限る。)	九六〇五・〇〇
A	手ふるい	九六〇四・〇〇
A	ラースクイージーを除く。)	
	又は房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクイージー(ロー	
	式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束し	
	ほうき、ブラシ(機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。)、動力駆動	九六・〇三
A	ゼラチンの製品	
	工したものに限るものとし、第三五・○三項のゼラチンを除く。)及び硬化させてない	
	項に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化させてないゼラチン(加	

A	品で作動するもの	
	マネキン人形その他これに類する物品及び自動人形その他ショーウインドー用の展示用	九六一八・〇〇
A	部容器を除く。)	
	魔法瓶その他の真空容器(ケース入りのものに限る。)及びその部分品(ガラス製の内	九六一七・〇〇
A	びパッド	
	香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部並びに化粧用のパフ及	九六・一六
A	びこれらの部分品	
	リップ、ヘアカーラーその他これらに類する物品(第八五・一六項の物品を除く。)及	
	くし、ヘアスライドその他これらに類する物品並びにヘアピン、カールピン、カールグ	九六・一五
A	にこれらの部分品	
	喫煙用パイプ(パイプボールを含む。)、シガーホルダー及びシガレットホルダー並び	九六・一四
A	を問わない。)及びその部分品(着火石及びしんを除く。)	
	たばこ用ライターその他のライター(機械式であるかないか又は電気式であるかないか	九六・一三
A	ンキを付けてあるかないか又は箱に入れてあるかないかを問わない。)	
	かないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わない。)及びインキパッド(イ	
	法により印字することができる状態にしたものに限るものとし、スプールに巻いてある	
	タイプライターリボンその他これに類するリボン(インキを付けたもの及びその他の方	九六・一二
A	ジションスティック及びこれを有する手動式印刷用セット	
	捺又は型押しをする器具を含むものとし、手動式のものに限る。)並びに手動式コンポ	
		九六一一・〇〇

(チリの表に係る第三部は省略)

第九七類
美術品、収集品及びこっとう
A

附属書二 (第四章関係) 品目別規則

第一 節 一般的注釈

この附属書に定める品目別規則 の適用上、

(a)

特定の項又は号の産品につい

て適用する品目

別規則又は

連の品

目

別規則

は、

次節

0

表の上

一欄に

る項又は号に応じ、 それぞれ同表の下欄に定める規則とする。

(b)

この附属書の中で、

重量とは、

統

シ

ステ

ムに別段の定めがある場合を除くほ

か、

乾燥重量をいう。

(c) 関税分類の変更の要件は、 非原産材料に 0 *(*) ての み適用する。

(d) 次の定義を適用する。

部 とは、 統 ーシステムの部をいう。

類 とは、 統 システ ムの類をいう。

項」 とは、 統 システムの関税分類番号の最初の四桁 をいう。

号」とは、 統一システムの関税分類番号の最初の六桁をいう。

「控除方式」とは、第三十条1aに規定する計算式をいう。

「積上げ方式」とは、同条160に規定する計算式をいう。

- (e) この附属書における記載は、 二千二年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。
- (f) 第三十二条に規定する特定の割合であって、 産品の生産に使用される非原産材料 (関連する関税分類
- \mathcal{O} 変更が行われないものに限る。)の価額の総額又は総重量に関するものは、 次のとおりとする。
- (i) 九九号から第二○○九・九○号までの各号及び第二一類に規定する産品については、 統一システムの第一九類、 第二〇〇一・一〇号から第二〇〇八・九一号までの各号、第二〇〇八 当該産品 0 価 額

 \mathcal{O}

七パ

・セント

- (ii) までの各 統一 システムの第二〇〇八・九二号、 類に規定する産品については、 当該産品 第二八類から第四 0 価 額の十パ 九類までの各類及び第六四類から第九七類 ーセント
- (iii) 統一 システムの第五〇類から第六三類までの各類に規定する産品については、 当該産品の重量の七

パーセント

注 釈 1 「非原産材料の価額」とは、第三十一条の規定に従って決定される価額をいう。

注釈 2 「当該産品の価額」 とは、第三十条1に規定する産品の取引価額又は同条2に規定する価額

をいう。

第二節 品目別規則

第一部 動物 (生きているものに限る。) 及び動物性生産品 (第 一 類から第五類まで)

第一 類 動物(生きているものに限る。)

〇一・〇一一〇一・〇六

第○一・○一項から第○一・○六項までの各項の産品への 他の類の材料からの変更

第二類 肉及び食用のくず肉

 $011 \cdot 01 - 011 \cdot 10$

(第一類の材料からの変更を除く。)

第○二・○一項から第○二・一○項までの各項の

産品

へ の

他の類の材料からの変更

第三類 魚並びに甲殼類、 軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物

第○三・○一項から第○三・○七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

〇三・〇一一〇三・〇七

第四 類 酪農品、 鳥卵、 天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品

第○四・○一項から第○四・一○項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第五類 動物性生産品(他の類に該当するものを除く。)

○五·○ 一 ○五· 一 一

第○五・○一項から第○五・一一項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第二部 植物性生産品 (第六類から第一四類まで)

注 釈 種 り ん茎、 根茎、 挿穂、 接ぎ穂その他 の植物の部分であって、 第三国から輸入したものか

5 締約国において栽培される農産品及び園芸品 は、 当該締約国 の原産品とする。

第六類 生きている樹木その他の植物及びりん茎、 根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の

葉

○六・〇一一〇六・〇四

第○六・○一項から第○六・○四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

一〇・〇	第一〇類 穀物	〇九・〇一 〇九・一〇	第九類 コーヒー、茶、マ	〇八・〇一 - 〇八・一四	第八類 食用の果実及びナット、	〇七・〇一-〇七・一四	第七類 食用の野菜、根及
第一○・○一項から第一○・○八項までの各項の産品への言		第○九・○一項から第○九・一○項までの各項の産品への		第○八・○一項から第○八・一四項までの各項の産品への	ツト、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮	第○七・○一項から第○七・一四項までの各項の産品への:	根及び塊茎
での各項の産品への他の類の材料からの変更		での各項の産品への他の類の材料からの変更		での各項の産品への他の類の材料からの変更		での各項の産品への他の類の材料からの変更	

第一一類 穀粉、 加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン

第一二・○一項から第一二・一四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更	
各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物	第一二類 採油用の種及び果実、タ
第一一・○七項から第一一・○九項までの各項の産品への他の類の材料からの変更を陥。、	一一・〇七-一一・〇九
を余く。) 第一一〇六・三〇号の産品への他の類の材料からの変更(第八類の材料からの変更) 第一一〇六・三〇号の産品への他の類の材料からの変更(第八類の材料からの変更)	
つり変更と余い。) 第一一〇六・二〇号の産品への他の類の材料からの変更(第○七・一四項の材料か	一一〇六・二〇
第一一○六・一○号の産品への他の類の材料からの変更	一一〇六・一〇
○項又は第○七・一二項の材料からの変更を除く。)	
第一一・○五項の産品への他の類の材料からの変更(第○七・○一項、第○七・一	一 . ○ 五
第一一・○二項から第一一・○四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更	一一・〇二一一一・〇四
変更を除く。)	
第一一・○一項の産品への他の類の材料からの変更(第一○・○一項の材料からの	· • •

第一三類 ラック並びにガム、 樹脂その他の植物性の液汁及びエキス

第一三・○一項又は第一三・○二項の産品への他の類の材料からの変更

第一四類 植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産

品

第

四・○一項から第一四・○四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

類

第三部

動物

性

又は植物性

の油脂及びその分解生産物、

調製食用脂

並

びに動物性又は植物性のろう

第 五類 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、 調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう

一五・〇一——五・二三

第一五・○一項から第一五・二二項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第四 部 調製食料品、 飲料、 アル コ 1 ル、 食酢、 たばこ及び製造たばこ代用品 (第一六 類から第二四 類ま

で

(第一五

第一六類 肉、 魚又は甲殻類、 軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品

	第一六・〇一頁の産品への也の頃の材料からの変更(第一頃又は第二頃の材料から
	の変更を除く。)
一六〇二・一〇一一六〇二・二〇	第一六○二・一○号又は第一六○二・二○号の産品への他の類の材料からの変更
一六〇二・三一-一六〇二・九〇	第一六○二・三一号から第一六○二・九○号までの各号の産品への他の類の材料か
	らの変更(第一類又は第二類の材料からの変更を除く。)
一六・〇三	第一六・○三項の産品への他の類の材料からの変更
一六・〇四-一六・〇五	第一六・○四項又は第一六・○五項の産品への他の類の材料からの変更(第三類の
	材料からの変更を除く。)
第一七類 糖類及び砂糖菓子	
一七・〇一	変更が余く。)第一七・〇一項の産品への他の類の材料からの変更(第一二・一二項の材料からの
一七〇二・一一一一七〇二・一九	(第〇四・〇一頁から第〇四・〇四頁までの各頁の才斗からの変更を余く。) 第一七〇二・一一号又は第一七〇二・一九号の産品への他の類の材料からの変更
一七〇二・二〇- 一七〇二・九〇	七〇二・九

一九〇五・三二	一九〇四・一〇一一九〇五・三一変	一九・〇二一九・〇二	第一九類 穀物、穀粉、でん粉又はミ	一八・〇六	第一八類 ココア及びその調製品	一七・〇四	一七・〇三
第一九○五・三二号の産品への他の類の材料からの変更(第一○・○一項、第一│らの変更	第一九〇四・一〇号から第一九〇五・三一号までの各号の産品への他の類の材料か変更を除く。)	第一九・○三項の産品への他の類の材料からの変更(第一一・○八項の材料からの第一九・○一項又は第一九・○二項の産品への他の類の材料からの変更	でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品	第一八・○六項の産品への他の項の材料からの変更第一八・○一項から第一八・○五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更		第一七・〇四項の産品への他の項の材料からの変更《夏を終く》)	変更と余い。) 第一七・〇三項の産品への他の類の材料からの変更(第一二・一二項の材料からのらの変更

一九〇五・四〇	一類又は第二一類の材料からの変更を除く。) 第一九○五・九○号の産品への他の類の材料からの変更(第四類、第一○類、第一一・○九項の材料からの変更を除く。)
第二〇類 野菜、果実、ナットその	果実、ナットその他植物の部分の調製品
11001 • 10	第二○○一・一○号の産品への他の類の材料からの変更(第○七・○七項又は第○一・一○一・一○号の産品への他の類の材料からの変更(第○七・○七項又は第○一
二〇〇一・九〇	類
	からの変更を除く。)
110011 • 10	第二○○二・一○号の産品への他の類の材料からの変更(第○七・○二項又は第○┃
	七・一○項から第○七・一二項までの各項の材料からの変更を除く。)
二〇〇二・九〇	第二○○二・九○号の産品への他の類の材料からの変更(第七類の材料からの変更
	を除く。)
二〇〇三・一〇一二〇〇三・九〇	第二○○三・一○号から第二○○三・九○号までの各号の産品への他の類の材料か
	らの変更(第○七・○九項から第○七・一二項までの各項の材料からの変更を除く。)┃
	第二○○四・一○号の産品への他の類の材料からの変更(第○七・○一項又は第○┃

 二〇〇八· 一九	二 〇 〇 八 · 一 一	110・0六-110・0七	二〇〇五・九〇	二〇〇五・六〇一二〇〇五・八〇		二〇〇五・四〇一二〇〇五・五九	二〇〇五・二〇	二〇〇四・九〇一二〇〇五・一〇
第二〇〇八・一九号の産品(混合したもの)への他の傾の材料からの変更らの変更を除く。)	第二○○八・一一号の産品への他の類の材料からの変更(第一二・○二項の材料かは第八類の材料からの変更を除く。)	第二○・○六項又は第二○・○七項の産品への他の類の材料からの変更(第七類又を除く。)	第二〇〇五・九〇号の産品への他の類の材料からの変更(第七類の材料からの変更らの変更(第〇七・〇九項から第〇七・一二項までの各項の材料からの変更を除く。)	第二○○五・六○号から第二○○五・八○号までの各号の産品への他の類の材料か	からの変更を除く。) らの変更(第○七・○八項又は第○七・一○項から第○七・一三項までの各項の材料	第二○○五・四○号から第二○○五・五九号までの各号の産品への他の類の材料か七・一○項から第○七・一二項までの各項の材料からの変更を除く。)	第二○○五・二○号の産品への他の類の材料からの変更(第○七・○一項又は第○(第七類の材料からの変更を除く。)	第二○○四・九○号又は第二○○五・一○号の産品への他の類の材料からの変更七・一○項から第○七・一二項までの各項の材料からの変更を除く。)

00八・二0	第二○○八・二○号の産品への他の類の材料からの変更(第○八・○四項、第○
〇〇八・三〇	第二○○八・三○号の産品への他の類の材料からの変更(第○八・○五項、第○一八・一一項又は第○八・一二項の材料からの変更を除く。)
	八・一一項又は第○八・一二項の材料からの変更を除く。)
	第二○○八・四○号の産品への他の類の材料からの変更(第○八・○八項又は第○
	八・一一項から第○八・一三項までの各項の材料からの変更を除く。)
〇〇八・五〇一二〇〇八・七〇	第二○○八・五○号から第二○○八・七○号までの各号の産品への他の類の材料か
	らの変更(第○八・○九項又は第○八・一一項から第○八・一三項までの各項の材料
	からの変更を除く。)
〇〇八·八〇	第二○○八・八○号の産品への他の類の材料からの変更(第○八・一○項から第○
	八・一三項までの各項の材料からの変更を除く。)
〇〇八・九一	第二○○八・九一号の産品への他の類の材料からの変更(第○八・○一項、第○
	八・一一項又は第○八・一二項の材料からの変更を除く。)
〇〇八・九二	第二〇〇八・九二号の産品への他の類の材料からの変更(第八類の材料からの変更
	を除く。)
〇〇八・九九	第二〇〇八・九九号の産品への他の類の材料からの変更(第七類又は第八類の材料
	からの変更を除く。)
〇〇九・一一一二〇〇九・三九	第二〇〇九・一一号から第二〇〇九・三九号までの各号の産品への他の類の材料か
	らの変更(第○八・○五項、第○八・一一項又は第○八・一二項の材料からの変更を
	除く。)

第二一○一・一一号の産品への他の類の材料からの変更(第一七・○一項又は第一	
	第二一類 各種の調製食料品
用いる場合)であること。	
パーセント以上(控除方式を用いる場合)又は五十五パーセント以上(積上げ方式を	
第二○○九・九○号の産品への他の類の材料からの変更及び原産資格割合が七十	二〇〇九・九〇
からの変更を除く。)	
第二○○九・八○号の産品への他の類の材料からの変更(第七類又は第八類の材料	二〇〇九・八〇
を除く。)	
第二○○九・七九号の産品への他の類の材料からの変更(第八類の材料からの変更	二〇〇九・七九
八・一一項又は第〇八・一二項の材料からの変更を除く。)	
第二○○九・七一号の産品への他の類の材料からの変更(第○八・○八項、第○	二〇〇九・七一
(第○八・○六項、第○八・一一項又は第○八・一二項の材料からの変更を除く。)	
第二○○九・六一号又は第二○○九・六九号の産品への他の類の材料からの変更	二〇〇九・六一一二〇〇九・六九
らの変更を除く。)	
第二○○九・五○号の産品への他の類の材料からの変更(第○七・○二項の材料か	二〇〇九・五〇
(第○八・○四項、第○八・一一項又は第○八・一二項の材料からの変更を除く。)	
第二○○九・四一号又は第二○○九・四九号の産品への他の類の材料からの変更	二〇〇九・四一一二〇〇九・四九

第二二類 飲料、アルコール及び食酢

	らの変更 第二二〇一・一〇号から第二二〇二・一〇号までの各号の産品への他の類の材料か
二三〇二・九〇	第二二〇二・九〇号の産品への他の類の材料からの変更及び原産資格割合が四十
	パーセント以上(控除方式を用いる場合)又は三十パーセント以上(積上げ方式を用
	いる場合)であること。
	第二二・○三項の産品への他の類の材料からの変更
	第二二・○四項から第二二・○六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
	(第八類又は第二〇類の材料からの変更を除く。)
二二.〇七	第二二・〇七項の産品への他の類の材料からの変更
	第二二〇八・二〇号若しくは第二二〇八・三〇号の産品への他の項の材料からの変
	更(第二二・○七項の材料からの変更を除く。)又は、
	原産資格割合が四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パーセ
	ント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第二二〇八・二〇号又は第二二〇
	八・三○号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。
	第二二〇八・四〇号から第二二〇八・六〇号までの各号の産品への他の項の材料か
	らの変更(第二二・○七項の材料からの変更を除く。)
三三〇八・七〇	第二二〇八・七〇号の産品への他の項の材料からの変更(第二二・〇七項の材料か

第二三・○九項の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセ第二三・○一項から第二三・○八項までの各項の産品への他の類の材料からの変更	二三・〇九
食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料	第二三類 食品工業において生ず
第二二・〇九項の産品への他の類の材料からの変更	二二・〇九
二・〇七項の材料からの変更を除く。)	
第二二〇八・九〇号の産品(その他の産品)への他の項の材料からの変更(第二	
げ方式を用いる場合)であること。	
合が七十パーセント以上(控除方式を用いる場合)又は五十五パーセント以上(積上	
が一パーセント未満のものに限る。))への他の類の材料からの変更及び原産資格割	
第二二〇八・九〇号の産品(飲料(果汁をもととしたものであって、アルコール分	
十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)であること。	
からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)又は三	
第二二〇八・九〇号の産品(合成清酒又は料理用酒(みりん))への他の項の材料	二二〇八・九〇
税分類の変更を必要としない。)。	
ント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第二二〇八・七〇号の産品への関	
原産資格割合が四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パーセ	
らの変更を除く。) 又は、	

ント以上(控除方式を用いる場合)又は三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場 合)であること。

第二四類 たばこ及び製造たばこ代用品

|四・〇二-二四・〇三

第二四○一・一○号又は第二四○一・二○号の産品への他の類の材料からの変更

第二四〇一・三〇号の産品への他の号の材料からの変更

第二四・○二項又は第二四・○三項の産品 への当該各項以外の項の材料からの変更

第五部 鉱物性生産品 (第二五類から第二七類まで)

第二五類 塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント

第二五二○・一○号の産品への他の類の材料からの変更 第二五・○一項から第二五・一九項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第二五二○・二○号の産品への他の項の材料からの変更

三五二〇・二〇

三 五 二 二

二五二四・〇〇一二五二五・二〇

二五・二三一二五・二三

二五・〇一一二五・一九

第二五・二一項の産品への他の類の材料からの変更

第二五二四・○○号から第二五二五・二○号までの各号の産品 第二五・二二項又は第二五・二三項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更 への他の類の材料か

三五三五・三〇	は生産される産品であること(第二五二五・三〇号の産品への関税分類の変更を必要第二五二五・三〇号の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又
三五・二六-二五・三〇	第二五・二六項から第二五・三○項までの各項の産品への他の類の材料からの変更としない。)。
第二六類 鉱石、スラグ及び灰「	
二六・〇一一二六・二一	第二六・一八項から第二六・二一項までの各項の産品が第二十九条に定める締約国第二六・〇一項から第二六・一七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
	六・二一項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)。において完全に得られ、又は生産される産品であること(第二六・一八項から第二
第二七類鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、	近にこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう
二七〇一・一一一二七〇一・一九	らの変更第二七〇一・一一号から第二七〇一・一九号までの各号の産品への他の類の材料か
1七01・110	第二七〇一・二〇号の産品への他の項の材料からの変更

	第二七・〇二項又は第二七・〇三項の産品への他の類の材料からの変更
二七・○四一二七・○九	第二七・○四項から第二七・○九項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料
	からの変更
二七一〇・一一一二七一〇・一九	第二七一〇・一一号若しくは第二七一〇・一九号の産品への他の項の材料からの変
	更又は、
	原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー
	セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第二七一〇・一一号又は第二七
	一○・一九号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。
二七一○・九一一二七一○・九九	第二七一○・九一号又は第二七一○・九九号の産品が第二十九条に定める締約国に
	おいて完全に得られ、又は生産される産品であること(第二七一○・九一号又は第二
	七一○・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。
二七・一一一二七・一三	第二七・一一項から第二七・一三項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料
	からの変更
二七・一四	第二七・一四項の産品への他の類の材料からの変更
二七・一五	第二七・一五項の産品への他の項の材料からの変更

第六部

化学工業(類似の工業を含む。)の生産品(第二八類から第三八類まで)

注釈

第二八類から第三八類までの各類の適用上、

- (a) とにより、 「化学反応」とは、一の工程 かつ、 新たな分子内の結合を形成すること又は分子内の原子の空間的配列を変更するこ 新たな構造を有する分子を生ずるものをいい、 (生化学的工程を含む。) であって、分子内の結合を切断 次の事項を含まない。
- (i) 水その他の溶媒への溶解
- (ii) 溶媒(溶媒水を含む。) の除去
- 台 結晶水の追加又は除去
- 「精製」 とは、 不純: 物 の削り 減 又は除去の工程であって、 次のいずれかに該当するものをい

う。

(i)

(b)

(ii) 又は二以上の次の応用に直接適する産品をもたらす工 程

存在する不純物の含有量の八十パーセント以上の除去をもたらす工程

- (A) 医薬用、医療用、化粧用、獣医用又は食品等級の物質
- (B) 分析用、診断用又は実験用の化学品及び試薬
- (C) マイクロエレクトロニクスにおいて用いる元素及び成分

- (D) 特殊光学的用途
- (E) 生物工学的用途
- (F) 分離工程において用いる支持体

(c) (G) 「異性体分離」とは、 原子力等級用途 異性体の混合物からの一の異性体の単 離又は分離の工程をいう。

(d) 「生物工学的工程」とは、次のいずれかのものをいう。

微生物又は人、 動物若しくは植 物 の細 胞 の生物学的又は生物工学的な培養、 交配又は遺

伝子の改変

(i)

(i) 細胞構造又は細胞間構造の生成、単離又は精製

第二八類 無機化学品及び貴金属、 希土類金属、 放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物

二八〇一・一〇一二八〇四・五〇

る項以外の項の材料からの変更、 第二八○一・一○号から第二八○四・五○号までの各号の産品 の当該各号が属す

原産資格割合が四十五パーセント以上 (控除方式を用いる場合) 若しくは三十パー

|二八〇四・六一-二八〇四・六九

料からの変更

くは生物工学的工程が行われること(第二八○一・一○号から第二八○四・五○号ま ○四・五○号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。 セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第二八〇一・一〇号から第二八 での各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、 異性体分離若し)又は、

第二八○四・六一号若しくは第二八○四・六九号の産品への当該各号以外の号の材

○四・六九号の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、 セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第二八〇四・六一号又は第二八 原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合) 若しくは三十パー

産品への関税分類の変更を必要としない。)。 くは生物工学的工程が行われること(第二八○四・六一号又は第二八○四・六九号の 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、 異性体分離若し

第二八○四・七○号から第二八四二・九○号までの各号の産品への当該各号が属す

る項以外の項の材料からの変更、

二八〇四・七〇一二八四二・九〇

四二・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、 セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第二八〇四・七〇号から第二八 原産資格割合が四十五パーセント以上 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、 (控除方式を用いる場合) 精製、 若しくは三十パー 異性体分離若し

くは生物工学的工程が行われること(第二八○四・七○号から第二八四二・九○号ま

		二八・四四-二八・五-		二八四三・一〇-二八四三・九〇
の産品への関税分類の変更を必要としない。)。 の産品への関税分類の変更を必要としない。)。 くは生物工学的工程が行われること(第二八・四四項から第二八・五一項までの各項使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若し一項までの各項の資格の選択の変更を必要としない。)及に	「真にごうを負うを占くう見ん分負うを見な必要な、ない。ことは、セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第二八・四四項から第二八・五原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パーからの変更、	第二八・四四項から第二八・五一項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料での各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。 くは生物工学的工程が行われること(第二八四三・一○号から第二八四三・九○号ま	使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若し四三・九○号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第二八四三・一○号から第二八原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー	号の材料からの変更、

二九〇一・一〇一二九〇五・四二	第二九〇一・一〇号から第二九〇五・四二号までの各号の産品への当該各号以外の
	号の材料からの変更、
	原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー
	セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第二九〇一・一〇号から第二九
	○五・四二号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、
	使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若し
	くは生物工学的工程が行われること(第二九○一・一○号から第二九○五・四二号ま
	での各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。
二九〇五・四三一二九〇五・四五	第二九〇五・四三号から第二九〇五・四五号までの各号の産品への他の項の材料か
	らの変更又は、
	原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー
	セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第二九〇五・四三号から第二九
	○五・四五号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。
二九〇五・四九一二九〇五・五九	第二九〇五・四九号から第二九〇五・五九号までの各号の産品への当該各号以外の
	号の材料からの変更、
	原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー
	セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第二九〇五・四九号から第二九
	○五・五九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、
	使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若し

第二九一二・一一号から第二九一二・六○号までの各号の産品への当該各号以外の	二九一二・一一一二九一二・六〇
要としない。)。	
くは生物工学的工程が行われること(第二九・一一項の産品への関税分類の変更を必	
使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若し	
分類の変更を必要としない。) 又は、	
セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第二九・一一項の産品への関税	
原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー	
第二九・一一項の産品への他の項の材料からの変更、	二九・一一
での各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。	
くは生物工学的工程が行われること(第二九〇六・一二号から第二九一〇・九〇号ま	
使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若し	
一○・九○号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、	
セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第二九〇六・一二号から第二九	
原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー	
号の材料からの変更、	
第二九〇六・一二号から第二九一〇・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の	二九〇六・一二一二九一〇・九〇
更を除く。)	
第二九〇六・一一号の産品への他の類の材料からの変更(第三三類の材料からの変	二九〇六・一一
での各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。	
くは生物工学的工程が行われること(第二九〇五・四九号から第二九〇五・五九号ま	

セ 一二・六○号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、 ント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第二九一二・一一号から第二九 原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー

号の材料からの変更

くは生物工学的工程が行われること(第二九一二・一一号から第二九一二・六○号ま での各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。

精製、

異性体分離若し

第二九・一三項の産品への他の項の材料からの変更、

二九・一三

セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第二九・一三項の産品への関税 原産資格割合が四十五パーセント以上 (控除方式を用いる場合) 若しくは三十パ

分類の変更を必要としない。)又は、 使用される非原産材料について、 締約国において化学反応、 精製、 異性体分離若し

要としない。)。 くは生物工学的工程が行われること(第二九・一三項の産品への関税分類の変更を必

号の材料からの変更 第二九一四・一一号から第二九一四・一九号までの各号の産品への当該各号以外の

二九一四・一一一二九一四・一九

セント以上 四・一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。 原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー 使用される非原産材料について、 (積上げ方式を用いる場合) であること (第二九一四・一一号から第二九 締約国において化学反応、 精製、)又は、 異性体分離若し

二九一四・二 九一四・二 一二九一八・一三 三九一八・一三 五一二九一八・一三

くは生物工学的工程が行われること(第二九一四・一一号から第二九一四・一九号ま での各号の産品への関税分類の変更を必要としない。

第二九一四・二一号の産品への他の号の材料からの変更

第二九一四・二二号から第二九一八・一三号までの各号の産品への当該各号以外の

号の材料からの変更、

くは生物工学的工程が行われること(第二九一四・二二号から第二九一八・一三号ま セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第二九一四・二二号から第二九 での各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。 一八・一三号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若し 原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー

第二九一八・一四号又は第二九一八・一五号の産品への当該各号以外の号の材料か

らの変更

二九一八・一六一二九一八・九〇

第二九一八・一六号から第二九一八・九○号までの各号の産品への当該各号以外の

|号の材料からの変更、

原産資格割合が四十五パーセント以上

(控除方式を用いる場合) 若しくは三十パー

くは生物工学的工程が行われること(第二九一八・一六号から第二九一八・九〇号ま セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第二九一八・一六号から第二九 八・九○号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、 精製、 異性体分離若し

二九二〇・一〇一二九二二・四 二九・一九 二九二二・四二 |九二二・四三—二九二三·一〇 号の材料からの変更 号の材料からの変更、 くは生物工学的工程が行われること(第二九二○・一○号から第二九二二・四一号ま 二二・四一号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、 要としない。)。 くは生物工学的工程が行われること(第二九・一九項の産品への関税分類の変更を必 分類の変更を必要としない。)又は、 セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第二九・一九項の産品への関税 での各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。 での各号の産品 セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第二九二〇・一〇号から第二九 第二九二二・四三号から第二九二三・一○号までの各号の産品への当該各号以外の 第二九二二・四二号の産品への他の号の材料からの変更 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、 原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー 第二九二○・一○号から第二九二二・四一号までの各号の産品への当該各号以外の 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、 原産資格割合が四十五パーセント以上 第二九・一九項の産品への他の項の材料からの変更 原産資格割合が四十五パーセント以上 への関税分類の変更を必要としない。)。 (控除方式を用いる場合) (控除方式を用いる場合) 若しくは三十パー 精製、

異性体分離若し

異性体分離若し

若しくは三十パー

| 二九二三・九〇—二九二四・二四 第二九|| 第二九|| 第二九|

号の材料からの変更 第二九二三・九○号から第二九二四・二四号までの各号の産品への当該各号以外の 第二九二三・二〇号の産品への他の号の材料からの変更

くは生物工学的工程が行われること(第二九二二・四三号から第二九二三・一〇号ま

での各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。

二三・一○号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、

異性体分離若し

セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第二九二二・四三号から第二九

くは生物工学的工程が行われること(第二九二三・九〇号から第二九二四・二四号ま 二四・二四号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第二九二三・九〇号から第二九 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、 原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー 精製、 異性体分離若し

第二九二四・二九号の産品への他の号の材料からの変更

での各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。

一九二四・二九

一九二五・一一一二九二六・九〇

第二九二五・一一号から第二九二六・九○号までの各号の産品への当該各号以外の

号の材料からの変更

二六・九○号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第二九二五・一一号から第二九 原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー

二九・三二 二九二九・一〇一二九三〇・九〇 二九・二七一二九・二八 変更 号の材料からの変更 での各号の産品への関税分類の変更を必要としない。 くは生物工学的工程が行われること(第二九二九・一○号から第二九三○・九○号ま 三〇・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、 くは生物工学的工程が行われること(第二九・二七項又は第二九・二八項の産品への 八項の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、 セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第二九・二七項又は第二九・二 くは生物工学的工程が行われること(第二九二五・一一号から第二九二六・九○号ま セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第二九二九・一〇号から第二九 関税分類の変更を必要としない。)。 での各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、 原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー 第二九二九・一○号から第二九三○・九○号までの各号の産品への当該各号以外の 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、 原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー 第二九・二七項若しくは第二九・二八項の産品への当該各項以外の項の材料からの 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、 第二九・三一項の産 品への他の項の材料からの変更

精製、

異性体分離若し

異性体分離若し

精製、

異性体分離若し

二九三二・一一一二九三四・

九

セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第二九・三一項の産品 原産資格割合が四十五パーセント以上 (控除方式を用いる場合) 若しくは三十パー への関税

分類の変更を必要としない。)又は、

要としない。)。 くは生物工学的工程が行われること(第二九・三一項の産品への関税分類の変更を必 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、 精製、 異性体分離若し

第二九三二・一一号から第二九三四・九九号までの各号の産品への当該各号以外の

号の材料からの変更

三四・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。 セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第二九三二・一一号から第二九 原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー)又は、

での各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。 くは生物工学的工程が行われること(第二九三二・一一号から第二九三四・九九号ま

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、

精製、

異性体分離若し

第二九・三五項の産品への他の項の材料からの変更

原産資格割合が四十五

パーセント以上

(控除方式を用いる場合) 若しくは三十パー

二九・三五

セント以上 (積上げ方式を用いる場合) であること (第二九・三五項の産品 への関税

分類の変更を必要としない。)又は

くは生物工学的工程が行われること(第二九・三五項の産品への関税分類の変更を必 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、 精製、 異性体分離若し

	要としない。)。
二九三六・一〇一二九三八・一〇	第二九三六・一〇号から第二九三八・一〇号までの各号の産品への当該各号以外の
	号の材料からの変更、
	原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー
	セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第二九三六・一〇号から第二九
	三八・一○号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。) 又は、
	使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若し
	くは生物工学的工程が行われること(第二九三六・一○号から第二九三八・一○号ま
	での各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。
一九三八・九〇	第二九三八・九〇号の産品への他の号の材料からの変更
二九三九・一一一二九三九・九九	第二九三九・一一号から第二九三九・九九号までの各号の産品への当該各号以外の
	号の材料からの変更、
	原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー
	セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第二九三九・一一号から第二九
	三九・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。) 又は、
	使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若し
	くは生物工学的工程が行われること(第二九三九・一一号から第二九三九・九九号ま
	での各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。
一九・四〇	第二九・四○項の産品への他の項の材料からの変更
二九四一・一〇一二九四一・九〇	第二九四一・一○号から第二九四一・九○号までの各号の産品への当該各号以外の

	号の材料からの変更、
	原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー
	セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第二九四一・一〇号から第二九
	四一・九○号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、
	使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若し
	くは生物工学的工程が行われること(第二九四一・一〇号から第二九四一・九〇号ま
	での各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。
二九・四二	第二九・四二項の産品への他の項の材料からの変更、
	原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー
	セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第二九・四二項の産品への関税
	分類の変更を必要としない。) 又は、
	使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若し
	くは生物工学的工程が行われること(第二九・四二項の産品への関税分類の変更を必
	要としない。)。
第三〇類 医療用品	
	第三○・○一項から第三○・○三項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料
	からの変更、

|三〇〇五・一〇一三〇〇六・七〇

セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第三○・○一項から第三○・○ 原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー

三項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、

くは生物工学的工程が行われること(第三○・○一項から第三○・○三項までの各項 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、 異性体分離若し

第三○・○四項の産品への他の項の材料からの変更(第三○・○三項の材料からの

の産品への関税分類の変更を必要としない。)。

変更を除く。)、

三〇・〇四

セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第三○・○四項の産品への関税 原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パ

分類の変更を必要としない。)又は 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、 精製、 異性体分離若し

くは生物工学的工程が行われること(第三○・○四項の産品への関税分類の変更を必

要としない。)。

第三○○五・一○号から第三○○六・七○号までの各号の産品 への当該各号が属す

セント以上 る項以外の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十五パーセント以上 (積上げ方式を用いる場合) であること (第三○○五・一○号から第三○ (控除方式を用いる場合) 若しくは三十パー

使用される非原産材料について、 締約国において化学反応、 精製、 異性体分離若し

○六・七○号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。

)又は、

 三〇〇六・八〇	い。)。 ・い。)。 ・い。)。 ・い。)。 ・い。)。 ・い。)。 ・い。)。 ・い。)。 ・い。)。
第三一類 肥料	
三二・〇一一三二・〇五 二二・〇一一三二・〇五 から 本理 を使 をは	の産品への関税分類の変更を必要としない。)。 の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、 の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、 工項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、 工項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、 の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、 の産品への関税分類の変更を必要としない。)以は、 の産品への関税分類の変更を必要としない。)の当該各項以外の項の材料がらの変更・○一項から第三一・○五項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料

ト、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ

の産品への関税分類の変更を必要としない。)。	
くは生物工学的工程が行われること(第三二・○二項から第三二・○五項までの各項	
使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若し	
五項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。) 又は、	
セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第三二・○二項から第三二・○	
原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー	
からの変更、	
第三二・○二項から第三二・○五項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料	三二・〇二―三二・〇五
第三二〇一・九〇号の産品への他の号の材料からの変更	三二〇一・九〇
産品への関税分類の変更を必要としない。)。	
くは生物工学的工程が行われること(第三二〇一・一〇号又は第三二〇一・二〇号の	
使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若し	
○一・二○号の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、	
セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第三二〇一・一〇号又は第三二	
原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー	
更、	
第三二〇一・一〇号若しくは第三二〇一・二〇号の産品への他の項の材料からの変	

- 、調製香料及び化粧品類	第三三類 精油、レジノイド、
 の産品への関税分類の変更を必要としない。)。	
くは生物工学的工程が行われること(第三二・○七項から第三二・一五項までの各項	
使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若し	
五項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、	
セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第三二・〇七項から第三二・一	
原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー	
からの変更、	
第三二・〇七項から第三二・一五項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料	三二・〇七一三二・一五
要としない。)。	
くは生物工学的工程が行われること(第三二・○六項の産品への関税分類の変更を必	
使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若し	
分類の変更を必要としない。)又は、	
セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第三二・○六項の産品への関税	
原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー	
除く。)、	
第三二・○六項の産品への他の項の材料からの変更(第二八類の材料からの変更を	三二・〇六

□三・○二ー三三・○七 三三・○二ー三三・○七 三三・○二ー三三・○七 三三・○二ー三三・○七 第三三・○二項から第三三・○七項までの各項の変更を必要としない。)。 がらの変更、 がらの変更、 位用される非原産材料について、締約国においてと 使用される非原産材料について、締約国においてと を立ト以上(積上げ方式を用いる場合)であること であることと であることとをシーン・以上(控除方式を関係の変更を必要としない。)。		原産資格的合意四十点。 とく、よこ(豊余元代の用いの場合)は、よこし、第三三・〇一項の産品への他の項の材料からの変更又は、
分類の変更を必要としない。)。 ・		セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第三三・○一項の産品への関税
第三三・○二項から第三三・○七項までからの変更、 では生物工学的工程が行われること(第三 での各項の産品への関税分類の変更 での各項の産品への関税分類の変更 での各項の産品への関税分類の変更 での各項の産品への関税分類の変更 でのを項の産品への関税分類の変更 でのを項の産品への関税分類の変更		分類の変更を必要としない。)。
の産品への関税分類の変更を必要としない。)。 では生物工学的工程が行われること(第三三・〇二章を対象での各項の産品への関税分類の変更を必要としている。 「原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式をからの変更、	三三.01.一三三.0七	第三三・○二項から第三三・○七項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料
の産品への関税分類の変更を必要としない。)。 せント以上(積上げ方式を用いる場合)であることでント以上(積上げ方式を用いる場合)であることをといり上での各項の産品への関税分類の変更を必要とないでは、		からの変更、
の産品への関税分類の変更を必要としない。)。 では生物工学的工程が行われること(第三三・〇二章 使用される非原産材料について、締約国においては使用されるの関税分類の変更を必要としている場合)であること		原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー
の産品への関税分類の変更を必要としない。)。 くは生物工学的工程が行われること(第三三・〇二章使用される非原産材料について、締約国においてなせ、の関税分類の変更を必要として、の関税分類の変更を必要と		セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第三三・○二項から第三三・○
の産品への関税分類の変更を必要としない。)。 くは生物工学的工程が行われること(第三三・〇二章 使用される非原産材料について、締約国においては		七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。) 又は、
の産品への関税分類の変更を必要としない。)。くは生物工学的工程が行われること(第三三・〇二章		使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若し
$\stackrel{\circ}{}$		くは生物工学的工程が行われること(第三三・○二項から第三三・○七項までの各項
		$\stackrel{\circ}{}$

第三四類 せっけん、有機界面活性剤、 他これに類する物品、 モデリングペースト、 洗剤、 調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその 歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科

用の調製品

三四・〇一一三四・〇七

第三四・○一項から第三四・○七項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料

第三五〇一・一〇号又は第三五〇一・九〇号の産品への当該各号以外の号の材料か	三五〇一・一〇一三五〇一・九〇
	第三五類 たんぱく系物質、変
の産品への関税分類の変更を必要としない。)。	
くは生物工学的工程が行われること(第三四・○一項から第三四・○七項までの各項	
使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若し	
七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、	
セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第三四・○一項から第三四・○	
原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー	
からの変更、	

第三五・○六項若しくは第三五・○七項の産品への当該各項以外の項の材料からの	三五・〇六-三五・〇七
からの変更	
第三五・○三項から第三五・○五項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料	三五・〇三-三五・〇五
らの変更	
第三五○二・二○号又は第三五○二・九○号の産品への当該各号以外の号の材料か	三五〇二・二〇一三五〇二・九〇
(第四類の材料からの変更を除く。)	
第三五〇二・一一号又は第三五〇二・一九号の産品への他の類の材料からの変更	三五〇二・一一一三五〇二・一九
らの変更	
第三五○一・一○号又は第三五○一・九○号の産品への当該各号以外の号の材料か	三五〇一・一〇一三五〇一・九〇

変 見

七項の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、 セント以上 原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、 (積上げ方式を用いる場合)であること(第三五・○六項又は第三五・○ 精製、 異性体分離若し

くは生物工学的工程が行われること(第三五・○六項又は第三五・○七項の産品 関税分類の変更を必要としない。)。 へ の

三六・〇一一三六・〇六

第三六類

火薬類、

火工品、

マッチ、

発火性合金及び調製燃料

からの変更、 第三六・○一項から第三六・○六項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料

原産資格割合が四十五パーセント以上 (控除方式を用いる場合) 若しくは三十パー

六項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第三六・○一項から第三六・○

の産品 くは生物工学的工程が行われること(第三六・○一項から第三六・○六項までの各項 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、 への関税分類の変更を必要としない。)。 精製、 異性体分離若し

第三七類 写真用又は映画用の材料

の産品への関税分類の変更を必要としない。)。	
くは生物工学的工程が行われること(第三七・○四項から第三七・○七項までの各項	
使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若し	
七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、	
セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第三七・〇四項から第三七・〇	
原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー	
からの変更、	
第三七・○四項から第三七・○七項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料	三七・〇四一三七・〇七
の産品への関税分類の変更を必要としない。)。	
くは生物工学的工程が行われること(第三七・○一項から第三七・○三項までの各項	
使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若し	
三項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。) 又は、	
セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第三七・〇一項から第三七・〇	
原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー	
更、	
第三七・○一項から第三七・○三項までの各項の産品への他の類の材料からの変	三七・〇一一二七・〇三

第三八類 各種の化学工業生産品

○四・○○号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。) 又は、	
セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第三八○二・九○号から第三八	
原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー	
る項以外の項の材料からの変更、	
第三八○二・九○号から第三八○四・○○号までの各号の産品への当該各号が属す	三八〇二・九〇一三八〇四・〇〇
関税分類の変更を必要としない。)。	
セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第三八〇二・一〇号の産品への	
原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー	
第三八〇二・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、	三八〇二・一〇
での各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。	
くは生物工学的工程が行われること (第三八〇一・一〇号から第三八〇一・九〇号ま	
使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若し	
○一・九○号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、	
セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第三八〇一・一〇号から第三八	
原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー	
号の材料からの変更、	
第三八○一・一○号から第三八○一・九○号までの各号の産品への当該各号以外の	三八〇一・一〇一三八〇一・九〇

三八・〇七一三八・〇八 三八〇六・九〇 三八〇六・三〇 三八〇六・一〇一三八〇六・二〇 三八〇五・九〇 三八〇五・一〇一三八〇五・二〇 を必要としない。)。 産品 料からの変更又は 産品への関税分類の変更を必要としない。)。 料からの変更又は での各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。 第三八・○七項若しくは第三八・○八項の産品 第三八○六・三○号の産品への他の号の材料からの変更 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、 第三八○五・九○号の産品への他の号の材料からの変更 への関税分類の変更を必要としない。)。 への当該各項以外の項の材料からの

くは生物工学的工程が行われること(第三八○二・九○号から第三八○四・○○号ま 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、 異性体分離若し

第三八○五・一○号若しくは第三八○五・二○号の産品への当該各号以外の号の材

くは生物工学的工程が行われること(第三八○五・一○号又は第三八○五・二○号の 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、 精製、 異性体分離若し

第三八○六・一○号若しくは第三八○六・二○号の産品への当該各号以外の号の材

くは生物工学的工程が行われること(第三八○六・一○号又は第三八○六・二○号の 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、 精製、 異性体分離若し

第三八○六・九○号の産品への他の号の材料からの変更又は、

くは生物工学的工程が行われること(第三八○六・九○号の産品への関税分類の変更

精製、

異性体分離若し

三八一五・一一一三八一五・九〇 三八〇九・九一-三八一四・〇〇 での各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。 セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第三八〇九・九一号から第三八 る項以外の項の材料からの変更 原産資格割合が四十五パーセント以上 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若し

セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第三八・○七項又は第三八・○ 八項の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、 原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー

くは生物工学的工程が行われること(第三八・○七項又は第三八・○八項の産品 関税分類の変更を必要としない。)。 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、 異性体分離若し へ の

第三八○九・一○号の産品への他の項の材料からの変更 (第一一 類又は第三五 類の

三八〇九・一〇

材料からの変更を除く。)

第三八○九・九一号から第三八一四・○○号までの各号の産品への当該各号が属す

(控除方式を用いる場合) 若しくは三十パー

四・○○号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、

くは生物工学的工程が行われること(第三八○九・九一号から第三八一四・○○号ま

第三八一五・一一号から第三八一五・九○号までの各号の産品への当該各号以外の

号の材料からの変更

原産資格割合が四十五パーセント以上 (控除方式を用いる場合) 若しくは三十パー 三八二四・一〇一三八二四・五〇 三八・一六一三八・二二 くは生物工学的工程が行われること(第三八・一六項から第三八・二二項までの各項 二項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、 分類の変更を必要としない。)。 セント以上 からの変更 くは生物工学的工程が行われること(第三八一五・一一号から第三八一五・九〇号ま セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第三八一五・一一号から第三八 の産品への関税分類の変更を必要としない。)。 セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第三八・一六項から第三八・二 での各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。 一五・九○号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。 第三八二四・一○号から第三八二四・五○号までの各号の産品への他の項の材料か 第三八・二三項の産品への他の項の材料からの変更又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、 原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、 原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー 第三八・一六項から第三八・二二項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料 (積上げ方式を用いる場合) であること (第三八・二三項の産品 精製、 異性体分離若し)又は、 異性体分離若し

三八・二三

らの変更

原産資格割合が四十五パーセント以上

(控除方式を用いる場合)

若しくは三十パー

へ の)関税

二四・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、

異性体分離若し

)又は

セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第三八二四・一〇号から第三八

第七部

プラスチック及びゴム並びにこれらの製品

(第三九類及び第四〇類

又は生

注釈第三九類又は第四〇類の適用上、

- (a) とにより、 「化学反応」とは、一の工程 かつ、新たな分子内の結合を形成すること又は分子内の原子の空間的配列を変更するこ 新たな構造を有する分子を生ずるものをいい、 (生化学的工程を含む。) であって、分子内の結合を切断 次の事項を含まない。
- (i) 水その他の溶媒への溶解
- (i) 溶媒(溶媒水を含む。)の除去
- 協 結晶水の追加又は除去

(b)

「精製」

とは、

不純

物

の削り

減又は除去の工程であって、

次のいずれかに該当するものをい

(i)

う。

存在する不純物の含有量の八十パーセント以上の除去をもたらす工程

- (ii) 一又は二以上の次の応用に直接適する産品をもたらす工
- ・一つに二ピーのどの応用に直接通する適品をもたらずコ科
- (B) 分析用、診断用又は実験用の化学品及び試薬(A) 医薬用、医療用、化粧用、獣医用又は食品等級の物質

(c) 「異性体分離」とは、 異性体 の混合物 から の 一 の異性体の単離又は分離の工程をいう。

(d) 「生物工学的工程」とは、 次の いずれ か 0 もの をいう。

伝子の改変

(i)

微生物又は人、

動物若しくは植物

の細胞

の生物学的又は生物工学的な培養、

交配又は遺

(i) 細胞構造又は細胞間構造の生成、単離又は精製

第三九類 プラスチック及びその製品

三九・〇一一三九・二六

からの変更 第三九・○一項から第三九・二六項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料

433

	の産品への関税分類の変更を必要としない。)。
第四〇類 ゴム及びその製品	
四〇〇一・一〇	第四○○一・一○号の産品への他の類の材料からの変更、
	原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー
	セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第四○○一・一○号の産品への
	関税分類の変更を必要としない。)又は、
	使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若し
	くは生物工学的工程が行われること(第四○○一・一○号の産品への関税分類の変更
	を必要としない。)。
四〇〇一・二一-四〇〇一・二九	第四○○一・二一号若しくは第四○○一・二九号の産品への当該各号以外の号の材
	料からの変更、
	17 7 C 22 1

四〇〇一・三〇

四〇・〇二一四〇・〇三

セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第四〇〇一・二一号又は第四〇

○一・二九号の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、

異性体分離若し

くは生物工学的工程が行われること(第四○○一・二一号又は第四○○一・二九号の

産品 への関税分類の変更を必要としない。)。

第四○○一・三○号の産品への他の類の材料からの変更

原産資格割合が四十五パーセント以上 (控除方式を用いる場合) 若しくは三十パー

セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第四〇〇一・三〇号の産品

へ の

関税分類の変更を必要としない。)又は、

くは生物工学的工程が行われること(第四〇〇一・三〇号の産品への関税分類の変更 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、 精製、 異性体分離若し

第四○・○二項若しくは第四○・○三項の産品への当該各項以外の項の材料からの

を必要としない。)。

変更、

三項の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は セント以上 原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー (積上げ方式を用いる場合)であること(第四○・○二項又は第四○・○

関税分類の変更を必要としない。)。 くは生物工学的工程が行われること(第四○・○二項又は第四○・○三項の産品 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、 異性体分離若し へ の

四〇一二・一一一四〇一二・一九 四〇・〇五一四〇・一一 四〇・〇四 号の材料からの変更 の産品 くは生物工学的工程が行われること(第四○・○五項から第四○・一一項までの各項 での各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。 くは生物工学的工程が行われること(第四○一二・一一号から第四○一二・一九号ま セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第四○・○五項から第四○・一 からの変更 産される産品であること(第四○・○四項の産品への関税分類の変更を必要としな セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第四〇一二・一一号から第四〇 一項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、 一二・一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、 原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー 第四〇一二・二〇号の産 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、 原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー 第四○一二・一一号から第四○一二・一九号までの各号の産品への当該各号以外の 第四○・○五項から第四○・一一項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料 第四○・○四項の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、 への関税分類の変更を必要としない。)。 品への他の項の材料からの変更又は 異性体分離若し 異性体分離若し 又は生

の産品への関税分類の変更を必要としない。)。	
くは生物工学的工程が行われること(第四○・一三項から第四○・一七項までの各項	
使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若し	
七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、	
セント以上 (積上げ方式を用いる場合) であること (第四○・一三項から第四○・一	
原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー	
からの変更、	
第四○・一三項から第四○・一七項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料	四〇・一三一四〇・一七
を必要としない。)。	
くは生物工学的工程が行われること(第四〇一二・九〇号の産品への関税分類の変更	
使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若し	
関税分類の変更を必要としない。)又は、	
セント以上 (積上げ方式を用いる場合) であること (第四〇一二・九〇号の産品への	
原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー	
第四〇一二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更、	四〇一二・九〇
を必要としない。)。	
くは生物工学的工程が行われること(第四○一二・二○号の産品への関税分類の変更	
使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若し	

第八部 皮革及び毛皮並びにこれらの製品、 動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類

する容器並びに腸の製品(第四一類から第四三類まで)

第四一類 原皮(毛皮を除く。)及び革

四一		四一		四		匹一		匹一		四一		匹一	四
· 四		· 一三		· ==		一・〇七		一・〇六		一・○五		· ○四	
第四一・一四項の産品への他の項の材料からの変更(第四一・〇一項又は第四一・	〇六項の材料からの変更を除く。)	第四一・一三項の産品への他の項の材料からの変更(第四一・〇三項又は第四一・	○五項の材料からの変更を除く。)	第四一・一二項の産品への他の項の材料からの変更(第四一・〇二項又は第四一・	○四項の材料からの変更を除く。)	第四一・○七項の産品への他の項の材料からの変更(第四一・○一項又は第四一・	変更を除く。)	第四一・○六項の産品への他の項の材料からの変更(第四一・○三項の材料からの	変更を除く。)	第四一・○五項の産品への他の項の材料からの変更(第四一・○二項の材料からの	変更を除く。)	第四一・○四項の産品への他の項の材料からの変更(第四一・○一項の材料からの	第四一・○一項から第四一・○三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

四 · · 五	第四一・一五項の産品への他の項の材料からの変更│○三項の材料からの変更を除く。)
第四二類 革製品及び動物用装業	革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の
製品	
四二・〇一一四二・〇六	第四二・○一項から第四二・○六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
第四三類 毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品	いにこれらの製品
	変更を除く。) 第四三・〇二項の産品への他の項の材料からの変更(第四三・〇一項の材料からの第四三・〇一項の産品への他の類の材料からの変更
	変更を除く。) 第四三・〇三項の産品への他の項の材料からの変更(第四三・〇二項の材料からの
四三・〇四	第四三・○四項の産品への他の類の材料からの変更

第九部 木材及びその製品、 木炭、 コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並

びにかご細工物及び枝条細工物(第四四類から第四六類まで)

第四四類 木材及びその製品並びに木炭

産品への当該各項以外の項のご産品への当該各項以外の項のご		第四四・○一項から第四四・一一項までの各項の産品への当該を	からの変更	第四四・一二項の産品への他の項の材料からの変更(第四四・〇	○八項の材料からの変更を除く。)	一 第四四・一三項から第四四・二一項までの各項の産品への当該を	
------------------------------	--	-------------------------------	-------	-------------------------------	------------------	---------------------------------	--

第四五類 コルク及びその製品

四五・○一一四五・○四	第四五・○一項から第四五・○四項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料
	からの変更

第四六類 わら、 工 スパ ルトその他 の組 物 材料 の製品並びにかご細工物及び枝条細工 物

四六・〇二 四六〇一・九九 四六〇一・二〇一四六〇一・ 九 (第一四類の材料からの変更を除く。 第四六・○二項の産品への他の項の材料からの変更 第四六○一・九九号の産品への他の類の材料からの変更 第四六〇一・二〇号又は第四六〇 九 号の産品 0) 他 \mathcal{O} 類 0 が材料か 5 の変更

第一 ○ 部 木材パルプ、 繊維素繊 縦を原料とするその他 の パ ル プ、 古紙並び に紙及び 板紙並びにこれらの製

品(第四七類から第四九類まで)

第四七類 木材パルプ、 繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙

四七 四七・〇七 0 -四七・〇六 \ \ \ 産される産品であること(第四七・○七項の産品への関税分類の変更を必要としな からの変更 第四七・○七項の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、 第四七・ 0 項から第四七・○六項までの各項の 産 品 への当該各項以外の 頃の 又は生 材料

第四八類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品

四八・〇一-四八・一五	^^のどだ。 第四八・○一項から第四八・一五項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料
四八・一六	変更を除く。) 第四八・一六項の産品への他の項の材料からの変更(第四八・〇九項の材料からの変更(第四八・〇九項の材料からの変更)
四八・一七-四八・二三	からの変更第四八・一七項から第四八・二三項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料
第四九類の印刷した書籍、新聞、絵	絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案
四九・〇一-四九・一一	第四九・〇一項から第四九・一一項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
第五〇類 絹及び絹織物第一一部 紡織用繊維及びその製品	(第五〇類から第六三類まで)
五〇・〇二一五〇・〇四	からの変更第五○・○二項から第五○・○四項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料第五○・○一項の産品への他の類の材料からの変更

第五二類 綿及び綿織物

五.

五.

五五

五五

粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物	繊獣毛、粗獣: 	羊毛、	類	第「五一
第五〇・〇七項の産品への他の項の材料からの変更			〇七	五〇・〇七
以外の項の材料からの変更				
第五○・○五項又は第五○・○六項の産品への第五○・○五項及び第五○・○六項	六	五〇・〇五一五〇・〇六	〇 五.	五〇

-		一・〇六-五一・一〇	一・〇五	一• ○四		- · O :	・〇 - - - - - - - - - - - - -
一・一三項まで以外の項の材料からの変更	第五一・一一頁から第五一・一三頁までの各頁の産品への第五一・一一頁から第五 一・一○項まで以外の項の材料からの変更	第五一・○六項から第五一・一○項までの各項の産品への第五一・○六項から第五	第五一・○五項の産品への他の項の材料からの変更	第五一・〇四項の産品への他の類の材料からの変更	産される産品であること(第五一・○三項の産品への関税分類の変更を必要としな	第五一・○三項の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生	第五一・○一項又は第五一・○二項の産品への他の類の材料からの変更

五三・○五 第五三・○九項から第五	第五三類 その他の植物性紡織用: 第五三 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
二・一二項まで以外の項の材料からの変更第五二・○八項から第五二・一二項までの各項の産品への第五二・○八項から第五二・一二項までの各項の産品への第五二・○八項から第五	五二・〇八-五二・一二
二・○七項まで以外の項の材料からの変更第五二・○四項から第五二・○七項までの各項の産品への第五二・○四項から第五第五二・○三項の産品への他の類の材料からの変更	五二・〇三
い。)。	五 五

第五四類 人造繊維の長繊維及びその織物

五四・〇一-五四・〇六	以外の項の材料からの変更第五四・○七項又は第五四・○八項の産品への第五四・○七項及び第五四・○八項第五四・○一項から第五四・○六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
第五五類 人造繊維の短繊維及びその織物	ての織物
五五・〇一一五五・〇四	第五五・○一項から第五五・○四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
五五・〇五	産される産品であること(第五五・○五項の産品への関税分類の変更を必要としな第五五・○五項の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生
五五・〇六-五五・〇七	第五五・○六項又は第五五・○七項の産品への他の類の材料からの変更
五五・〇八-五五・一一	五・一一項まで以外の項の材料からの変更第五五・○八項から第五五・一一項までの各項の産品への第五五・○八項から第五
五五・一二―五五・一六	五・一六項まで以外の項の材料からの変更第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の産品への第五五・一二項から第五

第五六類 ウォッディング、 フェ ルト、 不織布及び特殊糸並びにひも、 綱及びケーブル並びにこれらの製

品

五六・○一一五六・○九

第五六・○一項から第五六・○九項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第五七類 じゅうたんその他の紡織用繊維の床用

敷物

五七・〇一-五七・〇五

第五七・○一項から第五七・○五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第五 八類 特殊織物、 タフテッド織物類、 レ ス、 つづれ織物、 トリミング及びししゅう布

五八・〇一-五八・一一

第五八・○一項から第五八・一一項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第五 九類 染み込ませ、 塗布し、 被覆し又は積層した紡織 用繊 維 の織物類及び工業用 の紡 織 用 繊 維製品

五九・〇一一五九・一一

第五九· ○一項から第五九・一一項までの各項の産品への 他 の類の材料からの変更

第六〇類 メリヤス編物及びクロセ編物

第六○・○一項から第六○・○六項までの各項の産品への

他の類の材料からの変更

第六

六〇・〇一一六〇・〇六

類 衣類及び衣類附属品 (メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)

注釈 この類の産 品が原産品であるか否かを決定するに当たり、これらの産品について適用さ

れる規則は、これらの産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものと

当該構成部分は、 これらの産品に係る規則に定める関税分類の変更の要件を満たさな

ければならない。

六一・〇一一六一・一七

され 第六○類の材料からの変更を除く。)。ただし、当該産品が、 五四・○七項、第五四・○八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は から第五二・一二項までの各項、第五三・○九項から第五三・一一項までの各項、 (第五〇・〇七項、 第六一・○一項から第六一・一七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 若しくは特定の形状に編まれ、 第五一・一一 項から第五一・一三項までの各項、 かつ、縫い合わされること又は組み立てられる 締約国において、 第五二・〇八項 裁断

第

ことを条件とする。

第六一 一類 衣類及び衣類附属品 (メリヤス編み又はクロ セ 編みのものを除く。)

注釈 れる規則は、 この類の産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、これらの産品について適用さ これらの産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものと

当該構成部分は、 これらの産品に係る規則に定める関税分類の変更の要件を満たさな

ければならない。

六二・〇一一六二・一七 ことを条件とする。 第六○類の材料からの変更を除く。)。ただし、当該産品が、 五四・○七項、第五四・○八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は から第五二・一二項までの各項、 され、若しくは特定の形状に編まれ、 (第五○・○七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、 第六二・○一項から第六二・一七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 第五三・○九項から第五三・一一項までの各項、 かつ、縫い合わされること又は組み立てられる 締約国において、 第五二・〇八項

裁断

第

第六三類 紡織用繊維のその他の製品、 セット、 中古の衣類、 紡織用繊維の中古の物品及びぼろ

注釈 この類の産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、これらの産品について適用さ

れる規則は、これらの産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものと

当該構成部分は、 これらの産品に係る規則に定める関税分類の変更の要件を満たさな

ければならない。

六三〇五・三九一六三〇九・〇〇 六三〇五・三三 六三〇一・一〇一六三〇五・三二 二・〇八項から第五二・一二項までの各項 の各項、 二・○八項から第五二・一二項までの各項、 らの変更(第五○・○七項、 つ、 ただし、 の各項、 らの変更(第五○・○七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、 第六三○五・三九号から第六三○九・○○号までの各号の産品への他の類の材料か 第六三〇五・三三号の産品への他の類の材料からの変更 第六三○一・一○号から第六三○五・三二号までの各号の産品への他の類の材料か 縫い合わされること又は組み立てられることを条件とする。 当該産品が、 第五八・〇一項、 第五四・○七項、第五四・○八項、第五五・一二項から第五五・一六項まで 締約国において、裁断され、若しくは特定の形状に編まれ、 第五八・○二項又は第六○類の材料からの変更を除く。)。 第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、 第五三・○九項から第五三・一一項まで 第五三・〇九項から第五三・一一項まで

か

第五

第五

第一二部 第六四類 六四・〇六 六四・〇一一六四・〇五 六三・一〇 履物、 造花並びに人髪製品(第六四類から第六七類まで) 履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品 帽子、 傘、 つえ、 シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、 の各項、 産される産品であること(第六三・一○項の産品への関税分類の変更を必要としな ただし、 の各項、 からの変更 い。 ・
。 第六四・○六項の産品への他の類の材料からの変更 第六四・○一項から第六四・○五項までの各項の産品 第六三・一○項の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、 縫い合わされること又は組み立てられることを条件とする。 第五八・〇一項、 当該産品が、締約国において、裁断され、若しくは特定の形状に編まれ、 第五四・○七項、第五四・○八項、第五五・一二項から第五五・一六項まで (第六四・○六項の材料からの変更を除く。 第五八・○二項又は第六○類の材料からの変更を除く。)。 への当該各項以外の項の 調製羽毛、 羽毛製品 又は生 材料 か

第六五類

帽子及びその部分品

第六七類 第六六類 六七・〇一一六七・〇四 六六・〇一一六六・〇二 六五・〇三一六五・〇七 六五・○一一六五・○二 六六・〇三 **傘**、 調製羽毛、 つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品 羽毛製品、 造花及び人髪製品 からの変更 からの変更 第六七・○一項から第六七・○四項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料 第六五・○三項から第六五・○七項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料 第六六・○三項の産品への他の類の材料からの変更 第六五・○一項又は第六五・○二項の産品 第六六・○一項又は第六六・○二項の産品 への当該各項以外の項の材料からの変更 への他の類の材料からの変更

第一三部

石、プラスター、

セメント、

石綿、

雲母その他これらに類する材料の製品、

陶磁製品並びにガラ

ス及びその製品

(第六八類から第七〇類まで)

第六八類 石、 プラスター、 セメント、石綿、 雲母その他これらに類する材料の製品

六八・〇一一六八・一五 からの変更 第六八・○一項から第六八・一五項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料

第六九類 陶磁製品

六九・〇一

一六九・一 兀 第六九・○一項から第六九・一四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第七〇類 ガラス及びその製品

七〇・〇二

七〇・〇二一七〇・二〇 第七○・○二項から第七○・二○項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料 第七〇・〇一項の産 店への: 他の類の材料からの変更

からの変更

第一 四 部 天然又は養殖 の真珠、 貴石、 半貴石、 貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、 身辺

用模造細貨類並びに貨幣(第七一類

第七一類 天然又は養殖の真珠、貴石、 半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身

辺用模造細貨類並びに貨幣

七一・〇一一七一・一一	第七一・○一項から第七一・一一項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
七一・一二	第七一・一二項の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生
	産される産品であること(第七一・一二項の産品への関税分類の変更を必要としな
	⟨ ` `
七一・一三	第七一・一三項の産品への他の項の材料からの変更(第七一・一四項から第七一・
	一八項までの各項の材料からの変更を除く。)
七一・一四	第七一・一四項の産品への他の項の材料からの変更(第七一・一三項又は第七一・
	一五項から第七一・一八項までの各項の材料からの変更を除く。)
七一・一五	第七一・一五項の産品への他の項の材料からの変更(第七一・一三項、第七一・一
	四項又は第七一・一六項から第七一・一八項までの各項の材料からの変更を除く。)
七一・一六	第七一・一六項の産品への他の項の材料からの変更(第七一・一三項から第七一・
	一八項までの各項、第七一〇一・二二号、第七一〇二・三九号、第七一〇三・九一
	号、第七一○三・九九号又は第七一○四・九○号の材料からの変更を除く。)
七一・一七	第七一・一七項の産品への他の項の材料からの変更(第七一・一三項から第七一・
	一六項までの各項の材料からの変更を除く。)

七一・一八

第七一・一八項の産品への他の項の材料からの変更

第一五部

卑金属及びその製品

(第七二類から第八三類まで)

第七二類 鉄鋼

い。 。	
産される産品であること(第七二・○四項の産品への関税分類の変更を必要としな	
第七二・〇四項の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生	七二・〇四
第七二・〇三項の産品への他の類の材料からの変更	七二・〇三
第七二・〇二項の産品への他の項の材料からの変更	七二・〇二
第七二・〇一項の産品への他の類の材料からの変更	七二.〇一

七三六・一一一七二二六・九一	七二三五・一一一七二二五・四〇	七二二四・九〇	七二二二・三〇一七二二四・一〇		七二二一・〇〇-七二二二・一九	七二二〇・二〇一七二二〇・九〇	七二二〇・一一一七二二〇・一二	七二一九・三一一七二一九・九〇	七二一九・一一一七二一九・二四	七二一八・九一-七二一八・九九
第七二二六・一一号から第七二二六・九一号までの各号の産品への他の項の材料か号の材料からの変更の材料からの変更第七二三五・九九号までの各号の産品への当該各号以外の第七二三五・五〇号から第七二三五・九九号までの各号の産品への当該各号以外の	・一一号から第七二二五・	第七二二四・九○号の産品への他の号の材料からの変更る項以外の項の材料からの変更	第七二二一・三○号から第七二二四・一○号までの各号の産品への当該各号が属す第七二二一・二○号の産品への他の号の材料からの変更	る項以外の項の材料からの変更	第七二二一・〇〇号から第七二二一・一九号までの各号の産品への当該各号が属すらの変更	第七二二〇・二〇号又は第七二二〇・九〇号の産品への当該各号以外の号の材料か	第七二二〇・一一号又は第七二二〇・一二号の産品への他の項の材料からの変更号の材料からの変更	第七二一九・三一号から第七二一九・九〇号までの各号の産品への当該各号以外のらの変更	第七二一九・一一号から第七二一九・二四号までの各号の産品への他の項の材料からの変更	第七二一八・九一号又は第七二一八・九九号の産品への当該各号以外の号の材料か

	らの変更
七二二六・九二一七二二六・九九	第七二二六・九二号から第七二二六・九九号までの各号の産品への当該各号以外の
	号の材料からの変更
七二二七・一〇一七二二八・三〇	第七二二七・一〇号から第七二二八・三〇号までの各号の産品への当該各号が属す
	る項以外の項の材料からの変更
七二二八・四〇一七二二八・六〇	第七二二八・四〇号から第七二二八・六〇号までの各号の産品への当該各号以外の
	号の材料からの変更
七二二八・七〇一七二二九・九〇	第七二二八・七〇号から第七二二九・九〇号までの各号の産品への当該各号が属す
	る項以外の項の材料からの変更
第七三類 鉄鋼製品	
七三・〇一一七三・〇七	第七三・○一項から第七三・○七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
七三・〇八	第七三・○八項の産品への他の類の材料からの変更又は、
	原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー
	セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第七三・○八項の産品への関税
七三・〇九-七三・二〇	
七三二・一一-七三二・八三	第七三二一・一一号から第七三二一・八三号までの各号の産品への他の項の材料か

七三二五・九一 七三二五 七三二四・九〇 七三二四・一〇一七三二四・二九 七三二三・九一-七三二三・九九 七三二二・一一一七三二三・一〇 七三二一・九〇 七三二五・九九―七三二六・九〇 二四・二九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。 らの変更 らの変更 二一・八三号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。 らの変更又は らの変更又は 九号から第七三二六・九〇号までの各号が属する項以外の項の材料からの変更 セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第七三二四・一〇号から第七三 セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第七三二一・一一号から第七三 第七三二五・九一号の産品への他の類の材料からの変更 原産資格割合が四十五パーセント以上 第七三二四・一○号から第七三二四・二九号までの各号の産品への他の項の材料か 第七三二三・九一号から第七三二三・九九号までの各号の産品 第七三二一・一一号から第七三三三・一○号までの各号の産品への他の類の材料か 第七三二一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更 原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー 第七三二五・九九号から第七三二六・九○号までの各号の産品への第七三二五・九 第七三二五・一○号の産品への他の項の材料からの変更 第七三二四・九○号の産品への他の類の材料からの変更 (控除方式を用いる場合) 品への他 若しくは三十パ の項の材料か

第七四類 銅及びその製品

第七五類

ニッケル及びその製品

七五〇一・一〇	第七五〇一・一〇号の産品への他の類の材料からの変更
七五〇一・二〇	第七五〇一・二〇号の産品への他の項の材料からの変更
七五〇二・一〇	第七五〇二・一〇号の産品への他の類の材料からの変更
七五〇二・二〇	第七五〇二・二〇号の産品への他の号の材料からの変更
七五・〇三	第七五・○三項の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生
	産される産品であること(第七五・○三項の産品への関税分類の変更を必要としな
	い。 。 。
七五〇四・〇〇一七五〇五・一二	第七五○四・○○号から第七五○五・一二号までの各号の産品への当該各号が属す
	る項以外の項の材料からの変更
七五〇五・二一一七五〇五・二二	第七五〇五・二一号又は第七五〇五・二二号の産品への当該各号以外の号の材料か
	らの変更
七五・〇六-七五・〇八	第七五・○六項から第七五・○八項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料
	からの変更
第七六類 アルミニウム及びその製品	农口田
七六〇一・一〇	第七六〇一・二〇号の産品への他の号の材料からの変更第七六〇一・一〇号の産品への他の類の材料からの変更
	0

七六・〇二	産される産品であること(第七六・〇二項の産品への関税分類の変更を必要としな 第七六・〇二項の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生
七六・〇三-七六・一六	からの変更第七六・○三項から第七六・一六項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料い。)。
第七八類 鉛及びその製品	
七八〇一・一〇	第七八〇一・一〇号の産品への他の号の材料からの変更
七八・〇二七八〇一・九九	第七八・○二項の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生第七八○一・九一号又は第七八○一・九九号の産品への他の類の材料からの変更
七八・〇三-七八・〇六	からの変更がらの変更を必要として、「第七八・○三項から第七八・○六項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料で、)。
第七九類 亜鉛及びその製品	

一七九〇一・一一	│ 第七九○一・一一号の産品への他の号の材料からの変更
七九〇一・一二	第七九〇一・一二号の産品への他の類の材料からの変更
七九〇一・二〇	第七九〇一・二〇号の産品への他の号の材料からの変更
七九・〇二	第七九・○二項の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生
	い。)。産される産品であること(第七九・○二項の産品への関税分類の変更を必要としな
七九・〇三―七九・〇七	からの変更第七九・〇三項から第七九・〇七項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料
第八〇類 すず及びその製品	
人〇〇一・一〇	第八○○一・一○号の産品への他の類の材料からの変更
人00一・二0	第八○○一・二○号の産品への他の号の材料からの変更
八〇・〇二	い。)。
八〇・〇三-八〇・〇七	からの変更がらの変更のというでは、○二項から第八○・○七項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料

第八一類 その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品

八 〇 · 一 〇	第八一〇一・一〇号の産品への他の号の材料からの変更
八一〇一・九四	第八一〇一・九四号の産品への他の類の材料からの変更
八一〇一・九五一八一〇一・九六	第八一○一・九五号又は第八一○一・九六号の産品への当該各号以外の号の材料か
	らの変更
八一〇一・九七	第八一〇一・九七号の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又
	は生産される産品であること(第八一○一・九七号の産品への関税分類の変更を必要
	としない。)。
八一〇一・九九一八一〇二・一〇	第八一○一・九九号又は第八一○二・一○号の産品への当該各号以外の号の材料か
	らの変更
八一〇二・九四	第八一〇二・九四号の産品への他の類の材料からの変更
八一〇二・九五一八一〇二・九六	第八一○二・九五号又は第八一○二・九六号の産品への当該各号以外の号の材料か
	らの変更
八一〇二・九七	第八一〇二・九七号の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又
	は生産される産品であること(第八一〇二・九七号の産品への関税分類の変更を必要
	としない。)。
八一〇二・九九	第八一〇二・九九号の産品への他の号の材料からの変更
八〇三・二〇	第八一○三・二○号の産品への他の類の材料からの変更

八〇三・三〇	は生産される産品であること(第八一○三・三○号の産品への関税分類の変更を必要 第八一○三・三○号の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又
	としない。)。
八一〇三・九〇	第八一〇三・九〇号の産品への他の号の材料からの変更
八一〇四・一一一八一〇四・一九	第八一○四・一一号又は第八一○四・一九号の産品への他の類の材料からの変更
八一〇四・二〇	第八一〇四・二〇号の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又
	は生産される産品であること(第八一〇四・二〇号の産品への関税分類の変更を必要
	としない。)。
八一〇四・三〇一八一〇四・九〇	第八一○四・三○号又は第八一○四・九○号の産品への当該各号以外の号の材料か
	らの変更
八一〇五・二〇	第八一〇五・二〇号の産品への他の類の材料からの変更
八一〇五・三〇	第八一○五・三○号の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、
	は生産される産品であること(第八一〇五・三〇号の産品への関税分類の変更を必要
	としない。)。
八一〇五・九〇	第八一○五・九○号の産品への他の号の材料からの変更
八一・〇六	第八一・○六項の産品への他の類の材料からの変更又は、
	原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パ
	セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第八一・○六項の産品への関税
	分類の変更を必要としない。)。
八一〇七・二〇	第八一〇七・二〇号の産品への他の類の材料からの変更

八八	八八八	八八八	八八八	八
		→ → →		
• — — ()	— — 〇 〇 〇 九	〇 〇 〇 九 九 八	〇 〇 〇 八 八 七	〇 七
_ ·	• • •)	ハ ハ L	•
				•
九 〇	二 一 九	三二九〇〇〇	三二九〇〇	\equiv

としない。)。 は生産される産品であること(第八一○七・三○号の産品への関税分類の変更を必要 第八一○七・三○号の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、 又

第八一○七・九○号の産品への他の号の材料からの変更

第八一〇八・二〇号の産品への他の類の材料からの変更

第八一○八・三○号の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、

又

は生産される産品であること(第八一○八・三○号の産品への関税分類の変更を必要

としない。)。

第八一〇八・九〇号の産品

| 第八一〇儿。二〇号の産品への他の号の材料からの変更| 第八一〇八・九〇号の産品への他の号の材料からの変更

第八一〇九・二〇号の産品への他の類の材料からの変更

第八一〇九・三〇号の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又

は生産される産品であること(第八一○九・三○号の産品への関税分類の変更を必要

としない。)。

第八一〇九・九〇号の産品への他の号の材料からの変更

第八一一○・一○号の産品への他の類の材料からの変更

は生産される産品であること(第八一一○・二○号の産品への関税分類の変更を必要 第八一一○・二○号の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、 又

第八一・一一項の産品への他の類の材料からの変更又は、第八一一○・九○号の産品への他の号の材料からの変更

464

 八一二・五二 第八一二・五一号の産品への関税分類の変元・四○号の産品への関税分類の変元・四○号の産品への関税分類の変元を開いる場合 東文は 		は生産される産の第八一一二・一	八一二・一九一第八一二・一九号の産品への也のとしない。)。としない。)。は生産される産品であること(第八一八一二・一三一二・一三号の産品が第二十八一二・一三	八一二・一二第八一二・一二号の産品への他の分類の変更を必要としない。)。セント以上(積上げ方式を用いる場合
二号の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又一号の産品への他の類の材料からの変更品への関税分類の変更を必要としない。)。 日、「お」であること(第八一一二・三〇号又は第八一四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー	一二・三〇号若しくは第八一一二・四〇号の産品への他の類の材料からの変一二・二九号の産品への他の号の材料からの変更		九号の産品への也の号の才針からの変更叩であること(第八一一二・一三号の産品への関税分類の変更を必要三号の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又	二・一二号の産品への他の類の材料からの変更を必要としない。)。(積上げ方式を用いる場合)であること(第八一・一一項の産品への関税

原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー こと(第八一・一一項の産品への関税

	としない。)。 は生産される産品であること(第八一一二・五二号の産品への関税分類の変更を必要
八一一二・五九	第八一二・五九号の産品への他の号の材料からの変更
八一二・九二	第八一一二・九二号の産品への他の類の材料からの変更
八一一二・九九	第八一一二・九九号の産品への他の号の材料からの変更
八一一三	第八一・一三項の産品への他の類の材料からの変更又は、
	原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー
	セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第八一・一三項の産品への関税
	分類の変更を必要としない。)。
第八二類 卑金属製の工具、道具、	刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品
ハニつ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第八二〇一・一〇号から第八二〇五・八〇号までの各号の産品への也の領の材斗か
	らの変更
八二〇五・九〇一八二〇七・一三	第八二○五・九○号から第八二○七・一三号までの各号の産品への他の類の材料か
	らの変更又は、
	原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー
	セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第八二○五·九○号から第八二
	○七・一三号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。

	一(第八二〇七・一九号から第八二一四・一〇号までの各号の産品への也の領の才斗か一
八二四:二〇	第八二一四・二〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、
	原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー
	セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第八二一四・二〇号の産品への
	関税分類の変更を必要としない。)。
八二一四・九〇	第八二一四・九〇号の産品への他の類の材料からの変更
八二五・一〇一八二五・二〇	第八二一五・一○号若しくは第八二一五・二○号の産品への他の類の材料からの変
	更又は、
	原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー
	セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第八二一五・一〇号又は第八二
	一五・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。
八二一五・九一一八二一五・九九	第八二一五・九一号又は第八二一五・九九号の産品への他の類の材料からの変更
第八三類 各種の卑金属製品	
八三〇一・一〇一八三〇一・五〇	らの変更又は、第八三○一・一○号から第八三○一・五○号までの各号の産品への他の項の材料か
	原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー

	〇一「四〇号」の名号の座話への関系の変見を返りと
八三〇一・六〇	第八三○一・六○号の産品への他の項の材料からの変更
八三〇一・七〇	第八三〇一・七〇号の産品への他の類の材料からの変更
八三・〇二-八三・〇四	第八三・○二項から第八三・○四項までの各項の産品への
	からの変更
八三〇五・一〇一八三〇五・二〇	第八三○五・一○号若しくは第八三○五・二○号の産品へ
	更又は、
	原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる
	セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第八三
	○五・二○号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
八三○五・九○−八三○七・九○	第八三○五・九○号から第八三○七・九○号までの各号の
	る項以外の項の材料からの変更
八三〇八・一〇一八三〇八・二〇	第八三○八・一○号若しくは第八三○八・二○号の産品へ
	更又は、
	原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる
	セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第八三
	○八・二○号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
八三〇八・九〇一八三一〇・〇〇	第八三○八・九○号から第八三一○・○○号までの各号の
	る項以外の項の材料からの変更

|○一・五○号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。

の当該各項以外の項の材料

の他の類の材料からの変

る場合)若しくは三十パー

一〇五・一〇号又は第八三

の産品への当該各号が属す

の他の項の材料からの変

る場合)若しくは三十パー 二〇八・一〇号又は第八三

の産品への当該各号が属す

八三一・九〇					八三一・一〇一八三一一・三〇
第八三一一・九○号の産品への他の項の材料からの変更	一一・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。	セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第八三一一・一〇号から第八三	原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー	らの変更又は、	第八三一一・一○号から第八三一一・三○号までの各号の産品への他の項の材料か

第一六部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、 音声再生機並びにテレビジョンの映像

第八四類 原子炉、 ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品

及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

八四〇一・一〇一八四〇一・三〇	第八四○一・一○号から第八四○一・三○号までの各号の産品への当該各号以外の
	号の材料からの変更
八四〇一・四〇	第八四○一・四○号の産品への他の項の材料からの変更
八四〇二・一一一八四〇二・二〇	第八四○二・一一号から第八四○二・二○号までの各号の産品への他の項の材料か
	らの変更又は、
	原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー
	セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第八四○二・一一号から第八四

(第八四類及び第八五類)

	○二・二○号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。
八四〇二・九〇	第八四○二・九○号の産品への他の項の材料からの変更
八四〇三・一〇	第八四○三・一○号の産品への他の号の材料からの変更
八四〇三・九〇	第八四○三・九○号の産品への他の項の材料からの変更
八四〇四・一〇	第八四○四・一○号の産品への他の号の材料からの変更
八四〇四・二〇	第八四○四・二○号の産品への他の項の材料からの変更又は、
	原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー
	セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第八四〇四・二〇号の産品への
	関税分類の変更を必要としない。)。
八四〇四・九〇	第八四○四・九○号の産品への他の項の材料からの変更
八四〇五・一〇	第八四○五・一○号の産品への他の号の材料からの変更
八四〇五・九〇	第八四○五・九○号の産品への他の項の材料からの変更
八四〇六・一〇	第八四○六・一○号の産品への他の号の材料からの変更
八四〇六・八一-八四〇六・八二	第八四○六・八一号又は第八四○六・八二号の産品への第八四○六・八一号及び第
	八四〇六・八二号以外の号の材料からの変更
八四○六・九○−八四○八・九○	第八四○六・九○号から第八四○八・九○号までの各号の産品への当該各号が属す
	る項以外の項の材料からの変更
八四・〇九	第八四・○九項の産品への他の項の材料からの変更
八四一〇・一一一八四一〇・一三	第八四一○・一一号から第八四一○・一三号までの各号の産品への第八四一○・一
	一号から第八四一○・一三号まで以外の号の材料からの変更

ロート・一つ――「町一六・三つ 蒋し町一六・一つ手からを	四一五・九〇 第八四一五・九〇号の産品	一五・八三号までの各号の竒	セント以上(積上げ方式を用	原産資格割合が四十五パー	らの変更又は、	一五・一〇一八四一五・八三 第八四一五・一〇号から答	四一四・九〇 第八四一四・九〇号の産品への	号の材料からの変更	一四・一〇一八四一四・八〇 第八四一四・一〇号から第八	四一三・九一-八四一三・九二 第八四一三・九一号又は第八	号の材料からの変更	四一三・一一一八四一三・八二 第八四一三・一一号から第八四一三・	四一二・九〇 第八四一二・九〇号の産品への他の	号の材料からの変更	四一二・一〇一八四一二・八〇第八四一二・一〇号から第	四一一・九一-八四一一・九九 第八四一一・九一号又は第八	一号から第八四一一・八二号ま	四一一・一一-八四一一・八二 第八四一一・一一号から第八	四一〇・九〇 第八四一〇・九〇号の産品
○号から第八四一六・三○号までの各号の産品への当該各号以外の一	品への他の項の材料からの変更	産品への関税分類の変更を必要としない。)。	用いる場合)であること(第八四一五・一○号から第八四	ーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー		○号から第八四一五・八三号までの各号の産品への他の項の材料か	品への他の項の材料からの変更		第八四一四・八○号までの各号の産品への当該各号以外の	第八四一三・九二号の産品への他の項の材料からの変更		第八四一三・八二号までの各号の産品への当該各号以外の	品への他の項の材料からの変更		一○号から第八四一二・八○号までの各号の産品への当該各号以外の	第八四一一・九九号の産品への他の項の材料からの変更	号まで以外の号の材料からの変更	第八四一一・八二号までの各号の産品への第八四一一・一	品への他の項の材料からの変更

八四 八四 八 四 八四 八四 八四一 八四一 八四 九・九〇 六・九〇 八・九一-八四 八・一〇一八四一八・六九 七・九〇 七・一〇一八四 九 • — **一八四** 一九・八九 一八・九九 七・八〇 号の材料からの変更 らの変更又は らの変更又は セント以上 セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第八四一九・一一号から第八四 セント以上 九・八九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。 八・六九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。 第八四 第八四 原産資格割合が四十五パーセント以上 第八四一九・九○号の産品への他の項の材料からの変更 第八四一八・九一号又は第八四一八・九九号の産品 原産資格割合が四十五パーセント以上 第八四一六・九○号の産品への他の項の材料からの変更 第八四二〇・一〇号の産 原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パ 第八四一九・一一号から第八四一九・八九号までの各号の産品への他の項の材料か 第八四一八・一○号から第八四一八・六九号までの各号の産品への他の項の材料か 一七・九〇号の産品への他の項の材料からの変更 一七・一○号から第八四一七・八○号までの各号の産品 (積上げ方式を用いる場合)であること(第八四一八・一○号から第八四 (積上げ方式を用いる場合)であること(第八四二○・一○号の産品 品への他の項の材料からの変更又は (控除方式を用いる場合) (控除方式を用いる場合)

号の材料からの変更

若しくは三十パー

の当該各号以

への他の項の材料からの変更

若しくは三十パー

0)

第八四三二・一○号から第八四三二・八○号までの各号の産品への当該各号以外の	八四三二・一〇一八四三二・八〇
第八四・三一項の産品への他の項の材料からの変更	八四·三一
る項以外の項の材料からの変更	
第八四二四・九〇号から第八四三〇・六九号までの各号の産品への当該各号が属す	八四二四・九〇-八四三〇・六九
号の材料からの変更	
第八四二四・一〇号から第八四二四・八九号までの各号の産品への当該各号以外の	八四二四・一〇一八四二四・八九
第八四二三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更	八四二三・九〇
号の材料からの変更	
第八四二三・一〇号から第八四二三・八九号までの各号の産品への当該各号以外の	八四二三・一〇一八四二三・八九
第八四二二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更	八四二二・九〇
号の材料からの変更	
第八四二二・一一号から第八四二二・四〇号までの各号の産品への当該各号以外の	八四二二・一一一八四二二・四〇
第八四二一・九一号又は第八四二一・九九号の産品への他の項の材料からの変更	八四二一・九一一八四二一・九九
二一・三九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。	
セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第八四二一・一一号から第八四	
原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー	
らの変更又は、	
第八四二一・一一号から第八四二一・三九号までの各号の産品への他の項の材料か	八四二・・一一一八四二・三九
第八四二○・九一号又は第八四二○・九九号の産品への他の項の材料からの変更	八四二〇・九一一八四二〇・九九
関税分類の変更を必要としない。)。	

	号の材料からの変更
八四三二・九〇	第八四三二・九○号の産品への他の項の材料からの変更
八四三三・一一一八四三三・六〇	第八四三三・一一号から第八四三三・六○号までの各号の産品への当該各号以外の
	号の材料からの変更
八四三三・九〇	第八四三三・九○号の産品への他の項の材料からの変更
八四三四・一〇一八四三四・二〇	第八四三四・一○号又は第八四三四・二○号の産品への当該各号以外の号の材料か
	らの変更
八四三四・九〇	第八四三四・九○号の産品への他の項の材料からの変更
八四三五・一〇	第八四三五・一○号の産品への他の号の材料からの変更
人四三五・九〇	第八四三五・九○号の産品への他の項の材料からの変更
八四三六・一○一八四三六・八○	第八四三六・一○号から第八四三六・八○号までの各号の産品への当該各号以外の
	号の材料からの変更
八四三六・九一-八四三六・九九	第八四三六・九一号又は第八四三六・九九号の産品への他の項の材料からの変更
八四三七・一○一八四三七・八○	第八四三七・一○号又は第八四三七・八○号の産品への当該各号以外の号の材料か
	らの変更
八四三七・九〇	第八四三七・九○号の産品への他の項の材料からの変更
八四三八・一○一八四三八・八○	第八四三八・一○号から第八四三八・八○号までの各号の産品への当該各号以外の
	号の材料からの変更
八四三八・九〇	第八四三八・九○号の産品への他の項の材料からの変更
八四三九・一〇-八四三九・三〇	第八四三九・一○号から第八四三九・三○号までの各号の産品への当該各号以外の

八四四八・一一一八四四八・一九	八四・四五-八四・四七	項の	八四四三・九〇一八四四四・〇〇		セン	E	<u></u>	八四四三・一一一八四四三・六〇	八四四二・四〇一八四四二・五〇	号の	八四四二・一〇一八四四二・三〇	八四四一・九〇	号の	八四四一・一〇一八四四一・八〇	八四四〇・九〇	八四四〇・一〇	八四三九・九一-八四三九・九九	
第八四四八・一一号又は第八四四八・一九号の産品への当該各号以外の号の材料か	・四七項まで以外の項の材料からの変更第八四・四五項から第八四・四五項から第八四・四七項までの各項の産品への第八四・四五項から第八	の材料からの変更	第八四四三・九○号又は第八四四四・○○号の産品への当該各号が属する項以外の	四三・六〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。	セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第八四四三・一一号から第八四	原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー	らの変更又は、	第八四四三・一一号から第八四四三・六○号までの各号の産品への他の項の材料か	第八四四二・四○号又は第八四四二・五○号の産品への他の項の材料からの変更	の材料からの変更	第八四四二・一○号から第八四四二・三○号までの各号の産品への当該各号以外の	第八四四一・九○号の産品への他の項の材料からの変更	号の材料からの変更	第八四四一・一○号から第八四四一・八○号までの各号の産品への当該各号以外の	第八四四○・九○号の産品への他の項の材料からの変更	第八四四○・一○号の産品への他の号の材料からの変更	第八四三九・九一号又は第八四三九・九九号の産品への他の項の材料からの変更	号の材料からの変更

八四 八四 八四 八四六八・一〇一八四六八・八〇 八四六七・九一一八四六七 八四六七・一一一八四六七・八九 八四・六六 八四・五六一八四・六五 八四五五・三〇一八四五五 八四五三・九〇 五四 五四 五五・一〇一八四五五・二二 · ○ 九〇 一八四五四・三〇 九九 九〇 号の材料からの変更 号の材料からの変更 号の材料からの変更 号の材料からの変更 号の材料からの変更 らの変更 からの変更 五項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)。 セ 第八四六七・九一号から第八四六七・九九号までの各号の産品 第八四・六六項の産品への他の項の材料からの変更 ント以上 第八四五三・九○号の産品への他の項の材料からの変更 第八四六八・一○号から第八四六八・八○号までの各号の産 第八四六七・一一号から第八四六七・八九号までの各号の産品 原産資格割合が四十五パーセント以上 第八四・五六項から第八四・六五項までの各項の産品 第八四五五・三○号又は第八四五五・九○号の産品 第八四五五・一○号から第八四五五・二二号までの各号の産品 第 第八四五四・一○号から第八四五四・三○号までの各号の産品 八四五四 (第八四・六六項の材料からの変更を除く。 (積上げ方式を用いる場合) であること (第八四・五六項から第八四・六 ・九○号の産品への他の項の材料からの変更 (控除方式を用いる場合) 若しくは三十パ へ の)又は への当該各項以外の項の材料 他の項 品 の材料からの変更 への当該各号以外の への当該各号以外の の当該各号以外の の他の項の の当該各号以外の

が材料か

八四六八・九○-八四七三・二九	第八四六八・九〇号から第八四七三・二九号までの各号の産品への当該各号が属す
	る項以外の項の材料からの変更
八四七三・三〇	第八四七三・三〇号の産品への他の項の材料からの変更(第八五・四二項の材料か
	らの変更を除く。)
八四七三・四〇一八四七三・五〇	第八四七三・四〇号又は第八四七三・五〇号の産品への他の項の材料からの変更
八四七四・一○一八四七四・八○	第八四七四・一○号から第八四七四・八○号までの各号の産品への第八四七四・一
	○号から第八四七四・八○号まで以外の号の材料からの変更
八四七四・九〇	第八四七四・九○号の産品への他の項の材料からの変更
八四七五・一〇	第八四七五・一○号の産品への他の号の材料からの変更
八四七五・二一 - 八四七五・二九	第八四七五・二一号又は第八四七五・二九号の産品への第八四七五・二一号及び第
	八四七五・二九号以外の号の材料からの変更
八四七五・九〇	第八四七五・九○号の産品への他の項の材料からの変更
八四七六・二一-八四七六・八九	第八四七六・二一号から第八四七六・八九号までの各号の産品への第八四七六・二
	一号から第八四七六・八九号まで以外の号の材料からの変更
八四七六・九〇	第八四七六・九○号の産品への他の項の材料からの変更
八四七七・一〇一八四七七・八〇	第八四七七・一○号から第八四七七・八○号までの各号の産品への当該各号以外の
	号の材料からの変更
八四七七・九〇	第八四七七・九○号の産品への他の項の材料からの変更
八四七八・一〇	第八四七八・一○号の産品への他の号の材料からの変更
八四七八・九〇	第八四七八・九○号の産品への他の項の材料からの変更

現代の要別の 日本	セント以上(漬上げ方式を用ハる場合)であること(第八四八三・一○号から第八四	原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)	らの変更又は、	八四八三・一〇-八四八三・六〇 第八四八三・一〇号から第八四八三・六〇号までの各号の産品への他の項の材料か	八四八二・九一-八四八二・九九 第八四八二・九一号又は第八四八二・九九号の産品への他の項の材料	八二・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。	セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第八四八二・一〇号から第八四	原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パ	らの変更又は、	八四八二・一○-八四八二・八○ 第八四八二・一○号から第八四八二・八○号までの各号の産品への他の項の材料か	八四八一・九○ 第八四八一・九○号の産品への他の項の材料からの変更	八一・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。	セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第八四八一・一〇号から第八四	原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パ	らの変更又は、	八四八一・一○-八四八一・八○ 第八四八一・一○号から第八四八一・八○号までの各号の産品への他の項の材料か	る項以外の項の材料からの変更	八四七九・九○−八四八○・七九 第八四七九・九○号から第八四八○・七九号までの各号の産品への当該各号が属す	号の材料からの変更	
---	--	-------------------------------	---------	---	---	-----------------------------------	--	--------------------------------------	---------	---	-----------------------------------	-----------------------------------	--	--------------------------------------	---------	---	----------------	---	-----------	--

八四八三・九〇一八四八五・九〇 る項以外の項の材料からの変更 八三・六○号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。 第八四八三・九○号から第八四八五・九○号までの各号の産品への当該各号が属す

第八五類 電気機器及びその部分品並びに録音機、 音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録

用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

○四・五○号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。	
セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第八五〇四・一〇号から第八五	
原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー	
らの変更又は、	
第八五○四・一○号から第八五○四・五○号までの各号の産品への他の項の材料か	八五〇四・一〇一八五〇四・五〇
第八五・○三項の産品への他の項の材料からの変更	八五・〇三
二項の産品への関税分類の変更を必要としない。)。	
セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第八五・○一項又は第八五・○	
原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー	
変更(第八五・○三項の材料からの変更を除く。)又は、	
第八五・○一項若しくは第八五・○二項の産品への当該各項以外の項の材料からの	八五・〇一-八五・〇二

号の材料からの変更	
第八五一○・一○号から第八五一○・三○号までの各号の産品への当該各号以外の	八五一〇・一〇一八五一〇・三〇
第八五〇九・九〇号の産品への他の項の材料からの変更	八五〇九・九〇
○九・八○号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。	
セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第八五〇九・一〇号から第八五	
原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー	
らの変更又は、	
第八五○九・一○号から第八五○九・八○号までの各号の産品への他の項の材料か	八五〇九・一〇一八五〇九・八〇
第八五〇七・九〇号の産品への他の項の材料からの変更	八五〇七・九〇
号の材料からの変更	
第八五○七・一○号から第八五○七・八○号までの各号の産品への当該各号以外の	八五〇七・一〇一八五〇七・八〇
第八五〇六・九〇号の産品への他の項の材料からの変更	八五〇六・九〇
○号から第八五○六・八○号まで以外の号の材料からの変更	
第八五○六・五○号から第八五○六・八○号までの各号の産品への第八五○六・五	八五〇六・五〇一八五〇六・八〇
号の材料からの変更	
第八五○六・一○号から第八五○六・四○号までの各号の産品への当該各号以外の	八五〇六・一〇一八五〇六・四〇
第八五〇五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更	八五〇五・九〇
号の材料からの変更	
第八五○五・一一号から第八五○五・三○号までの各号の産品への当該各号以外の	八五〇五・一一一八五〇五・三〇
第八五○四・九○号の産品への他の項の材料からの変更	八五〇四・九〇

八五一一・一〇一八五一一・八〇 八五一〇・九〇

八五一一・九〇

八五一二・一〇一八五一二・四〇

八五一二・九〇

八五一三・一〇

八五一三・九〇

八五一四·一〇一八五 匹 四〇

八 五

四・九〇

八 五 — 五. · 一 一 一 八 五 二 五.

第八五一○・九○号の産品への他の項の材料からの変更

第八五一一・一○号から第八五一一・八○号までの各号の産品 への当該各号以外の

号の材料からの変更

第八五一一・九○号の産品への他の項の材料からの変更

第八五一二・一○号から第八五一二・四○号までの各号の産品へ の第八五一二・一

○号から第八五一二・四○号まで以外の号の材料からの変更

第八五一二・九○号の産品への他の項の材料からの変更

第八五一三・一○号の産品への他の項の材料からの変更又は、

セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第八五一三・一〇号の産品 原産資格割合が四十五パーセント以上 (控除方式を用いる場合) 若しくは三十パ へ の

関税分類の変更を必要としない。)。

第八五一三・九○号の産品への他の項の材料からの変更

第八五一四・一〇号から第八五一四・ 四〇号までの各号の産品への当該各号以外の

号の材料からの変更

第八五一四・九○号の産品への他の項の材料からの変更

第八五 一五・一一号から第八五一五・八○号までの各号の産品 への他の項の材料か

らの変更又は

セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第八五一五・一一号から第八五 五・八○号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。 原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー

らの変更	<u></u> カ	・一九-八五・二二 第八五・一九項から第八五	一八・九〇 第八五一八・九〇号の産品	一八・五〇号までの各号の産品	セント以上(積上げ方式を用い	原産資格割合が四十五パーセ	らの変更又は、		一七・九〇 第八五一七・	号の材料からの変更	七・一一一八五一七・八〇第八五	第八五一六・九〇号の産品	一六・八〇号までの各号の産品	セント以上(積上げ方式を用い	原産資格割合が四十五パーセ		らの変更又は、	らの変更又は、第八五一六・
	、五二三・三○号までの各号の産品への他の項の材料か	二二項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料	の他の項の材料からの変更	[への関税分類の変更を必要としない。)。	る場合)であること(第八五一八・一○号から第八五	ント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー		五一八・五〇号までの各号の産品への他の項の材料か	の他の項の材料からの変更		五一七・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の	の他の項の材料からの変更	「への関税分類の変更を必要としない。)。	る場合)であること(第八五一六・一○号から第八五	ント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー			五一六・八○号までの各号の産品への他の項の材料か
・一○-八五一六・八○ 第八五一六・一○号から第八五一六・八○号までの・九○ 「原産資格割合が四十五パーセント以上 (控除方式を中一一八五一七・八○ 「第八五一七・一一号から第八五一七・八○号までの十九○ 「第八五一七・九○号の産品への他の項の材料からの第八五一七・九○号の産品への他の項の材料からの第八五一七・九○号の産品への他の項の材料からの第八五一八・五○号までの各項の産品への他の項の材料からの第八五一八・五○号までの第八五一八・五○号までの第八五一八・九○号の産品への他の項の材料からの第八五一八・九○号の産品への他の項の材料からの第八五一八・九○号の産品への他の項の材料からの第八五一八・九○号の産品への他の項の材料からの第八五一八・九○号の産品への他の項の材料からの第八五一八・五○号までの第八五一八・五○号までの第八五十十十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	一六・一○-八五一六・八○ 第八五一六・一○号から第八五一六・八○号までの らの変更又は、	- ハ・カ・カ・カ・カ・カ・カ・カ・カ・カ・カ・カ・カ・カ・カ・カ・カ・カ・カ・カ	- 一 - 一 - 一 - 一 - 一 - 一 - 一 - 一 - 一 -	- 一	- 一	一六・一○-八五一六・八○ 第八五一六・一○号から第八五一六・八 一六・九○ 第八五一六・九○号の産品への関税分 一七・一一-八五一七・八○ 第八五一十・九○号の産品への関税分 一七・九○ 第八五一十・九○号の産品への他の項の 一七・九○ 第八五一十・九○号の産品への他の項の 第八五一十・九○号の産品への他の項の 第八五一十・九○号の産品への他の項の 5の変更又は、 第八五一十・九○号から第八五一十・八	一六・一〇一八五一六・八〇 第八五一六・一〇号から第八五一六・八 一六・九〇 第八五一六・九〇号までの各号の産品への関税分 一七・一一一八五一七・八〇 第八五一七・一一号から第八五一七・八 一七・九〇 第八五一七・九〇号の産品への他の項の 一七・九〇 第八五一七・九〇号の産品への他の項の 一大・九〇 第八五一七・九〇号の産品への他の項の 一七・九〇 第八五一七・九〇号の産品への他の項の 一大・九〇 第八五一七・九〇号の産品への他の項の	一六・一○一八五一六・八○ 第八五一六・一○号から第八五一六・八○ 一六・九○ 第八五一六・九○号の産品への他の項の材 一七・一一一八五一七・八○ 第八五一六・九○号の産品への他の項の材 一七・九○ 第八五一七・一一号から第八五一七・八○時のであ 一七・九○ 第八五一七・一一号から第八五一七・八○時の変更又は、	 六・一○-八五一六・八○ 一六・八○号までの各号の産品への他の項の材をおいた。 一六・八○号までの各号の産品への他の項の材をある。 第八五一六・九○号の産品への他の項の材をある。 第八五一六・九○号の産品への他の項の材をある。 第八五一六・一一号から第八五一六・八○日本のである。 第八五一六・一〇号から第八五一六・八○日本のである。 第八五一六・一〇号から第八五一六・八○日本のである。 第八五一六・一〇号から第八五一六・八○日本のである。 第八五一六・一〇号から第八五一六・八○日本のである。 第八五一六・一〇号から第八五一六・八○日本のである。 第八五一六・一〇号から第八五一六・八○日本のである。 	 七・一一一八五一七・八○ ボ・一○一八五一六・八○ 第八五一六・一○号から第八五一六・八○ ボ・九○ ボ・九○ ボ・九○号までの各号の産品への他の項の材であった。 ボ・九○号の産品への関税分類である。 ボ・九○号の産品への関税分類のである。 ボ・カ○号の産品への関税分類のである。 ボ・カ○号の産品への関税分類のである。 ボ・カ○号から第八五一六・八○ ボ・カ○号から第八五一六・八○ 	八五一六・八○ 第八五一六・九○号までの各号の産品への他の項の材 である場合が四十五パーセント以上(控 原産資格割合が四十五パーセント以上(控 の変更又は、 第八五一六・一○号から第八五一六・八○	一六・八○号までの各号の産品への関税分類セント以上(積上げ方式を用いる場合)であらの変更又は、第八五一六・一○号から第八五一六・八○	セント以上(積上げ方式を用いる場合)であらの変更又は、第八五一六・一○号から第八五一六・八○	原産資格割合が四十五パーセント以上(控らの変更又は、第八五一六・一○号から第八五一六・八○	らの変更又は、第八五一六・一○号から第八五一六・八○	第八五一六・一○号から第八五一六・八○		

八五二三・九〇

八五·二四

八五・二五一八五・二八

八五·二九

八五三〇・一〇一八五三〇・八〇

八五三〇・九〇

八五三一・一〇一八五三一・八〇

八五三一・九〇

八五三二・一〇一八五三二・三〇

八五三二・九〇

八五三三・一〇一八五三三・四〇

第八五二三・九○号の産品への他の項の材料からの変更(第八五・四二項の材料か

らの変更を除く。)

第八五・二四項の産品への他の項の材料からの変更

第八五・二五項から第八五・二八項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料

からの変更又は

原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー

セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第八五・二五項から第八五・二

八項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)。

第八五・二九項の産品への他の項の材料からの変更

第八五三○・一○号又は第八五三○・八○号の産品への当該各号以外の号の材料か

らの変更

第八五三○・九○号の産品への他の項の材料からの変更

第八五三一・一○号から第八五三一・八○号までの各号の産品への当該各号以外の

号の材料からの変更

第八五三一・九○号の産品への他の項の材料からの変更

第八五三一・一○号から第八五三一・三○号までの各号の産品への当該各号以外の

号の材料からの変更

第八五三二・九○号の産品への他の項の材料からの変更

第八五三三・一○号から第八五三三・四○号までの各号の産品 への当該各号以外の

号の材料からの変更

八五四○・九一-八五四○・九九
八五四〇・一一一八五四〇・八九
八五三九・九〇
八五三九・二二-八五三九・四九
八五三九・一〇一八五三九・二一
八五・三八
八五・三五-八五・三七
 八五三三・九○-八五三四・○○

第八五四八・九○号の産品への他の項の材料からの変更	八五四八・九〇
としない。)。	
は生産される産品であること(第八五四八・一〇号の産品への関税分類の変更を必要	
第八五四八・一〇号の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又	八五四八・一〇
る項以外の項の材料からの変更	
第八五四三・九○号から第八五四七・九○号までの各号の産品への当該各号が属す	八五四三・九〇一八五四七・九〇
四三・八九号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。	
セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第八五四三・八一号又は第八五	
原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー	
更又は、	
第八五四三・八一号若しくは第八五四三・八九号の産品への他の項の材料からの変	八五四三・八一-八五四三・八九
号の材料からの変更	
第八五四三・一一号から第八五四三・四〇号までの各号の産品への当該各号以外の	八五四三・一一-八五四三・四〇
第八五四二・九○号の産品への他の項の材料からの変更	八五四二・九〇
号の材料からの変更	
第八五四二・二一号から第八五四二・七〇号までの各号の産品への当該各号以外の	八五四二・二一 - 八五四二・七〇
項の材料からの変更	
第八五四一・九○号又は第八五四二・一○号の産品への当該各号が属する項以外の	八五四一・九○−八五四二・一○
号の材料からの変更	

第一七部 車両、 航空機、 船舶及び輸送機器関連品 (第八六類から第八九類まで)

第八六類 鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、 鉄道又は軌道の線路用装備品及び

その部分品並びに機械式交通信号用機器 (電気機械式のものを含む。)

八六・〇一一八六・〇九 からの変更 第八六・〇 項から第八六・○九項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料

第八七類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品

八七・〇五一八七・一六 八七・〇二一八七・〇四 八七・〇一 ト以上 分類の変更を必要としない。)。 セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第八七・〇一項の産品 までの各項の 第八七・○五項から第八七・一六項までの各項の産品への当該各項以外の項の 原産資格割合が四十五パーセント以上 原産資格割合が四十五パーセント以上 第八七・〇一項の (積上げ方式を用いる場合) であること (第八七・○二項から第八七・○四項 産品への関税分類の変更を必要としない。)。 産品への他の項の材料からの変更又は (控除方式を用いる場合) (控除方式を用いる場合) 若しくは三十パ 又は三十パ へ の 材料 セン 関税]

八項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)。 セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第八九・○一項から第八九・○小項産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パーのの変更又は、	八九・〇一-八九・〇八
	第八九類 船舶及び浮き構造物
からの変更がらの変更第八八・○五項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料	八八・〇一-八八・〇五
- びにこれらの部分品	第八八類 航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品
六項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)。セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第八七・○五項から第八七・一原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パーからの変更又は、	

第一八部 光学機器、 写真用機器、 映画用機器、 測定機器、 検査機器、 精密機器、 医療用機器、 時計及び楽

器並びにこれらの部分品及び附属品 (第九〇類から第九二類まで)

第九○類 光学機器、 写真用機器、 映画用機器、 測定機器、 検査機器、 精密機器及び医療用機器並びにこ

れらの部分品及び附属品

九〇〇一・一〇	第1))・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
九〇〇一・二〇一九〇〇二・九〇	る項以外の項の材料からの変更第九○○一・二○号から第九○○二・九○号までの各号の産品への当該各号が属す
九〇〇三・一一一九〇〇三・一九	第九○○三・一一号若しくは第九○○三・一九号の産品への他の項の材料からの変
	更又は、
	原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー
	セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第九○○三・一一号又は第九○
	○三・一九号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。
九〇〇三・九〇一九〇〇四・九〇	第九○○三・九○号から第九○○四・九○号までの各号の産品への当該各号が属す
	る項以外の項の材料からの変更
九〇〇五・一〇一九〇〇五・八〇	第九○○五・一○号又は第九○○五・八○号の産品への当該各号以外の号の材料か
	らの変更

九〇一一・九〇	九〇一一・一〇一九〇一一・八〇	九〇一〇・一〇一九〇一〇・六〇	九〇〇九・九一-九〇〇九・九九	九〇〇九・一一一九〇〇九・三〇		〇〇八・一〇一九〇〇八	九〇〇七・九一-九〇〇七・九二	九〇〇七・一一一九〇〇七・二〇	九〇〇六・九一-九〇〇六・九九	九〇〇六・一〇一九〇〇六・六九
第九○一一・九○号の産品への他の項の材料からの変更	号の材料からの変更第九○一一・一○号から第九○一一・八○号までの各号の産品への当該各号以外の第九○一○・九○号の産品への他の項の材料からの変更	号の材料からの変更第九○一○・一○号から第九○一○・六○号までの各号の産品への当該各号以外のらの変更	第九○○九・九一号から第九○○九・九九号までの各号の産品への他の項の材料か号の材料からの変更	第九〇〇九・一一号から第九〇〇九・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の第九〇〇八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更))し、L)号)を吊へ)也)料からの変更	一○号から第九○○八・	第九〇〇七・九一号又は第九〇〇七・九二号の産品への他の項の材料からの変更 号の材料からの変更	第九○○七・一一号から第九○○七・二○号までの各号の産品への当該各号以外の	第九○○六・九一号又は第九○○六・九九号の産品への他の項の材料からの変更号の材料からの変更	第九○○六・一○号から第九○○六・六九号までの各号の産品への当該各号以外の第九○○五・九○号の産品への他の項の材料からの変更

九〇一二・九〇 九〇一二・一〇 九〇一八・一一一九〇一八・一二 九〇一七・九〇 九〇一七・一〇一九〇一七・八〇 九〇一五・九〇一九〇一六・〇〇 九〇一五・一〇一九〇一五・八〇 九〇一四・一〇一九〇一四・八〇 九〇一三・九〇 九〇一三・一〇一九〇一三・八〇 四• 九〇 更又は、 号の材料からの変更 号の材料からの変更 号の材料からの変更 号の材料からの変更 項 セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第九〇一八・一一号又は第九〇 八・一二号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。 の材料からの変更 原産資格割合が四十五パーセント以上 第九○一八・一一号若しくは第九○一八・一二号の産品 第九○一七・九○号の産品への他の項の材料からの変更 第九○一七・一○号から第九○一七・八○号までの各号の産品への当該各号以外の 第九○一五・九○号又は第九○一六・○○号の産品への当該各号が属する項以外の 第九○一五・一○号から第九○一五・八○号までの各号の産品への当該各号以外の 第九○一四・一○号から第九○一四・八○号までの各号の産品 第九○一三・九○号の産品への他の項の材料からの変更 第九○一三・一○号から第九○一三・八○号までの各号の産品 第九○一二・九○号の産品への他の項の材料からの変更 第九○一二・一○号の産品への他の号の材料からの変更 第九○一四・九○号の産品への他の項の材料からの変更 (控除方式を用いる場合) への他の項の材料からの変 への当該各号以外の への当該各号以外の 若しくは三十パー

九〇一

九〇一八・一九	│ 第九○一八・一九号の産品への他の項の材料からの変更又は、│ 第九○一八・一三号又は第九○一八・一四号の産品への他の項の材料からの変更
	関税分類の変更を必要としない。)。セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第九〇一八・一九号の産品への原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー
九〇一八・二〇一九〇一八・五〇	第九〇一八・二〇号から第九〇一八・五〇号までの各号の産品への他の項の材料か関税分類の変更を必要としない。
	らの変更
九〇一八・九〇	第九○一八・九○号の産品への他の項の材料からの変更又は、
	原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー
	セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第九〇一八・九〇号の産品
	関税分類の変更を必要としない。)。
九〇・一九-九〇・二一	第九○・一九項から第九○・二一項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料
	からの変更
九〇二二・一二一九〇二二・三〇	第九○二一・一二号から第九○二二・三○号までの各号の産品への当該各号以外の
	号の材料からの変更
九〇二二・九〇一九〇二三・〇〇	第九○二一・九○号又は第九○二三・○○号の産品への当該各号が属する項以外の
	項の材料からの変更
九〇二四・一〇一九〇二四・八〇	第九○二四・一○号又は第九○二四・八○号の産品への当該各号以外の号の材料か
	らの変更
九〇二四・九〇	第九○二四・九○号の産品への他の項の材料からの変更

号の材料からの変更 第九〇三一・一〇号から第九〇三一・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の	九〇三一・一〇一九〇三一・八〇
第九〇三〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更	九〇三〇・九〇
の変更・一〇号なり覚力(三〇・丿	オく三く・一く一才く三く・ノナ
第九〇三〇・一〇号から第九〇三〇・八九号までの各号の奎品への当亥各号以外の	九つ三つ・一つ=九つ三つ・八九
第九○二九・九○号の産品への他の項の材料からの変更	九〇二九・九〇
らの変更	
第九○二九・一○号又は第九○二九・二○号の産品への当該各号以外の号の材料か	九〇二九・一〇一九〇二九・二〇
第九〇二八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更	九〇二八・九〇
号の材料からの変更	
第九〇二八・一〇号から第九〇二八・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の	九〇二八・一〇一九〇二八・三〇
第九○二七・九○号の産品への他の項の材料からの変更	九〇二七・九〇
号の材料からの変更	
第九○二七・一○号から第九○二七・八○号までの各号の産品への当該各号以外の	九〇二七・一〇一九〇二七・八〇
第九〇二六・九〇号の産品への他の項の材料からの変更	九〇二六・九〇
号の材料からの変更	
第九○二六・一○号から第九○二六・八○号までの各号の産品への当該各号以外の	九〇二六・一〇一九〇二六・八〇
第九〇二五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更	九〇二五・九〇
号の材料からの変更	
第九○二五・一一号から第九○二五・八○号までの各号の産品への当該各号以外の	九〇二五・一一一九〇二五・八〇

第九○三一・九○号の産品への他の項の材料からの変更
号の材料からの変更 第九○三二・一○号から第九○三二・八九号までの各号の産品への当該各号以外の
項の材料からの変更第九○三二・九○号又は第九○三三・○○号の産品への当該各号が属する項以外の
る項以外の項の材料からの変更又は、第九一○一・一一号から第九一一一・八○号までの各号の産品への当該各号が属す
原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー
セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第九一〇一・一一号から第九一
一一・八○号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。
第九一一一・九○号の産品への他の項の材料からの変更
第九一一二・二○号の産品への他の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー
セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第九一一二・二〇号の産品への
関税分類の変更を必要としない。)。
│ 第九一一二・九○号の産品への他の項の材料からの変更

九一一三・一〇一九一一三・二〇	原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー 更又は、
九 九 一 - 三 · 九 〇	料のをで_
<u> </u>	
九二・〇一-九二・〇九	からの変更第九二・〇一項から第九二・〇九項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料
第九三類 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属第一九部 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品	武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品(第九三類)
九三・〇一-九三・〇五	からの変更第九三・〇一項から第九三・〇五項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料

九三・〇六-九三・〇七 七項の産品 セント以上 第九三・○六項若しくは第九三・○七項の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー への関税分類の変更を必要としない。)。 (積上げ方式を用いる場合)であること(第九三・○六項又は第九三・○

第二〇部 雑品 (第九四類から第九六類まで)

第九四類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、 クッションその他これらに類する詰物をした

物品並びにランプその他の照明器具 (他の類に該当するものを除く。) 及びイルミネーション

サイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物

九四・〇二 九四〇一・九〇 九四〇一・一〇一九四〇一・八〇 らの変更又は、 \bigcirc セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第九四〇一・一〇号から第九四 第九四 原産資格割合が四十五パーセント以上 第九四〇一・九〇号の産品 一・八○号までの各号の産品 第九四○一・一○号から第九四○一・八○号までの各号の産品 ・〇二項の産品への 他の類の材料からの変更又は への他の類の材料からの変更 への関税分類の変更を必要としない。)。 (控除方式を用いる場合) への他の項の材料か 若しくは三十パ

らの変更	
第九四〇五・九一号から第九四〇五・九九号までの各号の産品への他の項の材料か	九四〇五・九一-九四〇五・九九
○五・六○号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。	
セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第九四〇五・一〇号から第九四	
原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー	
らの変更又は、	
第九四○五・一○号から第九四○五・六○号までの各号の産品への他の項の材料か	九四〇五・一〇一九四〇五・六〇
第九四○四・九○号の産品(その他の産品)への他の項の材料からの変更	
第九四○四・九○号の産品(布団製品)への他の類の材料からの変更	九四〇四・九〇
らの変更	
第九四○四・一○号から第九四○四・三○号までの各号の産品への他の類の材料か	九四〇四・一〇一九四〇四・三〇
第九四○三・九○号の産品への他の項の材料からの変更	九四〇三・九〇
○三・八○号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。	
セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第九四〇三・一〇号から第九四	
原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー	
らの変更又は、	
第九四○三・一○号から第九四○三・八○号までの各号の産品への他の項の材料か	九四〇三・一〇一九四〇三・八〇
分類の変更を必要としない。)。	
セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第九四・○二項の産品への関税	
原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー	

第九五類	九四・〇六
がん具、	
遊戯用具及び運	
動用具並びにこれらの部	第九四・○六項の充
分品及び	産品への他の類の材料か
附属品	らの変更

八項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)。	
原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー	
又は、	
第九五・○三項から第九五・○八項までの各項の産品への他の類の材料からの変更	九五・〇三-九五・〇八
第九五〇二・九一号又は第九五〇二・九九号の産品への他の項の材料からの変更	九五〇二・九一一九五〇二・九九
関税分類の変更を必要としない。)。	
セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第九五〇二・一〇号の産品への	
原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー	
第九五〇二・一〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、	九五〇二・一〇
分類の変更を必要としない。)。	
セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第九五・〇一項の産品への関税	
原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー	
第九五・〇一項の産品への他の類の材料からの変更又は、	九五・〇一

九六〇一・一〇一九六〇六・一〇	第九六○一・一○号から第九六○六・一○号までの各号の産品への他の類の材料か
	らの変更
九六〇六・二一-九六〇六・二九	第九六○六・二一号から第九六○六・二九号までの各号の産品への他の類の材料か
	らの変更又は、
	原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー
	セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第九六〇六・二一号から第九六
	○六・二九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。
九六〇六・三〇	第九六○六・三○号の産品への他の類の材料からの変更
九六〇七・一一一九六〇七・一九	第九六○七・一一号若しくは第九六○七・一九号の産品への他の類の材料からの変
	更又は、
	原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー
	セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第九六〇七・一一号又は第九六
	○七・一九号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。
九六〇七・二〇	第九六○七・二○号の産品への他の項の材料からの変更
九六〇八・一〇一九六〇八・五〇	第九六○八・一○号から第九六○八・五○号までの各号の産品への他の類の材料か
	らの変更又は、
	原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー

	セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第九六○八・一○号から第九六
	○八・五○号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。
九六〇八・六〇-九六〇八・九九	第九六○八・六○号から第九六○八・九九号までの各号の産品への他の項の材料か
	らの変更
九六・〇九―九六・一二	第九六・〇九項から第九六・一二項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
九六一三・一〇一九六一三・八〇	第九六一三・一〇号から第九六一三・八〇号までの各号の産品への他の類の材料か
	らの変更又は、
	原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー
	セント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第九六一三・一〇号から第九六
	一三・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。
九六一三・九〇一九六一八・〇〇	第九六一三・九〇号から第九六一八・〇〇号までの各号の産品への当該各号が属す
	る項以外の項の材料からの変更
第二一部 美術品、収集品及びこっとう (第九七類)	こう(第九七類)
第九七類 美術品、収集品及びこっとう	っとう
九七・〇一-九七・〇六	れらの後尾 第九七・○一項から第九七・○六項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料 -
	からの変更

2 チリについては、外務省国際経済関係総局1 日本国については、経済産業省

[属書四 (第四章関係) 原産地証 明書 の必要的 記載事項

1 輸出者の氏名又は名称、 住所及び国名

2 輸入者の氏名又は名称、 住所及び国 名

3 証 明 番号

5 4 産品 \mathcal{O} 原産 国

仕 輸送手段 . 入 書 の番号及び \mathcal{O} 詳細 判 日 付 明している場合)

統 シ ステム の関税分類番号 (六桁番号)

番号、

9 数量 (単位) 8

記号、

包装

 \mathcal{O}

個数及び種類並びに品名

7

6

10 特恵の基準

11 輸出者 の申告

附属書五(第八章、第十章関係) 法令第六百号

(法令第六百号に係るチリの留保につき省略)

附属書六 (第八章、第九章関係) 現行の措置に関する留保

1 各締約国の表は、 次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置に関し当該締約国が

付する留保について、 第七十九条1及び第百十条1の規定に従って記載するものである。

- (a) 第七十三条又は第百七条
- (b) 第七十四条又は第百八条
- (c) 第七十七条

(d)

第七

+

八条

- (e) 第百九条
- 2 留保には、次の事項を記載する。
- a 分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。
- (b) 小分野。 「小分野」には、 留保 の対象となる個別 の分野を示す。
- (c) 産業分類。 「産業分類」には、 留保の対象となる活動であって、 該当する国内産業分類又は国際産業

分類の下で行われるものを、透明性の観点からのみ示す。

(d)

留保

 \mathcal{O}

種

類。

「留保の種

類

には、

1に規定する義務であって留保の対象となるものを特定する。

- (e) 政府 の段階。 「政府の段階」 には、 留保の対象となる措置を維持する政府の段階を示す。
- (f) 措置。 措置」 には、 留保の対象となる現行の法令その他 !の措置を明示する。 「措置」に規定する措

置 は、 (i)この協定の効力発生の日に改正され、 継続しており、 又は更新される措置であり、 また、 (ii) 当

- 該 措置の委任を受けて採用され、 又は維持され、 か つ、 当該措置に適合する補助的な措置を含む。
- 3 留 保 の解 釈に当たっては、 当該留保に関するすべての事 項を考慮する。 留保は、 当該 留 保 が 付される る第

(g)

概要。

概要」

には、

留

保

の対象となる現行

の措置が

1に規定する義務に適合しない点を記載する。

八 、章及び第 九章 の関連規定に照らして解釈するものとし、 「措置」 がその 他 1のすべ 7)の事 項に優先する。

- 4 留保 \mathcal{O} 種 類 に特定する義務は、 第七十九条1 (a)及び第百十条1 (a)の規定に従 い、 「措置」 に明示す
- る法令その他の措置については、適用しない。
- 5 締 約 国が 自 国 の区域内におけるサー ビスの提供の条件としてサー ビス提供者に対し自国の自然人又は居

住者であることを求める措置を維持する場合において、 第百七条、 第百八条又は第百九条について当該措

置に関する留保が行われるときは、当該措置がとられる限度において、第七十三条、第七十四条又は第七

十七条についても留保が行われたものとする。

- 6 この附属書の適用上、
- (a) 「JSIC」とは、 総務省統計局が作成し、二千二年三月七日に改定した日本標準産業分類の番号を

いう。

(b)

「CPC」とは、

暫定的な中央生産物分類

(統計文書M第七十七号、

国際連合国際経済社会局統計

部、 ニュー ヨーク、 千九百九十一年)をいう。

日本国の表

産業分野 類

留保の種類

自動車整備業

自動車分解整備業

JSIC 八六 自動車整備業

現地における拠点 (第百九条)

中央政府

政

の府の段階

階

道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第六

				=======================================	
概 要		置	政府の段階類	産業分類 が対類	概要
(a) 民間の職業紹介サービス(建設業務有料職業紹介サービスを含む。)び、場合に応じ、権限のある当局の許可を受け、又は当該当局に届出を行わなければならない。 日本国内の企業に対し次のサービスを提供しようとする者は、日本国内に事業所を設置し、及国境を越えるサービスの貿易	設労働者の雇用員職業安定法(昭和	単 働 業ぎ 者 安	中央政府現地における拠点(第百九条)現地における拠点(第百九条)	JSIC 九〇五一 民営職業紹介業事業サービス	轄する地方運輸局長の認証を受けなければならない。 自動車分解整備事業を営もうとする者は、日本国内に事業場を設置し、その事業場の所在地を管国境を越えるサービスの貿易

債権管理回収業	小 分 野 野	四	
都道府県知事の登録を受けなければならない。			
2 解体工事業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、その営業所の所在地を管轄する			
地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。			
1 建設業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、国土交通大臣又はその営業所の所在			
国境を越えるサービスの貿易	概要		
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第百四号)第五章			
建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二章	措置		
中央政府	政府の段階		
現地における拠点(第百九条)	留保の種類		
JSIC 〇八 設備工事業			
JSIC ○七 職別工事業(設備工事業を除く。)			
JSIC 〇六 総合工事業	産業分類		
	小分野		
建設業	分野	三	
機会確保サービスを含む。) 機会確保サービスを含む。) り 労働者派遣サービス (港湾労働者派遣サービス、船員派遣サービス及び建設業務労働者就業			

							<i>T</i>								
							五.								
	概要	置	政府の段階	留保の種類	産業分類	小分野	分野				概要	措置	政府の段階	留保の種類	産業分類
る外国投資家について適用する。 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の熱供給業への投資を行おうとす	投資対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条	国為	中央政府	内国民待遇 (第七十三条)	JSIC 三五一一 熱供給業		熱供給業	設置しなければならない。	いて債権管理回収業を営むことができる。債権管理回収業を営む株式会社は、日本国内に営業所を	日本国の法律に基づき設立された株式会社のみが、法務大臣の許可を条件として、日本国内にお	国境を越えるサービスの貿易	債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第百二十六号)第三条及び第四条	中央政府	現地における拠点(第百九条)	JSIC 六六一九 その他の補助的金融業・金融附帯業

八													
留産 業分類 種類		概要	措置	政府の段階	留保の種類								産業分類
内国民待遇(第七十三条) JSIC 一七六三 生物学的製剤製造業 医薬品製造業	 付随サービス業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の電気通信業及びインターネット	投資対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条	外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条	中央政府	内国民待遇 (第七十三条)	められるものに限られる。	対象となる活動は、電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第九条に基づく登録が求	注 JSIC三七二一、三七二二、三七二九、三七三一又は四○一一の下での活動のうち留保の	JSIC 四〇一一 インターネット付随サービス業	JSIC 三七三一 移動電気通信業	JSIC 三七二九 その他の固定電気通信業	JSIC 三七二二 長距離電気通信業	JSIC 三七二一 地域電気通信業(有線放送電話業を除く。)

			九								
	産業分類	小分野	 分 野					概要		措置	一政府の段階
JSIC 一二五九 他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業	I C 一二五七	皮革及び皮革製品製造業	兼 守 海	おいて行われる経済活動をいう。	としてワクチン、血清、毒素、抗毒素又はこれらに類似する製剤及び血液製剤を製造する事業所に	行おうとする外国投資家について適用する。この場合において、「生物学的製剤製造業」とは、主	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の生物学的製剤製造業への投資を	投資	対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条	外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条	中央政府

								+								
	概要	措置	政府の段階		留保の種類	産業分類	小分野	分 野			概要		措置	政府の段階	留保の種類	
られる。 日本国の船籍は、日本国の国民又は日本国の法律に基づいて設立された会社であって、その代表	投資	船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第一条	中央政府	経営幹部及び取締役会(第七十八条)	内国民待遇(第七十三条)			船舶の国籍に関する事項	資を行おうとする外国投資家について適用する。	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の皮革及び皮革製品製造業への投	投資	対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条	外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条	中央政府	内国民待遇(第七十三条)	及びゼラチン製造業に関連するものに限られる。

_	_	
+	分野	計量サービス
	小分野	
	産業分類	JSIC 九〇二 商品検査業
		JSIC 九〇三 計量証明業
	留保の種類	現地における拠点(第百九条)
	政府の段階	中央政府
	措置	計量法(平成四年法律第五十一号)第三章、第五章、第六章及び第八章
		計量法施行規則(平成五年通商産業省令第六十九号)
		指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関
		する省令(平成五年通商産業省令第七十二号)
	概要	国境を越えるサービスの貿易
		1 特定計量器の定期検査のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立し、定期検
		査を行おうとする場所を管轄する都道府県知事(その場所が特定市町村の区域にある場合にあっ
		ては、特定市町村の長)の指定を受けなければならない。
		2 特定計量器の検定のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立し、経済産業大
		臣の指定を受けなければならない。
		3 計量証明事業(特定計量証明事業を含む。)を行おうとする者は、日本国内に事業所を設置
		し、その事業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。
		4 計量証明に使用する特定計量器の検査のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を

									十四四							
							産業分類	小分野	分野		概要	措置	政府の段階		留保の種類	産業分類
J J S S I I C C	J J S S I I C C	I	J S I C	J S I C	J S I C	J S I C	J S I C		石油業	日本国の	投資及び国	鉱業法(四	中央政府	現地におけ	内国民待遇	J S I C
六 〇 三 二	五匹二七三二	1 四二十二一	一八九九	一 八 四 一	一 八 二	八一	〇 五 三			の国民又は日	国境を越える	昭和二十五年		ける拠点(気	遇 (第七十)	〇五 鉱業
料リン	石油卸売業	☆長 1 記述 倉庫業(冷蔵倉庫業を除く。)	他に分類されない石油製品・石炭製品製造業	舗装材料製造業	潤滑油・グリース製造業(石油精製業によらないもの)	石油精製業	原油・天然ガス鉱業			日本国の法人のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。	るサービスの貿易	年法律第二百八十九号)第二章及び第三章		(第百九条)	七十三条及び第百七条)	亲

JSIC 〇二 林業	産業分類	
て、附属書七の日本国の表の八の項で規定されているものを除く。)	小 タ 分 野	
	Ť	ī.
する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は		
他のすべての有機化学工業製品は、石油業の範囲外である。		
外国投資家について適用する。もっとも、エチレン、エチレング		
外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内		
投資	概要	
対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)		
外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)	措置	
中央政府	政府の段階	
内国民待遇 (第七十三条)	留保の種類	
するものに限られる。		
注2 JSIC九○九九の下での活動のうち留保の対象となる活動は、		
の対象となる活動は、石油業に関連するものに限られる。		
注1 JSIC一八四一、一八九九、四七一一、四七二一又は六〇三二の下での活動		
JSIC 九〇九九 他に分類されないその他の事業サービス業		

十六								
措置 産業分野 保の 種類 階		概要	措置 政府の段階	留保の種類				
弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第三章、第四章、第四章の二及び第五章担地における拠点(第百九条)自由職業サービス	項で規定されているものを除く。)への投資を行おうとする外国投資家について適用する。ス(領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であって、附属書七の日本国の表外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の農林水産業及び関連する	資内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一	外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条段階 中央政府	類 内国民待遇(第七十三条)	JSIC 七九一 農林水産業協同組合(他に分類されないもの) JSIC 六二二五 漁業協同組合、水産加工業協同組合	JSIC 六二二四 農業協同組合	JSIC 〇四 水産養殖業	JSIC ○三 漁業

自由職業サービス	分野	十八	
ならない。 日本国の法令に基づく外国法事務弁護士は、一年のうち百八十日以上日本国内に滞在しなければはならない。			
と しての資 外国法事			
国境を越えるサービスの貿易外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和六十一年法律第六十六号)第四章	概 措 置		
中央政府現地における拠点(第百九条)	政府の段階		
JSIC 八〇一一 法律事務所	産業分類		
自由職業サービス	分野	十七	
らない。 法律サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく弁護士法人を設立しなければななければならず、その所属する弁護士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 法律サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により弁護士としての資格を有してい国境を越えるサービスの貿易	概要		T

_	-																
									十九								
		概要		政府の段階		留保の種類	産業分類	小分野	分野			概要	措置	政府の段階	留保の種類	産業分類	小分野
	公証人は、法務大臣が指定する場所に事務所を設置しなければならない。 日本国の国民のみが、日本国内において公証人に任命されることができる。	国境を越えるサービスの貿易	公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第二章及び第三章	中央政府	現地における拠点(第百九条)	内国民待遇(第百七条)	JSIC 八〇二一 公証人役場、司法書士事務所		自由職業サービス	ばならない。	弁理士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく特許業務法人を設立しなけれ	国境を越えるサービスの貿易	弁理士法(平成十二年法律第四十九号)第六章及び第八章	中央政府	現地における拠点(第百九条)	JSIC 八〇一二 特許事務所	

							_											
							+											十
	概要	措置	政府の段階	留保の種類	産業分類	小分野	分野					概要	措置	政府の段階	留保の種類	産業分類	小分野	分野
監査サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく監査法人を設立しなければなら	国境を越えるサービスの貿易	公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第五章の二及び第七章	中央政府	現地における拠点(第百九条)	JSIC 八〇三一 公認会計士事務所		自由職業サービス	ればならない。	司法書士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく司法書士法人を設立しなけ	していなければならず、その所属する司法書士会の地域内に事務所を設置しなければならない。	司法書士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により司法書士としての資格を有	国境を越えるサービスの貿易	司法書士法(昭和二十五年法律第百九十七号)第三章、第四章、第五章及び第七章	中央政府	現地における拠点(第百九条)	JSIC 八〇二一 公証人役場、司法書士事務所		自由職業サービス

	Ι											<u> </u>
二 十 三											二 十 二	
産 小 分 野 分 野 類				概要		措置	政府の段階	留保の種類	産業分類	小分野	分野	
JSIC 八○九七 不動産鑑定業 日 日 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	ならない。	税理士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく税理士法人を設立しなければした。日本にならず、その月属する利理当会の地域内に事務所を記憶したに対にならない	よけいばよって、こう丘属に合意性により也成可に事務丘に受量しよけいばよっよ税理士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により税理士としての	国境を越えるサービスの貿易	税理士法施行規則(昭和二十六年大蔵省令第五十五号)	税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)第三章、第四章、第五章の二、第六章及び第七章	中央政府	現地における拠点(第百九条)	JSIC 八〇三二 税理士事務所		自由職業サービス	ない。

措置政府の段階留保の種類	築士法(昭和二十五年法律第二百二号)央政府・地における拠点(第百九条)・サスト・リー・サイン・サイン・サイン・サイン・サイン・サイン・サイン・サイン・サイン・サイン
概措要置	国境を越えるサービスの貿易建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第五章
	日本国の法令により建築士としての資格を有する建築士又はこれを使用する者は、
	・引いに、 (****・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	きは、日本国内に事務所を設置しなければならない。する調査若しくは鑑定又は建築に関する法令に基づく手続の代理を行うことを業としようとすると
二十四分野	自由職業サービス
小分野	
産業分類	JSIC 八○九二 社会保険労務士事務所
留保の種類	現地における拠点(第百九条)
政府の段階	中央政府
措置	社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)第二章の二、第四章の二及び第四章
概要	国境を越えるサービスの貿易
	社会保険労務士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により社会保険労務士とし
	いなければならず、日本国内に事務所を設置
	社会保険労務士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく社会保険労務士法人

							二 十 六									二 十 五	
	概要	措置	政府の段階	留保の種類	産業分類	小分野	分野			概要	措置	政府の段階	留保の種類	産業分類	小分野	 分 野	
地家屋調査士サービス	国境を越えるサービスの貿易	土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)第三章、第四章、第五章及び第七章	中央政府	現地における拠点(第百九条)	JSIC 八〇九九 他に分類されない専門サービス業		自由職業サービス	していなければならず、その所属する行政書士会の地域内に事務所を設置しなければならない。	行政書士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により行政書士としての資格を有	国境を越えるサービスの貿易	行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第六条、第六条の二、第八条及び第十九条	中央政府	現地における拠点(第百九条)	JSIC 八○九八 行政書士事務所		自由職業サービス	を設立しなければならない。

2 不動産特定共同事業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、主務大臣又はその事務所の所在地を管轄する都道府県知事の免許を受けなければならない。 1 宅地建物取引業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、国土交通大臣又はその事務		
国境を越えるサービスの貿易	 概 要	
マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第百四十九号)第三章		
不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第二章		
宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第二章	措置	
中央政府	政府の段階	
現地における拠点(第百九条)	留保の種類	
JSIC 六九四一 不動産管理業		
JSIC 六八二一 不動産代理業・仲介業		
JSIC 六八一二 土地売買業		
JSIC 六八一一 建物売買業	産業分類	
	小分野	
不動産業	二十七分野	<u></u>
立しなければならない。		
土地家屋調査士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく土地家屋調査士法人 にれにたびたり		
いば なっなの 資格を有		

二十八 分野 不動産鑑定業 不動産鑑定業 で業分類 JSIC 八〇九七 不動産鑑定業 で業分類 JSIC 八〇九七 不動産鑑定業 で業分類 現地における拠点(第百九条) で動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第百五 不動産鑑定業を営もうとする者は、日本国内に事務所を 不動産鑑定業を営もうとする者は、日本国内に事務所を 不動産鑑定業を営もうとする者は、日本国内に事務所を 不動産鑑定業を営もうとする者は、日本国内に事務所を 不動産鑑定業を営もうとする者は、日本国内に事務所を 不動産鑑定業を営もうとする者は、日本国内に事務所を 不動産鑑定業を営もうとする者は、日本国内に事務所を 不動産鑑定業を営もうとする者は、日本国内に事務所を 不動産鑑定業を営もうとする者は、日本国内に事務所を 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	第に登録を受けな第マンション管理所の所在地を管轄
サ 評	登録を受けなければならない。 ンション管理業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、国土交通省に備える登録所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

								三十									
	概要		- 措置	政府の段階	留保の種類	産業分類	小分野	分野			概要					- 措置	政府の段階
外国投資家について適用する。 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の警備業への投資を行おうとする	投資	対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条	外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条	中央政府	内国民待遇 (第七十三条)	JSIC 九〇六一 警備業		警備業	有する船舶において働くことはできない。	日本国の企業により雇用された外国人は、関連の通達に掲げる船員を除くほか、日本国の船籍を	国境を越えるサービスの貿易	国土交通省海事局長通達 (平成十六年第百五十三号)	運輸省海上技術安全局船員部長通達(平成二年第三百二十七号)	運輸省海上技術安全局船員部長通達(平成二年第百十五号)	第九次雇用対策基本計画(平成十一年八月十三日閣議決定)	船員法(昭和二十二年法律第百号)第四章	中央政府

																<u>=</u>	T
三 十 二 —																土	
分野				概要				措置	政府の段階	留保の種類				産業分類	小分野	分野	
測量業	労働大臣又は都道府県労働局長の登録を受けなければならない。	は作業環境測定サービスを提供しようとする者は、日本国内に居住し、又は事務所を設置し、厚生	作業機械の検査及び検定のサービス、職業上の安全及び衛生に関連する技能講習等のサービス又	国境を越えるサービスの貿易	作業環境測定法施行規則(昭和五十年労働省令第二十号)	作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)第二章及び第三章	登録製造時等検査機関等に関する規則(昭和四十七年労働省令第四十四号)	労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第五章及び第八章	中央政府	現地における拠点(第百九条)	JSIC 九○三二 環境計量証明業	JSIC 九〇二一 商品検査業	JSIC 八〇九九 他に分類されない専門サービス業	JSIC 七七二二 職業訓練施設		職業上の安全及び衛生に関連するサービス	

										<u>=</u>							
概要			措置	政府の段階			留保の種類	産業分類	小分野	三十三 分野			概要	措置	政府の段階	留保の種類	産業分類
1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空運送事業への投資を行お一投資	航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第七章及び第八章	対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条	外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条	中央政府	経営幹部及び取締役会(第七十八条)	最恵国待遇(第七十四条)	内国民待遇 (第七十三条)	JSIC 四六一一 航空運送業	航空運輸業	運輸業	らない。	測量業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、国土交通大臣の登録を受けなければな	国境を越えるサービスの貿易	測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第六章	中央政府	現地における拠点(第百九条)	JSIC 八〇五二 測量業

、とする外国投資家について適用する。

2 す る次 本 玉 0 航空運送事業者として航空運送事業を営 派人又は] 団体には与えられ む ため 0 国 土 交通 大臣 0) 許 可 は、

れ

を

申

請

な

日 本 玉 0) 玉 籍 を有しない自然人

0

自

然

- 玉 叉 ĺ 外国 0 公共団体若 しくはこれ に準ずるも
- 玉 $\overline{\mathcal{O}}$ 法令に基づいて設立された法 人その 他 0) 寸 体
- (d) (c) (b) (a) (a) から (いまでに掲げる自然人若しくは団体により代表される法 人、

カコ

5

(c)までに掲げる自然人若しくは団

体により構成される法

人又は議決権の三分の

以 以

が が

(a) (a)

役員

の三分の

上

航 カゝ 効力を失う。 空運 5 (c) 送事業者が までに掲げる自然人若しくは団 許可を受けるためのこれら (a) から(d) までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、 体により所有される法 Ō 条件 は、 航空運 送事業者を実質的 に支配

会社

等に

ついても適

用する。

- 3 を含 受けた場 該 会社の株式を所有するものから、 請求を拒むことができる。 日 む。 本国 合において、 0 は、 航空運送事業者又はこれらの航空運送事業者を実質的に支配する会社 2 (a)から(c)までに掲げる自 その請り 求に応ずることにより2(d) その氏名又は名称及び 然人又は団体であって、 の法 住 所を株式名簿に記載することの 人に該当することとなるときは 当該航空運送事業者 (その持 又は当該 7株会社 請求を
- 5 4 れ ば なら 玉 玉 0 \mathcal{O} 航空運 玉 な 籍を有する航空機 送 事業者は、 を使 国際航空運送事業を営むためには、 用 して日 本 国 内 か 5 出 発 Ļ 又 は 玉 日 土交通大臣 本国 内 に 到 (T) 許 着 する旅客又は 可を受け なけ

0)

許

する

											
										三十四四	
		概要		措置	政府の段階		留保の種類	産業分類	小分野	分野	
(c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体(b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの(a) 日本国の国籍を有しない自然人	そうれなゝ。 「航空機使用業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体にはうとする外国投資家について適用する。	- 外国為替及び外国貿易法こ基づく事前届出の要件は、資及び国境を越えるサービスの貿易- 1917 -	市笠長(召印二十二年去聿第二百三十一号)第二章 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条	外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条	中央政府	経営幹部及び取締役会(第七十八条)	内国民待遇(第七十三条及び第百七条)	JSIC 四六二一 航空機使用業(航空運送業を除く。)	航空運輸業	運輸業	6 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。 貨物を有償で運送する場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

			=	
			三 十 五	
	概 措 政 アクロス アクロス アクロス アクロス アクロス アクロス アクロス アクロス	保業の分類	小 分 分 野 野	
(c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体(b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの(a) 日本国の国籍を有しない自然人	投資航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二章中央政府	営幹部及び取締役会(第七十八条)国民待遇(第七十三条)	航空運輸業(航空機登録原簿への航空機の登録)運輸業	3 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。前空機使用事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人又は議決権の三分の一以上が(a) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a) (b) (c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c

=	三	
三 十 七	三十六	
産業 分野 黄類 重 類	概 措 政 留 産 小 分 要 置 府 保 業 分 野 の 分 野 段 種 類 階 類	
内国民寺禺(第七十三条及び第百七条) JSIC 四八二一 利用運送業(集配利用運送業を除く。) JSIC 四四四一 集配利用運送業 貨物利用運送事業(航空運送を利用する貨物利用運送事業を除く。)	国関業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、その業に従事しようとする地を管轄す中央政府 ・中央政府 ・国関業法(昭和四十二年法律第百二十二号)第二章 ・国関業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、その業に従事しようとする地を管轄する ・連関業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、その業に従事しようとする地を管轄する税関長の許可を受けなければならない。	2 外国の国籍を有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。 からにまでに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人又は議決権の三分の一以上が(a) (a)からにまでに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)

三十八															
分野									概要		措置	政府の段階			
運輸業	可又は認可を受けなければならない。 2 貨物利用運送事業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、国土交通大臣の登録、許	から心までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人から心までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が心	(aからにまでに掲げる自然人若しくは団体によりを見るとうにある。)	- 3 外国の長台に基づいて受力された去人との也の団体 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの	(a) 日本国の国籍を有しない自然人	可又は認可は、相互主義に基づき与えられる。	の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づきなされ、この許	1 次の自然人又は団体は、外航海運を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣	投資及び国境を越えるサービスの貿易	貨物利用運送事業法施行規則(平成二年運輸省令第二十号)	貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)第二章から第四章まで	中央政府	現地における拠点(第百九条)	経営幹部及び取締役会(第七十八条)	最恵国待遇(第七十四条及び第百八条)

措置 概 政 留 産 小 **産業分類** 分府の 分野 要 保 (T) 段 種 階 類 最恵国 投資 内国民待遇 貨 2 貨 中 経 貨 J S I 1 世常幹部 -央政 ため 物 物 物 (d) (c) (b) (a) むことはできない。 S 利用 カコ 利 利 1 カュ 次 Ι 外国 5 外国 の自 府 待 用 に (a) らいまでに掲げる自然人若しくは団 (a) 日 用 С С は から (c) から 本 運 運 及 遇 運 玉 送 び 兀 送 までに掲げる自然人若しくは団 0 又は外国 然人又は団 送 兀 (第七十三条) **返事業法** 事業 (d)までに掲げる自然人又は団 法令に基づいて設立された法 (第七十四条) 八二 四四四 . の 事業法施 取締役会(第七十八条) 国土交通 (c)までに掲げる自然人若しくは 国籍を有しない自然人 (航空運送を利用する貨物利 の公共団体若しくはこれ 平 [体は、 利用 大臣の登録 行 集配利用運送業 規則 成元年法律第八十二号) 運送業 日 (平成二年運輸省令第二十号) 本 玉 (集配利用 許可 内 0) 文は 各 人その 体により構成される法人又は議決権 体 体により所有される法 地 は、 認 団体により代表される法人、 に準ずるも 間 運送業を除 可 用運送事業に限る。 に 国際航· 他 お 第二章から を受け の 団 11 て なけ 空運送を利用する貨物利用運送事 体 0) 航空運送 第四 れ ば を利 なら ない。 用する貨物利 役員 この 0 の三分の 三分の 登 録 用 は 運 送 業を営 以 以 事 相 業を営 上 上 互. 主義 が が

(a) (a)

む

	1											
四 十											三十九	
留産業分野 乗分類 種類			概要		措置	政府の段階	留保の種類		産業分類	小分野	分野	
内国民待遇(第七十三条)	法に基づく事前届出は必要とされない。 業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易	外国投資家について適用する。鉄道業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、鉄道外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の鉄道業への投資を行おうとする	投資	対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条	外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条	中央政府	内国民待遇(第七十三条)	JSIC 四八五一 鉄道施設提供業	JSIC 四二 鉄道業	鉄道業	運輸業	- に基づきなされ、この許可又は認可は、相互主義に基づき与えられる。

							四 十 一									
概要	持置	世界の段階	留保の種類		産業分類	小分野	分 野						概要			政府の段階
旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、国境を越えるサービスの貿易	貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第二章「這路通送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第二章	各国长星 (另口一下三点)等等人一层旁,央政府	現地における拠点(第百九条)	JSIC 四四 道路貨物運送業	JSIC 四三 道路旅客運送業	道路運送業	運輸業		の製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は必要とされな	の全部又は一部及び部品の製造は、一般乗合旅客自動車運送業に含まれない。したがって、これら	投資を行おうとする外国投資家について適用する。 般乗合旅客自動車運送業の用に供される車両	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の一般乗合旅客自動車運送業への	投資	対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条	外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条	中央政府

						四 十 三										四 十 二	
置	政府の段階		留保の種類	産業分類	小分野	分野			概要	措置	政府の段階		留保の種類	産業分類	小分野	分野	
外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律(昭	中央政府	最恵国待遇(第百八条)	内国民待遇 (第百七条)	JSIC 四五一 外航海運業	水運業	運輸業	同一の水先区において船舶を誘導する水先人は、水先人会を設立しなければならない。	日本国の国民のみが、日本国内において水先人になることができる。	国境を越えるサービスの貿易	水先法(昭和二十四年法律第百二十一号)第二章及び第三章	中央政府	現地における拠点(第百九条)	内国民待遇 (第百七条)		運輸に附帯するサービス業	運輸業	国土交通大臣の許可を受けなければならない。

									四十					
	概要	 措 置	政府の段階	留保の種類			産業分類	小分野	分野				概 要	
(内航船舶貸渡業を除く。)は、事前届出の要件の適用から除外される。本国内港間の海上運送)、内陸水運業及び船舶貸渡業をいう。ただし、外航海運業及び船舶貸渡業外国投資家について適用する。この場合において、「水運業」とは、外航海運業、沿海海運業(日外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の水運業への投資を行おうとする	投資対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条	国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二	中央政府	内国民待遇 (第七十三条)	JSIC 四五四二 内航船舶貸渡業	JSIC 四五三 内陸水運業	JSIC 四五二 沿海海運業	水運業	運輸業	れ、又は禁止される。	舶運航事業者は、日本国内の港への寄港及び日本国内における貨物の積込み又は取卸しを制限さ	チリにより日本国の外航船舶運航事業者が差別的な取扱いを受けている場合には、チリの外航船	国境を越えるサービスの貿易	和五十二年法律第六十号)

							_										
						四十六											四 十 五
概要	措置	政府の段階	留保の種類	産業分類	小分野	分野				概要	措置	政府の段階		留保の種類	産業分類	小分野	分野
国境を越えるサービスの貿易	職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第五章	中央政府	現地における拠点(第百九条)			技能検定	行ってはならない。	船籍を有しない船舶は、日本国内の不開港場への寄港及び日本国内港間の貨物又は旅客の運送を	日本国の法令又は日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国の	投資及び国境を越えるサービスの貿易	船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第三条	中央政府	最恵国待遇(第七十四条及び第百八条)	内国民待遇(第七十三条及び第百七条)		水運業	運輸業

家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)第三条	措置		
中央政府	政府の段階		
現地における拠点(第百九条)	留保の種類		
JSIC 五一一九 その他の農畜産物・水産物卸売業	産業分類		
家畜	小分野		
卸売業及び小売業	分野	四十八	
る外国投資家について適用する。			1
外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の上水道業への投資を行おうとす			
投資	概要		
対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条			
外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条	措置		
中央政府	政府の段階		
内国民待遇(第七十三条)	留保の種類		
JSIC 三六一一 上水道業	産業分類		
	小分野		
上水道業	分野	四 十 七	

(チリの表は省略)

概要 轄する都道府県知事の免許を受けなければならない。この場合において、「家畜の取引」とは、家 畜の売買若しくは交換又はそのあっせんをいう。 国境を越えるサービスの貿易 家畜の取引の事業を営もうとする者は、

日本国内に住所を有しなければならず、その住所地を管

附属書七 (第八章、 第九章関係 将来の措置に関する留保

1 各締約国の表は、 又は新たな若しくは一 当該締約国が次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持 な措置を採用することのできる特定の分野、

留保について、 第七十九条2及び第百十条2の規定に従って記載するものである。

層

制 限

的

小分野又は

活動に関する

- (a) 第七十三条又は第百 七条
- (b) 第七十四条又は第百 八条
- (c) 第七十 七 条
- (d) 第七十八条
- (e) 第百. 九
- 2 留 保には、 次の事項を記載する。
- (a) 分野。 「分野」 には、 留保 の対象となる一般的な分野を示す。
- (b) 小分野。 「小分野」には、 留保の対象となる個別の分野を示す。

- (c) 産業分類。 「産業分類」には、 留保の対象となる活動であって、該当する国内産業分類又は国際産業
- 分類の下で行われるものを、 透明性の観点からのみ示す。
- (d) 留保の種類。 「留保の種類」 には、 1に規定する義務であって留保の対象となるものを特定する。
- (e) 概要。 「概要」 には、 留保の対象となる分野、 小分野又は活動の範囲を記載する。
- (f) 措置を、 現行の措置。 透明性 の観点から明示する。 「現行の措置」 には、 留保の対象となる分野、 小分野又は活動について適用する現行の
- 項に優先する。 留保 の解釈に当たっては、 当該留保に関するすべての事項を考慮する。 「概要」 がその他のすべての事

3

- 4 野、 留保 小分野及び活動については、 の種類」 に特定する義務は、 適用しない。 第七十九条2及び第百十条2の規定に従い、 「概要」 に記載する分
- 5 この附属書の適用上、
- (a) 「JSIC」とは、 総務省統計局が作成し、二千二年三月七日に改定した日本標準産業分類の番号を

いう。

(b) 部、 「CPC」とは、 ニューヨーク、 千九百九十一年)をいう。 暫定的な中央生産物分類 (統計文書M第七十七号、 国際連合国際経済社会局統計

日本国の表

	現行の措置	
(c) 後継企業の経営幹部又は取締役の国籍に関する措置を採用し、又は維持する権利		
る能力を制限する権利		
(b) チリの投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配す		
限する権利		
(a) チリの投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制		
留保する。		
日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次の権利を		
投資	概要	
経営幹部及び取締役会(第七十八条)		
内国民待遇 (第七十三条)	留保の種類	
	産業分類	
	小分野	
すべての分野	分野	_

三		<u> </u>
概留産小分野 保分野 種類	現 行 の 措 置	留産 小分野 保 労野 種類
投資及び国境を越えるサービスの貿易最恵国待遇(第七十四条及び第百八条)すべての分野	国は、これらの活動に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	内国民待遇(第七十三条及び第百七条)すべての分野

							四										
	概要			留保の種類	産業分類	小分野	分野	現行の措置									
サービス以外の新たなサービスに関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。日本国は、この協定の効力発生時の状況の下で日本国政府が認識していたか、又は認識し得た	国境を越えるサービスの貿易	現地における拠点(第百九条)	最恵国待遇(第百八条)	内国民待遇 (第百七条)			すべての分野(新たなサービス)		(c) 海事(海難救助を含む。)	(b) 漁業	(a) 航空	を留保する。	る待遇を与える措置であって、次のいずれかの事項に関係するものを採用し、又は維持する権利	2 日本国は、1に規定する協定以外のすべての二国間又は多数国間の協定に従い各国に対し異な	し、又は維持する権利を留保する。	署名されたすべての二国間又は多数国間の協定に従い各国に対し異なる待遇を与える措置を採用	1 日本国は、この協定の効力発生の日において効力を有し、又はこの協定の効力発生の日の前に

									五.					
						産業分類		小分野	分野	現行の措置				
J J S I S I C C 八七 二 一 九 九	J J S I C C 三〇五九	J J S S I I C C	I C	J S I C 二七五	J S I C 二七四	J S I C 二七一	宇宙開発産業	航空機産業	航空宇宙産業		提供に関する措置を採	日本国は、この協	いるサービスは、そ	この協定の効力発生時
電気機械器具修理業(建設・鉱山機械を除く。)一般機械修理業(建設・鉱山機械を除く。)他に分類されない輸送用機械器具製造業	その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業航空機・同附属品製造業	電子部品・デバイス製造業情報通信機械器具製造業	と 前に 養え 機の他の電気機	電気計測器製造業	電子応用装置製造業	発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業					採用し、又は維持する権利を留保する。	定の効力発生時には技術的に提供可能でなかったあらゆる態様でのサービスの	の時点で日本国政府が認識し得たものとする。	生時にJSIC又はCPCにおいて明示的かつ具体的な記述により分類されて

武器・火薬産業		六
内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条及び第五		
外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条及び第三十条	現行の措置	
(d)宇宙輸送サービス		
(c) 修理及び保守のサービス		
(b) 報酬を受けて、又は契約に基づいて行う生産に係るサービス		
a.設計、製造又は使用に関する技術を輸入するための技術導入契約に基づくサービス		
を採用し、又は維持する権利を留保する。		
日本国は、次のサービスを含む航空機産業及び宇宙開発産業に係るサービスの提供に関する措置		
保する。		
日本国は、航空機産業及び宇宙開発産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留		
投資及び国境を越えるサービスの貿易	概要	
現地における拠点(第百九条)		
経営幹部及び取締役会(第七十八条)		
特定措置の履行要求(第七十七条)		
内国民待遇(第七十三条及び第百七条)	留保の種類	
るものに限られる。		
は八七二の下での活動のうち留保の対象となる活動は、航空機産業及び宇宙開発産業に関連す		
注 JSIC二七一、二七四、二七五、二七九、二八、二九、三〇五九、三〇九九、八七一一又		

小分野 留 産 屋業分類 保の 種 類 武器 内 J S I C J S I C J S J S 火 J S I C J S I C J S I C J S I C J S I C J S I J S I J S I C J S I 八薬類製 定措置 .国民待遇 (第七十三条及び第百七条) 注 られる。 七 Ι Ι 産 一一又は八七二の下での活動のうち留保の対象となる活動は、武器産業に関連するものに限 JSIC二七一、二七四、二七五、二七九、二八、二九、三〇三、三〇五九、 C С C C С 0 造 八七二 二七五 二七四 二九 二八 二七 二七 履行要求 三八一 三〇九九 三〇五九 八七一一 七九一 九 (第七十七条) その他 電気機械器具修理業 武器製造業 他に分類され 船舶製造·修理業、 電子部品 情報通信 その他の電気機械器具製造業 電気計測器製造業 電子応用装置 発電用・送電用・ 火薬類製造 般機械修理業 の産 ・デバイス製造業 機械器具製造 業用運搬 旦製造業 ない輸送 (建 配 設 車 舶 電 声 用 用 用機関製造業 機械器具製 鉱山機械を除く。 同部 産業用 分品· 電 造業 気機 附 属 械器具製造業 品 造業 三〇九

八

		T	
	七		
産業分類	小 分 分 野	現 行 の 措 置	既 要
JSIC 二七一 発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業 JSIC 二四九一 核燃料製造業 原子力産業 がス業	電気業エネルギー産業	本国は、武器産業及び火薬類と、又は維持する権利を留保し、又は維持する権利を留保を関計、製造又は使用に関する権利を留保を理及び保守のサービスを含む。	投資及び国璄を越えるサービスの貿易現地における拠点(第百九条)

留 保の 種 類 最 内 J S J S J S J S J S J S J S J S J S I C J S I C J S I J S I J S I J S I J S I 恵国 国民待遇 注 I C するもの I I 五. Ι Ι Ι Ι Ι 九九、 JSIC二七一、二七四、二七五、二七 C C С C С 待 C C \mathbf{C} \mathbf{C} \mathbf{C} C С 遇 八七二 <u>=</u> <u>=</u> == 三四 三四 三四 二九 二八 二七 三〇九九 三〇五九 八五九九 (第七十三条及び第百七条) (第百 に限られる。 八七一一又は八七二の下での活動のうち留保の対象となる活動は、 七 七 七 兀 <u>一</u> 三 <u>-</u> 九 五. 八条) 電気業 その他 その他 電気機械器具修理業 他に分類されない廃棄 ガス事業所 ガス製造工 他に分類されない 船舶製造·修理 電子部品 情報通信 ガス供給 電 電子応用 気計 般機械修 ! の 産 測 \mathcal{O} 装置 所 機械器具製造 電 器 デバ 気機 製造 理 場 業用運搬 (本社、 製造 業 業、 械器具製 イス製造 (建 輸 設・ 送 営業所等 車 舶用機関製造業 物 用 両 処理業 機械器 造業 九、二八、二九、三〇三、三〇五九、 鉱山機械を除く。 同 部 具製 分 品 造業 附 属 品 製 造業 原子力産業に関 三〇九: 九、

連八

	八		
留 保 の 種 類	産 小 分 業 分 野 分 野 類	現 行 の 措 置	要
I C ○四一 海面養I C ○四二 内水面I C ○四二 内水面目待遇(第七十三条及び民待遇(第七十三条及び日待遇(第七十三条及び	JSIC 〇三二 内水面漁業	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(平成十二年法律第百十七号)第五章対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条及び第五条外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条及び第三十条の提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	は国は、、分子に掲げるにないで、産業への受養では 及び国境を越えるサービスの貿易 における拠点(第百九条) 幹部及び取締役会(第七十八条) 措置の履行要求(第七十七条)

九					
小 分 野		現行の措置		†	既 要
放送業情報通信業	号)第四条、第五条、第七条から第十二条まで及び第十四条排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律(平成八年法律第七十六外国人漁業の規制に関する法律(昭和四十二年法律第六十号)第三条、第四条及び第六条対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条	外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条()漁業に使用される他の船舶への補給()漁獲物及びその製品の輸送	点 では、こうでは、こうでは、 水産資源の採取を伴わな ・ 漁獲物の保蔵及び加工 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	この留保の適用上、「漁業」とはサービスの提供に関する措置を採日本国は、領海、内水、排他的経	投資及び国竟を越えるサービスの貿易現地における拠点(第百九条)

	+														
留保の 種類 類	分野				現行の措置			概要				留保の種類			産業分類
最惠国待遇(第七十四条)内国民待遇(第七十三条)	土地取引に関する事項	放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第五十二条の八及び第五十二条の十三	電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第五条	対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条	外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条	る権利を留保する。	日本国は、放送業への投資又は放送業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持す	投資及び国境を越えるサービスの貿易	現地における拠点(第百九条)	経営幹部及び取締役会(第七十八条)	特定措置の履行要求(第七十七条)	内国民待遇(第七十三条及び第百七条)	JSIC 三八三 有線放送業	JSIC 三八二 民間放送業(有線放送業を除く。)	JSIC 三八一 公共放送業(有線放送業を除く。)

(チリの表は省略)

現行の措					概要			
置	スの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	公衆のための訓練、保健、保育等の社会事業サービスへの投資又はこれらのサービスに係るサービ	供に関する措置並びに所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、社会福祉、公の教育、	日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスへの投資又はこれらのサービスに係るサービスの提	投資及び国境を越えるサービスの貿易	現地における拠点(第百九条)	経営幹部及び取締役会(第七十八条)	特定措置の履行要求(第七十七条)

附属書八(第八章関係) 資金の移転

(資金の移転に係るチリの留保につき省略)

附属書九(第八章関係) 収用

両 締約国は、 第八十二条1の規定が次の二の事態を取り扱っているとの理解を共有していることを確認す

る。

(a) 第一の事態は、 直接的な収用である。 直接的な収用とは、 投資財産が正式な権原の移転 又は明白 な差

(b) 又は 押 原 の移転 第二の えを通じて国有化され、 連 事態 $\overline{\mathcal{O}}$ 又は 行為が 明白. は、 間接的 特定の事実関係にお な差押えなしに直接的 な収用 又はその他 である。 ** \ の方法により 間接的 て間接的 な収用と同等の効果を有する場合をいう。 な収用とは、 な収用 直接的に収用される場合をいう。 を構成するか否かを決定するに当たっては、 締約 国による一又は 当該 連の行為が 締 約 国に 正 よる 式な権 特

(i) 実 政府 のみをもって間接的な収用が行われたことが確定するものではない。 の行為の経済的な影響(ただし、 当該行為が投資財産の経済的価値に悪影響を及ぼすという事

に

次

の事

項を考慮

į

事案ごとに、

事実に基づいて調

査するものとする。

(ii) 政府の行為が投資財産から生ずる明確な及び合理的な期待を害する程度

(iv) (iii) 政府の行為の目的 政府の行為の性質 (当該行為が正当な公の目的のために行われるか否かを含む。) (当該行為が無差別なものであるか否かを含む。)

附属書十(第十章関係) 第百十八条及び第百十九条に関する表

日本国の表

注釈

1 記載 第百 \mathcal{O} ため 十八条及び第百十九条の規定による表への記 の指針 (二千一年三月二十八日付け の世界貿易機関文書S/L 職は、 適用される範囲内で、 /第九十二号) 特定 の約束に係る表 に従ったも 0 0) ~

2 ある。 日 本国 ただし、 は、 第百二十三条の文脈における信用秩序の 当該指針は、 法的拘束力を有するものと解してはならない。 維持を理由として、 業務上 の拠点の法的 な形 態に 対

する差別的で ない 制 限等 \dot{O} 措置をとることを妨げられない。 日 本国 は、 同 様 0 理 由 に より、 新 たな 金 融

サー ビスの市 場へ の進出に対する差別的でない 制限 (このような信用秩序の 維 持 0 目 的 を達成するため \mathcal{O}

規 制 の枠 組みに合致するもの) を課することを妨げられない。このこととの関連にお いて、 証

れる場合を除くほか、 日 本国 の関係法に定義する有価証券を取り扱うことを認められ、 当該有価証券を取り扱うことを認められない。 及び銀行は、 当該関係法に従って認めら

(チリの表は省略)

扱う預金を対象としない。 預金保険制度は、外国銀行の支店が	制限しない。	スを除く。) ビス(保険及び保険関連のサービB 銀行サービスその他の金融サー
制限しない。	る。 についてのみ提供することができ いて提供が認められている保険契約 注 保険仲介サービスは、日本国にお 制限しない(注)。	A 保険及び保険関連のサービス
内国民待遇に係る制限	市場アクセスに係る制限	分野又は小分野

日本国の表

注釈

1 第百二十条1の規定による表への記載は、 適用される範囲内で、 特定の約束に係る表への記載のための

指針(二千一年三月二十八日付けの世界貿易機関文書S/L/第九十二号)に従ったものである。 ただ

し、当該指針は、法的拘束力を有するものと解してはならない。

2 日本国は、 第百二十八条しいに定義する国境を越える金融サービスの貿易に関してのみ、 第百二十条1

の規定による約束を行う。

融データの処理並びに第百二十八金融情報の提供及び移転並びに金第百二十八条(e)ij(K)に規定する	B 銀行サービスその他の金融サービ	補助的なサービス二十八条(e)(j)D)に規定する保険の再保険及び再々保険並びに第百	国際間の運送中の貨物る。	のものから生ずる責任を運送する手段並びに	保険は、重送される背勿及が 貨物(衛星を含む。)。 当該	宇宙空間への打上げ及び運送	(i) 海上運送、商業航空並びに	る保険
投資一任契約に係るサービスについては、業務上の拠点が必要である。	ス(保険及び保険関連のサービスを除く。)			ス 目 いまい 一 住居 何 クサーモン 著名 ごせ 名し い	日本国こおいて呆倹中个ナーごスを守う易合こは、養务上の処気が必要である。	(b) 国際海上運送に使用されない日本国の船籍の船舶	(a) 日本国内で運送される貨物	則として業務上の拠点が必要である。

(チリの表は省略)

その他の金融サービスについての条(e)ij(L)に規定する銀行サービス 助言その他の補助的な金融サー ス(仲介を除く。 F.

附属書十二 (第十章関係) 第百二十条2に関する表

日本国の表

注釈

第百二十条2の規定による表への記載は、適用される範囲内で、特定の約束に係る表への記載のための指

針(二千一年三月二十八日付けの世界貿易機関文書S/L/第九十二号)に従ったものである。

該指針は、法的拘束力を有するものと解してはならない。

宇宙空間への打上げ及び運送(i)海上運送、商業航空並びに	る保険	次の事項に関連する危険に対す	A 保険及び保険関連のサービス	分野又は小分野
(b) 国際海上運送に使用されない日本国の船籍の船舶(a) 日本国内で運送される貨物	則として業務上の拠点が必要である。	次に掲げるもの及びこれらのものから生ずる責任に係る保険契約については、原		制限及び条件

ただし、

当

(チリの表は省略)

に規定する金融サービス 第百二十八条(e)넰(A)から(L)まで	B 銀行サービスその他の金融サービス	補助的なサービス二十八条(e(i)D)に規定する保険の再保険及び再々保険並びに第百	国際間の運送中の貨物る。	いずれい又はすべてを付象とれらのものから生ずる責任の貨物を運送する手段並びにこ	保険は、運送される貨物及び貨物(衛星を含む。)。当該
制限しない。	ヒス(保険及び保険関連のサービスを除く。)				日本国において保険仲介サービスを行う場合には、業務上の拠点が必要である。

第一節 商用訪問者

1 において投資財産を設立するための準備活動を含む。)に参加するため、一方の締約国内から報酬を得る 方の締約国に滞在する他方の締約 業務連絡 かつ、一般公衆に対する直接の販売に従事せず、 (物品又はサービスの販売のための交渉を含む。)その他これに類似する活動 国の国民については、 付録一の規定に従い、 又は自らサー ビスの提供に従事することなく 入国及び一時的な滞在が (一方の締約国

許可される。

2 て、 当該国民が、入国及び一時的な滞在について適用される他方の締約国の出入国管理に関する法令であっ れた場合には、 1に規定する入国及び一時的な滞在については、 第十一章の規定に反しないものに従うことを条件とする。 一方の締約国 の国民に対し、 労働の許可の取得を要求することなく、 次のものを含む入国審査のために必要な文書が提示さ 許可する。 ただし、

(a) 当該一方の締約国の国籍を有していることを証明するもの

- (b) 当該国民が1にいう業務活動に従事することを証明する文書
- (c) 当該国民が国内の雇用市場への参入を求めないことを証明する証
- 3 方の締約国は、 他方の締約国の国民が次の国及び的の事項を証明することにより20の要件を満たす

こととなることを認める。

- (a) 予定されている業務活動 の報酬 の源泉が、 当該一方の締約国 の国外にあること。
- (b) 業務を行う主たる場所及び利得が実際に帰属する場所が、 主として当該一方の締約国 の国外にあるこ

と。

- 4 ことができる。 からの書簡を十分な証拠であると認める。 締約国は、 業務を行う主たる場所及び利得が実際に帰属する場所について、 締約国は、 更なる証明を要求する場合には、 原則として、これらの事項を証明する雇用者 口頭による申告を受理する
- 5 いずれの締約国も、次の事項を行ってはならない。
- (a) 1の規定に基づく入国及び一時的な滞在の条件として、事前承認の手続又は同様の効果を有する他の

手続を要求すること。

- (b) 1の規定に基づく入国及び一時的な滞在に関して数量制限を課し、 又は維持すること。
- 玉 \mathcal{O} 国民に対し、 入国前に査証 又はこれに相当するものを取得することを要求することができる。

6

方の締約

国

は、

5

の規定に

かかわらず、

1の規定に基づく入国及び一時的

な滞在を求める他方の締約

第二節 企業内転勤者

1 方の締約 国 (T) 国民 (他方 の締 約 玉 の入国及び当該 他 一方の締: 約国における一時的な滞在に係る申 -請を

行 他 方 0 た日 の締 約 \mathcal{O} 国に 直 前 におい (T) 年 て投資を行う企業によって雇用され 以上 \mathcal{O} 期間 にわ たり、 当該他一 方の 締約 ているものに限る。 国にお いてサー E であって、 スを提供する企業又は 当該: 他方の 当該 締 約

玉 12 お ける当該企業の支店若しくは代表事務所に転任するもの 又は当該企業が所有 Ĺ 若しくは支配

若しくは当該企業と関連し、 か つ、 当該: 他方 の締約国に お いて設立され、 若しくは 組織される企業に転任

するものは、 付録一 の規定に従 い、 入国及び一 時的, な滞在が許可される。 ただし、 当該国民が、 次 \mathcal{O} *(* \ ず

れかの活動に従事することを条件とする。

- (a) 長として支店又は代表事務所を管理する活動
- (b) 役員又は監査役として企業を管理する活動

- (c) 企業の一又は二以上の部門を管理する活動
- (d) 物理学、 工学その他の自然科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動

経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動又は

(e)

法律学、

経済学、

注 釈 1

当該他方の締約国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動

この1の規定の適用上、企業が他の企業と「関連」するとは、当該他の企業が、

当該企業の財

務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合をいう。

注釈2 この1(d)又は (e)に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知 識を必要と

する活動とは、 この 1に規定する国民が、 原則として大学教育 (学士) 又はそれ以 上 の教育を修

了することによって得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事す

ることができない活動をいう。

2 1に規定する入国及び一時的な滞在については、 一方の締約国の国民に対し、 許可する。ただし、当該

国民が、 入国及び一時的な滞在について適用される他方の締約国の出入国管理に関する法令であって、 第

十一章の規定に反しないものに従うことを条件とする。

3 1 ずれの締約国も、 1の規定に基づく入国及び一時的な滞在に関して数量制限を課し、 又は維持しては

ならない。

4 に査証又はこれに相当するものを取得することを要求することができる。 方の締約国は、 1の規定に基づく入国及び一時的な滞在を求める他方の締約国 の国民に対し、 入国前

第三節 投資家

1 次 いのいず ħ か の活動 に従事する一 方の締約国 の国民については、 付録一の規定に従い、 入国及び 時的

な滞在が許可される。

- (a) 他方の締約国における事業に投資して、その経営を行う活動
- (b) 他 方 0) 締 約国 \mathcal{O} 者以外の者であって、 当該: 他方の締約国における事業に投資しているも のに代わっ

て、その経営を行う活動

- (c) 他方の締約国における事業であって、 当該他方の締約国の者以外の者が投資しているものの管理
- 2 国民が、 1に規定する入国及び一時的な滞在については、 入国及び一時的な滞在について適用される他方の締約国 一方の締約 国 の出入国管理に関する法令であって、 の国民に対し、 許可する。 ただし、 当該 第

十一章の規定に反しないものに従うことを条件とする。

3 ずれの締約国も、 1 の規定に基づく入国及び一時的な滞在に関して数量制限を課し、 又は維持しては

ならない。

4 方の締 約国 は、 1の規定に基づく入国及び一時的な滞在を求める他方の締約国 の国民に対し、 入国前

に査証又はこれに相当するものを取得することを要求することができる。

第四節 方の締約 国 の国民であって、 他方の締約国にある公私の機関 との間の個人的な契約

づいて専門的な業務活動に従事するもの

1 付録二に定める一 方の締約 玉 (T) 国民 は、 付録 の規定に従い、 入国及び 時的な滞在が許可される。 た

当該国民が、 入国 一 及 び 時 的な滞在につい て適用される他方の締 約 国 (T) 出 入国管理に関する法令で

あって、第十一章の規定に反しないものに従うことを条件とする。

2 1 ずれ の締約国も、 1 の規定に基づく入国及び一時的な滞在に関して数量制限を課し、 又は維持しては

ならない。

3 方の締約国は、 1の規定に基づく入国及び一時的な滞在を求める他方の締約国の国民に対し、入国前

に基

付録一

f 分

1 日本国については、次のとおりとする。

(a) 第一節に規定する入国及び一時的な滞在については、 チリの国民は、 九十日間 (この期間は、 更新す

ることができる。)の滞在が許可される。

(b) 第二節から第四節までに規定する入国及び 時的な滞在については、 チリの国民は、 年間又は三年

間 (この期間は、 更新することができる。) の滞在が許可される。

2 チリについては、次のとおりとする。

(a) この附属書に規定するいずれの区分においてチリに入国する日本国の国民についても、 国 の利益とな

る活動に従事するものとみなされる。

(b) 第一節に規定する入国及び一時的な滞在については、 日本国の国民は、 九十日間 (この期間 は、

(c) することができる。)の滯在が許可される。 第二節から第四節までに規定する入国及び一時的な滞在については、 一年間を超えない一時的な滞在

件として、日本国の国民に対し永続的な居住を申請することを要求することなく、その後の期間につい のための査証が発給される。当該査証は、その基礎となった条件が引き続き効力を有していることを条

D チリこ人国する日本国の国記で更新される。

(d) チリに入国する日本国の国民は、外国人用の身分証明書を取得することができる。

1 第四節の規定の適用上、 日本国は、 日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づき日本国に一

時的に滞在する間に、 次のいずれかの専門的な業務活動に従事するチリの国民に対し、 入国及び一時的な

滞在を許可する。

(a) 物 理学、 工学その他の自然科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動

(b) 法律学、 経済学、 経営学、 会計学その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動 文は

日 本国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動

注 釈 1 この 1 (a)及び(b)に規定する活動は、 それぞれ、 出入国管理及び難民認定法 (昭和 二十六年政令

第三百十九号)でその範囲が定められている「技術」 及び「人文知識・国際業務」 の在留資格に

基づくものとする。

注 釈 2 この1(a)又は(b)に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要と

する活動とは、この1に規定する国民が、原則として大学教育(学士)又はそれ以上の教育を修

了することによって得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事す

ることができない活動をいう。

2 第四節の規定の適用上、チリは、 専門家若しくは高度な技術者として業務活動に従事し、 又は特定の職

業に関連する研修に係る職務(セミナーの運営を含む。)を遂行することを求める日本国 $\overline{\mathcal{O}}$ 国民に対

入国及び一時的な滞在を許可する。ただし、当該国民が次のものを提示することを条件とする。

(a) 日本国の国籍を有していることを証明するもの

(b) 当該国 民が当該業務活動 に従事し、 又は当該職務を遂行することを証明し、 及び入国 \bigcirc 目的 を記述す

る文書

(c) 関連する最低限度の教育上の要件を達成していることを証明する文書又はこれに代わる 証 明書

(d) 当該国 民が、 チリの企業との間で、 当該 国民の職業に相当する地位で雇用されることをあらかじ め確

認したことを証明する文書。 この要件は、 チリの企業との間の契約書又は当該国民とチリの雇 用者との

間 0 雇 用 に係る申出であって、 受諾されているものを提出することによって満たされる。

注 釈 この2の規定の適用上、 「専門家」とは、 次の
(a)及び
(b)の要件を満たす専門的な職業に従事する

日本国の国民をいう。

(a) 専門知識を理論的及び実務的に適用する職業であること。

(b)

当するものであって、当該職業の分野に関するものを取得する必要があること。

当該職業に就くために、少なくとも四年以上の学習を必要とする大学教育の学位又はこれに相

581

附属書十四(第十二章関係) 政府調達

第一部 機関

第一節 日本国の機関

第十二章の規定は、 世界貿易機関設立協定附属書四 政 府調達に関する協定の日本国 の附属書Ⅰ 付表1から

3までの適用対象となる機関 (次の機関を除く。) について適用する。

石油公団

北海道旅客鉄道株式会社

東日本旅客鉄道株式会社

東海旅客鉄道株式会社

西日本旅客鉄道株式会社

四国旅客鉄道株式会社

九州旅客鉄道株式会社

日本貨物鉄道株式会社

日本たばこ産業株式会社

日本電信電話株式会社

西日本電信電話株式会社東日本電信電話株式会社

消防団員等公務災害補償等共済基金

第二節 チリの機関

第A款

第十二章の規定は、次の機関について適用する。

大統領府

内務省

内務次官官房

地方・行政開発次官官房

国家緊急災害対策庁 (ONEMI)

国家麻薬管理審議会 (CONACE)

選挙管理庁

外務省

外務次官官房

教育官房

国際経済関係総局 (DIRECON)

国境・境界局(DIFROL)チリ南極研究所(INACH)

チリ国際協力庁(AGCI)

国防省

陸軍次官官房

海軍次官官房

空軍次官官房

軍警察次官官房

調査警察次官官房

民間航空総局 国防省官房

国家動員総局

国立政治・戦略研究所 (ANEPE)

民間防衛総局

財務省

財務次官官房

予算局

財務総局 国税庁 (SII)

税関庁

造幣局

政府調達局(ChileCompra)

銀行・金融機関監督庁

証券・保険監督庁

市民サービス局賭博場監督庁

大統領府

大統領府次官官房

国家環境委員会 (CONAMA)

高齢者庁

内閣官房

内閣官房次官官房

チリ国立スポーツ振興研究所

社会機関部 (DOS)

通信・文化庁(SECC)

国家テレビ審議会

経済・開発・復興省

漁業次官官房 経済次官官房

外国投資委員会

消費者庁(SERNAC)

経済監督庁

漁業庁 国立統計研究所 Î N E

(SERNAPESCA)

観光庁 SERN A T U R

電気・ 燃料監督庁

国立規格研究所 (INN)

技術協力庁 (SERCOTEC)

経済開発公社(CORFO)

鉱業・エネルギー省

鉱業次官官房

チリ原子力委員会 (CCHEN)

チリ銅委員会(COCHILCO)

国家エネルギー委員会

地質・鉱業庁(SERNAGEOMIN)

計画・協力省

計画·協力次官官房

先住民開発公社 (CONADI)

社会連帯・投資基金(FOSIS)

国家障害者基金 (FONADIS)

国立青年研究所 (INJUV)

教育省

教育次官官房

国家科学技術調査委員会 (CONICYT)

図書館・公文書館・博物館局(DIBAM)

国家教育扶助・奨学金評議会(JUNAEB)

国家保育所評議会(JUNJI)

国家文化・芸術審議会

司法省

司法次官官房

司法扶助公社

市民登録・身分証明庁

破産監督庁

法医学庁

未成年者庁(SENAME)

矯正局

国選弁護人事務所

労働・社会福祉省

労働次官官房

社会福祉次官官房

労働局

動産担保融資総局

年金・標準化研究所(INP)

研修・雇用庁(SENCE)

年金基金監督庁

社会保障監督庁

公共事業省

公共事業終局

水利総局

空港局 総局

建築局

港湾事業局

水利事業局

計画局

会計・資金総局

道路局

国立水利研究所

衛生サービス監督庁

運輸・通信省

運輸次官官房

通信次官官房

民間航空評議会

国家交通安全委員会 (CONASET)

保健省

保健次官官房

保健サービス供給センター(CENABAST)

国家保健基金 (FONASA)

公衆衛生研究所 (ISP)

保健監督庁

アリカ保健庁

イキケ保健庁

アントファガスタ保健庁

アタカマ保健庁

コキンボ保健庁

バルパライソ・サンアントニオ保健庁

ビーニャ・デル・マル・キジョタ保健庁

アコンカグア保健庁

マウレ保健庁リベルタドール・ヘネラル・ベルナルド・オヒギンス保健庁

ニュブレ保健庁

コンセプシオン保健庁

タルカウアノ保健庁

593

ビオビオ保健庁

北アラウカニア保健庁

バルディビア保健庁

南アラウカニア保健庁

オソルノ保健庁

ジャンキウエ・チロエ・パレナ保健庁

マゼラン保健庁

首都圏東部保健庁

首都圏南部保健庁

首都圈中央部保健庁

首都圏北部保健庁

首都圈西部保健庁

首都圈南東部保健庁

首都圏環境保健庁(SESMA)

住宅·都市計画省

住宅次官官房

サンティアゴ都市公園

地方住宅・都市計画庁

国有財産省

国有財産次官官房

農業省

農業次官官房

国家灌溉委員会 (CNR)

森林公社 (CONAF)

農牧開発庁(INDAP)

農業政策調査庁 (ODEPA)

農牧庁 (SAG)

天然資源情報センター (CIREN)

チリ森林研究所

農牧調査研究所 I N I A

女性問題庁

地域政府

第一州

アリカ県

パリナコタ県

イキケ県

第二州

アントファガスタ県

バルパライソ県第 エル・ロア県ボルルカル 県第 三 ポージャ 県エル・ロア 州 スコ ポージャ 県県 県 県

サン・フェリペ・デ・アコンカグア県

ロス・アンデス県

サン・アントニオ県

イースター島県

第六州

コルチャグア県 カチャポアル県

カルデナル・カロ県

第七州

タルカ県 クリコ県

リナレス県

カウケネス県

第八州

ビオビオ県 ニュブレ県

アラウコ県

コンセプシオン県

第九州

カウティン県

マジェコ県

第十州

バルディビア県

オソルノ県

ジャンキウエ県

599

チロエ県

第十一州 パレナ県 コイアイケ県

アイセン県

ヘネラル・カレーラ県

カピタン・プラット県

第十二州

マゼラン県

ウルティマ・エスペランサ県

チリ南極県

ティエラ・デル・フエゴ県

首都圏州

チャカブコ県

コルディジェラ県

マイポ県

タラガンテ県 メリピージャ県

サンティアゴ市

第A款に関する注釈

1 これらの機関には、 直属の下部機関である地域的及び小地域的な単位 (ただし、 産業的又は商業的性質

を有していないものに限る。)を含む。

2

第十二章の規定は、

航空会社に対し空港その他の航空機の発着終点施設を業として提供する機関であっ

て、民間航空総局の下にあるすべてのものを対象とする。

第B款

第十二章の規定は、次の機関について適用する。

アリカ イキケ アルト・オスピシオ アルト・オスピシオ ウアラ ウアラ カマロネス カマロネス トコピージャ アントファガスタ カルデラ コピアポ カラマ タルタル サン・ペドロ・デ・アタカマ シエラ・ゴルダ オジャグエ メヒジョネス マリア・エレナ

チャニャラル ティエラ・アマリージャ

バジェナルデ・アルマグロ

フレイリーナ ウアスコ ラ・セレナ ラ・セレナ アルト・デル・カルメン アンダコージョ アンダコージョ エンテ・パトリア オバージェ トリア

コンバルバラ イジャペル ロス・ビロス ロス・ビロス ドーニャ・デル・マル プチュンカビ キジョタ カサブランカ ビジャ・アレマナ

ア・カルーラ・カレーラ・カルーラ・カル・キュニカル・キュニカル・カースター島 エル・タベナニオースコーカル・ランゴ サン・フェリペカテム サン・フェリペカテム カテム カテム カテム カラエンド ロス・アム・アンデス・アンデステルガア グアルガア

パプード サパジャール ファン・フェルナンデス コリーナ カレラ・デ・タンゴ イスラ・ビ・タンゴ テ・システルナ ラス・コンデス ラ・グランハ ラ・グランハ コンチャリ コンチャリ エスタシオン・セントラル ニュニョア パイネ

ピルケペニャフロール プロビデンシア

インデペンデンシア ペドロ・アギーレ・セルダ ウエチュラバ ランカグア マチャリ コデグア モスタサル

ペウモ

サン・ビセンテ

ドニウエ ロルタウコ レンゴ レンゴ カリバル マジョア サン・フェルナンド サンタ・デ・ティルココ サンタ・クルス ロロロル ロロロル プマンケ プマンケ ファル・ショ ファル・ショ ロロロル カー・エストレージャ カージャ フウウコ リカンテン ビチュケン ウアラニエ ウアラニエ クラルカ ウアラニエ ファミリア マウレ ファミリア クレプト コンスティトウシオン エンペドラード サン・ハビエル リナレス ・ブエル ロンガビ レティロ トヤンコ マウケネス レジャ・アレグレ サン・ラファエル サン・ラファエル コイウト コエレカー コエレカー コブケウエ ラファエル コブケクラ サン・ファビアン サン・コラス サン・コラス カル・カルメン ウアルキ ウアルキ ウアルキ ウアルキ ウアルメン オンオン タルカウアノ ロタ ルカウアノ ロタ カニエテ ウラニラウコ ロス・アラセス アラウコ ファナッルモ ス・アンヘレス チジャントゥコード チジャン・ロセンド チジャン・ビオ・ビオ ウアルペン サン・ペドロ・デ・ラ・パス サン・カルロス アンゴル アンゴル ロス・サウセス トライグエン ドクトリア クラカウティン ロンキマイ ロンキマイ ブルクンコ グルケンコ メエバ・インペリアル サアベドラ ピトルフケン ドルテン トルテン ロンコチェ ロンコチェ グコン グラレウエ テオドロ・シュミット フラル フラル フラル フラル フラス・カサス

プロス・ランコ ロス・ラゴス フトローノ パイジャコーノ フェーノ カー・ ヴェーノ カー・ ヴェーノ カー・ ヴェーノ カー・ ブェーノ カー・ ブェークタイ

リオ・ネグロ プロス・ルー・バラス アンク・ムエルト・バラス アンク・ムエルト・バラス アンカウエ キャル スス キンチャオクラコ・デ・ベレスチャイテン プケイレン ケイレン ケンョン ケルドン カストロ

コチャモサン・デ・ラ・コスタ

ウアライウエ

フタレウフ

アイセン
シスネス
コイアイケ
コイアイケ
コクラネ・チュ
がアイテカス
トルデルンス・アルデルト・ナタ・アレナス
ス

トレス・デル・パイネ

リオ・ベルデ ラグーナ・ブランカ プリマベーラ ティマウケル

ナバリノ

カボ・デ・オルノス

第C款

第十二章の規定は、 次の機関について適用する。

アリカ港湾公社

アントファガスタ港湾公社 イキケ港湾公社

コキンボ港湾公社

バルパライソ港湾公社

サン・アントニオ港湾公社

サン・ビセンテ・タルカウアノ港湾公社

チャカブコ港湾公社

南部港湾公社

第二部 物品

第一節 日本国の調達に係る物品

第十二章の規定は、 世界貿易機関設立協定附属書四政府調達に関する協定の日本国の附属書Ⅰの適用対象

となる物品について適用する。

第二節 チリの調達に係る物品

第十二章の規定は、すべての物品について適用する。

第三部 サービス

第一節 日本国の調達に係るサービス

第十二章の規定は、 世界貿易機関設立協定附属書四政府調達に関する協定の日本国の附属書Ⅰ付表4の適

用対象となるサービスについて適用する。

第二節 チリの調達に係るサービス

第十二章の規定は、 すべてのサービス (第百二十八条(e)に定義する金融サービスを除く。) について適用

する。

第四部 建設サービス

第一節 日本国の調達に係る建設サービス

第十二章の規定は、 世界貿易機関設立協定附 属書四政府調達に関する協定の日本国の附属書Ⅰ付表5の適

用対象となる建設サービスについて適用する。

第二節 チリの調達に係る建設サービス

第十二章の規定は、すべての建設サービスについて適用する。

第二節に関する注釈

第十二章の規定は、 イースター島に供給するための建設サービスについては、 適用しない。

第五部 基準額

第一節 日本国について適用される基準額

第一 部第一節に掲げる機関による調達についての基準 -額は、 世界貿易機関設立協定附属書四 政府調達 に関

関設立協定附 属書四: 政 府調達に関する協定の日本国の附属書Ⅰ付表2の適用対象となる機関を除く。) が、

ただし、

当該第一

部第一

節に掲げる機関

(世界貿易機

する協定の日本国

の附

属書Ⅰに定める基準額とする。

物品 及 びサー ビス (建設サー -ビス、 建築のため のサービス、 エンジニアリング・サービスその他の技術的

サービスを除く。) を調達する場合の基準額は、 十万特別引出権とする。

第一節に関する注釈

日本国は、 前 々年の一 月一日に開始し、 前年の十二月三十一日に終了する直近二年間の特別引出権に対す

る円 の価 額 の平均値に基づき、 基準額を円建てに換算する。 円建てに換算された基準額 $\widetilde{\mathcal{O}}$ 価 額 は、 現 在 . の 年

の四月一 日に開始し、 その翌々年の三月三十一日に終了する二年間有効なものとする。ただし、二千四年一

き円建てに換算された基準額の価額は、 月一日に開始し、二千五年十二月三十一日に終了する二年間の特別引出権に対する円の価 この協定の効力発生の日から二千八年三月三十一日まで有効なもの 額の平均値に基づ

とする。

1

第一

第二節 チリについて適用される基準額

会二金 ニュー・リー・リー・エア されとす 著

部第二節第A款において特定する機関に関しては、

次のとおりとする。

第二部において特定する物品については、十万特別引出権

第三部において特定するサービスについては、十万特別引出権

第四部において特定する建設サー ビスについては、 五. 百 万 特 莂 引 出 権

第一 部第二節第B款において特定する機関に関しては、 次のとおりとする。

2

第二部において特定する物品については、二十万特別引出権

第三部において特定するサービスについては、二十万特別引出権

第四部において特定する建設サービスについては、一千万特別引出

第一 部第二節第C款において特定する機関に関しては、次のとおりとする。

3

第二部において特定する物品については、三十万特別引出権

第三部において特定するサービスについては、三十万特別引出権

第四部において特定する建設サービスについては、一千万特別引出 権

第二節に関する注釈

チリは、 前 々年の一 月一日に開始し、 前年の十二月三十一日に終了する直近二年間 の特別引出権に対する

準額 チリ・ の価 ペソの 額 は 価 現 額 在 \mathcal{O} 平 \mathcal{O} 年 均値に基づき、 \bigcirc 兀 月一 日に開 基準額をチリ・ペソ建てに換算する。 始 Ų その翌々年の三月三十一日に終了する二年間 チリ・ペソ建てに換算され 有効なもの とす た基

る。 ただ Ļ 二千四 年 月 — 日 に開 始し、 二千五年十二月三十一日に終了する二年間 (T) 特別引 出 権に対する

チリ ・ペソの 価 額 の平 均値に基づきチリ・ペソ建てに換算された基準額の価 翼額は、 この協定 の効力発生 $\overline{\mathcal{O}}$ H

から二千八年三月三十一日まで有効なものとする。

第六部 チリに関する一般的注釈

第十二章の規定は、次の事項については、適用しない。

(a) チリ又はその公的企業が供与するあらゆる形態の援助 (贈与、 借款、 出資、 財政による奨励、 補助

金、 保証、 協力のための合意、 いかなる者、 地域政府又は地方政府に対する政府による物品及びサービ

スの提供並びに対外援助を直接の目的とする購入を含む。)

(b) 国際的な贈与、 借款その他の援助を資金とする購入(ただし、 当該援助が第十二章の規定に反する条

件で提供される場合に限る。)

(c) チリの外交使節団による調達であって、専らその運用及び管理のために行われるもの

第七部 出版物

第一節 日本国の出版物

官報

県報、市報又はこれらに相当するもの

第二節 チリの出版物

官報

www.chilecompra.cl

www.mop.cl (建設サービス)

チリについては、チリの法令により指定される蒸留酒のチリ産ピスコ 日本国については、日本国の法令により指定される蒸留酒の薩摩

2

1